

第2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

（注）アンダーラインを付した箇所が、改正した箇所である。

>

一 例言

改 正 後	改 正 前
例言	例言
<p>1 この通達は、従来の租税特別措置法（法人税法の特例関係）に関する通達を基礎として、現行法令に照らして必要最小限度の改正を行い、これを現行法令の体系に分類、整理したものである。</p> <p>2 実務の便宜のため、従来の通達の全部又は一部を廃止し、新通達を制定する形式をとった。</p> <p>3 この通達の分類及び配列は、租税特別措置法の関係条文の順序によった。</p> <p>4 個別通達は、原則としてそのまま存続することとした。ただし、広く一般に適用があると認められる個別通達は、その表現を一般通達の表現に改めた上この通達に集録し、従来の個別通達を廃止することとした。</p> <p>5 この通達の構成は、租税特別措置法「第三章 法人税法の特例」の各節を「章」とし、各章は、原則として、各条文ごとに例えば「<u>第61条の4（交際費等の損金不算入）</u>」関係のように区分した。</p> <p>なお、各条文ごとの区分を必要に応じてさらに「款」に区分した。</p> <p>（例）</p> <p style="padding-left: 2em;">第8章 <u>交際費等の課税の特例</u></p> <p style="padding-left: 2em;">第61条の4 <u>（交際費等の損金不算入）</u> 関係</p> <p style="padding-left: 4em;">第1款 <u>交際費等の範囲</u></p> <p style="padding-left: 4em;">第2款 <u>損金不算入額の計算</u></p>	<p>1 この通達は、従来の租税特別措置法（法人税法の特例関係）に関する通達を基礎として、現行法令に照らして必要最小限度の改正を行い、これを現行法令の体系に分類、整理したものである。</p> <p>2 実務の便宜のため、従来の通達の全部又は一部を廃止し、新通達を制定する形式をとった。</p> <p>3 この通達の分類及び配列は、租税特別措置法の関係条文の順序によった。</p> <p>4 個別通達は、原則としてそのまま存続することとした。ただし、広く一般に適用があると認められる個別通達は、その表現を一般通達の表現に改めた上この通達に集録し、従来の個別通達を廃止することとした。</p> <p>5 この通達の構成は、租税特別措置法「第三章 法人税法の特例」の各節を「章」とし、各章は、原則として、各条文ごとに例えば「<u>第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）</u>」関係のように区分した。</p> <p>なお、各条文ごとの区分を必要に応じてさらに「款」に区分した。</p> <p>（例）</p> <p style="padding-left: 2em;">第1章の2 <u>特別税額控除及び減価償却の特例</u></p> <p style="padding-left: 2em;">第42条の4 <u>（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）</u> 関係</p> <p style="padding-left: 4em;">第1款 <u>試験研究の範囲</u></p> <p style="padding-left: 4em;">第2款 <u>試験研究費の額</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>6 この通達の番号は、各条文ごとの一連番号とした。ただし、「款」の区分を設けたものについては、通達番号にその款の区分を括弧書で付記するとともに、その款ごとの一連番号を付した。</p> <p>(例)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>61の4(1)-1</u>……<u>第61条の4</u>（<u>交際費等の損金不算入</u>）関係の第1款の1番を示す。</p> <p>7 この通達の文中（以下「……」という。）又は（……以下同じ。）は、特にその範囲を限定しない限り、（以下第○条関係において「……」という。）又は（……以下第○条関係において同じ。）を意味する。</p>	<p style="padding-left: 2em;"><u>第3款</u> <u>中小企業者</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第4款</u> <u>その他</u></p> <p>6 この通達の番号は、各条文ごとの一連番号とした。ただし、「款」の区分を設けたものについては、通達番号にその款の区分を括弧書で付記するとともに、その款ごとの一連番号を付した。</p> <p>(例)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>42の4(1)-1</u>……<u>第42条の4</u>（<u>試験研究を行った場合の法人税額の特別控除</u>）関係の第1款の1番を示す。</p> <p>7 この通達の文中（以下「……」という。）又は（……以下同じ。）は、特にその範囲を限定しない限り、（以下第○条関係において「……」という。）又は（……以下第○条関係において同じ。）を意味する。</p>

二 目 次

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 中小企業者等の法人税率の特例</p> <p style="padding-left: 2em;">第42条の3の2（<u>中小企業者等の法人税率の特例</u>）関係</p> <p>第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p style="padding-left: 2em;">第42条の4・<u>第42条の4の2</u>（<u>試験研究を行った場合の法人税額の特別控除</u>）関係</p> <p style="padding-left: 4em;">第1款 試験研究の範囲</p> <p style="padding-left: 4em;">第2款 試験研究費の額</p> <p style="padding-left: 4em;">第3款 中小企業者</p>	<p>第1章 中小企業者等の法人税率の特例</p> <p style="padding-left: 2em;">第42条の3の2（<u>中小企業者等の法人税率の特例</u>）関係</p> <p>第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p style="padding-left: 2em;">第42条の4（<u>試験研究を行った場合の法人税額の特別控除</u>）関係</p> <p style="padding-left: 4em;">第1款 試験研究の範囲</p> <p style="padding-left: 4em;">第2款 試験研究費の額</p> <p style="padding-left: 4em;">第3款 中小企業者</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第4款 その他</p> <p><u>第42条の6～第47条</u>（共通事項）関係</p> <p>第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の9（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の10（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の11（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の11の2（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p><u>第42条の12</u>（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の12の2（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の12の4（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の12の5（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の12の6（生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）関係</p> <p>第43条（特定船舶の特別償却）関係</p> <p>第43条の2（被災代替資産等の特別償却）関係</p>	<p>第4款 その他</p> <p><u>第42条の5～第48条</u>（共通事項）関係</p> <p>第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の9（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の10（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の11（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の11の2（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p><u>第42条の11の3</u>（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の12の2（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の12の4（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の12の5（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の12の6（生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）関係</p> <p>第43条（特定船舶の特別償却）関係</p> <p>第43条の2（被災代替資産等の特別償却）関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第44条（関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却）関係</p> <p>第44条の2（特定事業継続力強化設備等の特別償却）関係</p> <p>第44条の3（共同利用施設の特別償却）関係</p> <p>第44条の4（環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却）関係</p> <p>第44条の5（生産方式革新事業活動用資産等の特別償却）関係</p> <p>第44条の6（再資源化事業等高度化設備の特別償却）関係</p> <p>第45条（特定地域における工業用機械等の特別償却）関係</p> <p>第45条の2（医療用機器等の特別償却）関係</p> <p>第46条（輸出事業用資産の割増償却）関係</p> <p>第47条（特定都市再生建築物の割増償却）関係</p> <p>第52条の3（準備金方式による特別償却）関係</p> <p>第2章 準備金等</p> <p>第55条～第57条の8（共通事項）関係</p> <p>第55条（海外投資等損失準備金）関係</p> <p>第56条（中小企業事業再編投資損失準備金）関係</p> <p>第57条の4（特定原子力施設炉心等除去準備金）関係</p> <p>第57条の5（保険会社等の異常危険準備金）関係</p> <p>第57条の6（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）関係</p> <p>第57条の7（関西国際空港用地整備準備金）関係</p> <p>第57条の7の2（中部国際空港整備準備金）関係</p> <p>第57条の8（特定船舶に係る特別修繕準備金）関係</p> <p>第57条の9（中小企業者等の貸倒引当金の特例）関係</p>	<p>第44条（関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却）関係</p> <p>第44条の2（特定事業継続力強化設備等の特別償却）関係</p> <p>第44条の3（共同利用施設の特別償却）関係</p> <p>第44条の4（環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却）関係</p> <p>第44条の5（生産方式革新事業活動用資産等の特別償却）関係</p> <p>第44条の6（再資源化事業等高度化設備の特別償却）関係</p> <p>第45条（特定地域における工業用機械等の特別償却）関係</p> <p>第45条の2（医療用機器等の特別償却）関係</p> <p>第46条（輸出事業用資産の割増償却）関係</p> <p>第47条（特定都市再生建築物の割増償却）関係</p> <p><u>第48条（倉庫用建物等の割増償却）関係</u></p> <p>第52条の3（準備金方式による特別償却）関係</p> <p>第2章 準備金等</p> <p>第55条～第57条の8（共通事項）関係</p> <p>第55条（海外投資等損失準備金）関係</p> <p>第56条（中小企業事業再編投資損失準備金）関係</p> <p>第57条の4（特定原子力施設炉心等除去準備金）関係</p> <p>第57条の5（保険会社等の異常危険準備金）関係</p> <p>第57条の6（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）関係</p> <p>第57条の7（関西国際空港用地整備準備金）関係</p> <p>第57条の7の2（中部国際空港整備準備金）関係</p> <p>第57条の8（特定船舶に係る特別修繕準備金）関係</p> <p>第57条の9（中小企業者等の貸倒引当金の特例）関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第3章 削 除</p> <p>第4章 鉱業所得の課税の特例 第58条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係</p> <p>第4章の2 特許権等の譲渡等による所得の課税の特例 第59条の3（特許権等の譲渡等による所得の課税の特例）関係</p> <p>第1款 特殊の関係</p> <p>第2款 研究開発費の額</p> <p>第3款 特許権譲渡等取引に係る所得の金額</p> <p>第4款 独立企業間価格</p> <p>第5款 その他</p> <p>第5章 沖縄の認定法人の課税の特例 第60条（沖縄の認定法人の課税の特例）関係</p> <p>第5章の2 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例 第61条（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）関係</p> <p>第6章 削 除</p> <p>第7章 認定農地所有適格法人の課税の特例 第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係 第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係</p>	<p>第3章 削 除</p> <p>第4章 鉱業所得の課税の特例 第58条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係</p> <p>第4章の2 特許権等の譲渡等による所得の課税の特例 第59条の3（特許権等の譲渡等による所得の課税の特例）関係</p> <p>第1款 特殊の関係</p> <p>第2款 研究開発費の額</p> <p>第3款 特許権譲渡等取引に係る所得の金額</p> <p>第4款 独立企業間価格</p> <p>第5款 その他</p> <p>第5章 沖縄の認定法人の課税の特例 第60条（沖縄の認定法人の課税の特例）関係</p> <p>第5章の2 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例 第61条（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）関係</p> <p>第6章 削 除</p> <p>第7章 認定農地所有適格法人の課税の特例 第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係 第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第8章 交際費等の課税の特例</p> <p>第61条の4（交際費等の損金不算入）関係</p> <p>第1款 交際費等の範囲</p> <p>第2款 損金不算入額の計算</p> <p>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率</p> <p>第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第64条～第66条（共通事項）関係</p> <p>第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係</p>	<p>第8章 交際費等の課税の特例</p> <p>第61条の4（交際費等の損金不算入）関係</p> <p>第1款 交際費等の範囲</p> <p>第2款 損金不算入額の計算</p> <p>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率</p> <p>第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第64条～第66条（共通事項）関係</p> <p>第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第4款 収用証明書等</p> <p>第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の5（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の5の2（特定の長期所有土地等の所得の特別控除）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 その他</p> <p>第65条の6（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）関係</p> <p>第65条の7～第65条の9（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第3款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第4款 特別勘定</p> <p>第5款 その他</p> <p>第66条（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）関係</p> <p>第66条の2（株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例）関係</p>	<p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第4款 収用証明書等</p> <p>第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の5（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の5の2（特定の長期所有土地等の所得の特別控除）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 その他</p> <p>第65条の6（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）関係</p> <p>第65条の7～第65条の9（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第3款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第4款 特別勘定</p> <p>第5款 その他</p> <p>第66条（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）関係</p> <p>第66条の2（株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例）関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第11章 国外関連者との取引に係る課税の特例等</p> <p>第66条の4（国外関連者との取引に係る課税の特例）関係</p> <p>第1款 特殊の関係</p> <p>第2款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第3款 比較対象取引</p> <p>第4款 独立企業間価格の算定</p> <p>第5款 利益分割法の適用</p> <p>第6款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第7款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用</p> <p>第8款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第9款 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用</p> <p>第10款 申告調整等</p> <p>第11款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第12款 その他</p> <p>第11章の2 外国法人の内部取引に係る課税の特例</p> <p>第66条の4の3（外国法人の内部取引に係る課税の特例）関係</p> <p>第1款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第2款 比較対象取引</p> <p>第3款 独立企業間価格の算定</p> <p>第4款 利益分割法の適用</p> <p>第5款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第6款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用</p> <p>第7款 棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立</p>	<p>第11章 国外関連者との取引に係る課税の特例等</p> <p>第66条の4（国外関連者との取引に係る課税の特例）関係</p> <p>第1款 特殊の関係</p> <p>第2款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第3款 比較対象取引</p> <p>第4款 独立企業間価格の算定</p> <p>第5款 利益分割法の適用</p> <p>第6款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第7款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用</p> <p>第8款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第9款 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の適用</p> <p>第10款 申告調整等</p> <p>第11款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第12款 その他</p> <p>第11章の2 外国法人の内部取引に係る課税の特例</p> <p>第66条の4の3（外国法人の内部取引に係る課税の特例）関係</p> <p>第1款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第2款 比較対象取引</p> <p>第3款 独立企業間価格の算定</p> <p>第4款 利益分割法の適用</p> <p>第5款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第6款 ディスカウント・キャッシュ・フロー法の適用</p> <p>第7款 棚卸資産の売買に相当する内部取引以外の内部取引における独立</p>

改 正 後	改 正 前
<p>企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第8款 特定無形資産国外関連取引に相当する内部取引に係る価格調整措置の適用</p> <p>第9款 申告調整等</p> <p>第10款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第11章の3 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供</p> <p>第66条の4の4（特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供）関係</p> <p>第12章 支払利子等に係る課税の特例</p> <p>第66条の5（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）関係</p> <p>第66条の5の2及び第66条の5の3（対象純支払利子等に係る課税の特例） 関係</p> <p>第13章 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例</p> <p>第66条の6～第66条の9（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）関係</p> <p>第66条の9の2～第66条の9の5（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）関係</p> <p>第14章 その他の特例</p> <p>第66条の10（技術研究組合の所得の計算の特例）関係</p> <p>第66条の11（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）関係</p>	<p>企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第8款 特定無形資産国外関連取引に相当する内部取引に係る価格調整措置の適用</p> <p>第9款 申告調整等</p> <p>第10款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第11章の3 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供</p> <p>第66条の4の4（特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供）関係</p> <p>第12章 支払利子等に係る課税の特例</p> <p>第66条の5（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）関係</p> <p>第66条の5の2及び第66条の5の3（対象純支払利子等に係る課税の特例） 関係</p> <p>第13章 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例</p> <p>第66条の6～第66条の9（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）関係</p> <p>第66条の9の2～第66条の9の5（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）関係</p> <p>第14章 その他の特例</p> <p>第66条の10（技術研究組合の所得の計算の特例）関係</p> <p>第66条の11（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）関係</p> <p><u>第66条の11の2（特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例）関係</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>第66条の13（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例）関係</p> <p>第67条（社会保険診療報酬の所得の計算の特例）関係</p> <p>第67条の3（農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例）関係</p> <p>第67条の4（転廃業助成金等に係る課税の特例）関係</p> <p>第67条の5（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）関係</p> <p>第67条の6（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）関係</p> <p>第67条の12（組合事業等による損失がある場合の課税の特例）関係</p> <p>第67条の18（国外所得金額の計算の特例）関係</p> <p>第68条（特定の協同組合等の法人税率の特例）関係</p> <p>第68条の2（認定株式分配に係る課税の特例）関係</p> <p>第68条の2の2（適格合併等の範囲等に関する特例）関係</p> <p>第1款 合併法人等</p> <p>第2款 特定軽減課税外国法人等</p>	<p>第66条の13（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例）関係</p> <p>第67条（社会保険診療報酬の所得の計算の特例）関係</p> <p>第67条の3（農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例）関係</p> <p>第67条の4（転廃業助成金等に係る課税の特例）関係</p> <p>第67条の5（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）関係</p> <p>第67条の6（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）関係</p> <p>第67条の12（組合事業等による損失がある場合の課税の特例）関係</p> <p>第67条の18（国外所得金額の計算の特例）関係</p> <p>第68条（特定の協同組合等の法人税率の特例）関係</p> <p>第68条の2（認定株式分配に係る課税の特例）関係</p> <p>第68条の2の2（適格合併等の範囲等に関する特例）関係</p> <p>第1款 合併法人等</p> <p>第2款 特定軽減課税外国法人等</p>

三 第42条の4・第42条の4の2（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>第42条の4・<u>第42条の4の2</u>（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除） 関係</p>	<p>第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 1 款 試験研究の範囲</p> <p>(サービス設計工程の全てが行われるかどうかの判定)</p> <p>42 の 4(1) -6 サービス設計工程 (措置法令第 27 条の 4 第 7 項各号に掲げるものをいう。以下同じ。) の全てが行われるかどうかは、法人がサービス設計工程の全てを実行することを試験研究の計画段階において決定しているかどうかにより判定する。したがって、サービス設計工程の全てが当該事業年度に完了していない場合又は当該事業年度において試験研究が中止になった場合であっても、法人がサービス設計工程の全てを実行することを試験研究の計画段階で決定しているときには、その試験研究はサービス設計工程の全てが行われる試験研究に該当することに留意する。</p> <p>㊦ サービス設計工程の全てを実行することの判定については、当該法人がその全部又は一部を委託により行うかどうかは問わないことに留意する。</p> <p><u>(他の者に委託する試験研究が国外において行われるかどうかの判定)</u></p> <p>42 の 4(1) -7 <u>措置法第 42 条の 4 第 19 項第 14 号に規定する国外委託試験研究に該当するかどうかの判定に当たり、他の者に委託する試験研究が国外において行われるかどうかは、当該他の者が内国法人であるか外国法人であるか等にかかわらず、当該試験研究が行われる場所が国外であるかどうかにより判定することに留意する。</u></p> <p><u>この場合において、当該試験研究が行われる場所については、当該試験研究に係る個々の活動の内容及び実施態様に即して判断するのであるが、例えば、次に掲げる試験研究については、原則として、それぞれ次に定める場所で行われたものとする。</u></p> <p>(1) <u>研究所、試験場、工場その他の研究開発施設を利用して行われる試験研究</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 款 試験研究の範囲</p> <p>(サービス設計工程の全てが行われるかどうかの判定)</p> <p>42 の 4(1) -6 サービス設計工程 (措置法令第 27 条の 4 第 6 項各号に掲げるものをいう。以下同じ。) の全てが行われるかどうかは、法人がサービス設計工程の全てを実行することを試験研究の計画段階において決定しているかどうかにより判定する。したがって、サービス設計工程の全てが当該事業年度に完了していない場合又は当該事業年度において試験研究が中止になった場合であっても、法人がサービス設計工程の全てを実行することを試験研究の計画段階で決定しているときには、その試験研究はサービス設計工程の全てが行われる試験研究に該当することに留意する。</p> <p>㊦ サービス設計工程の全てを実行することの判定については、当該法人がその全部又は一部を委託により行うかどうかは問わないことに留意する。</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>（(2)に掲げる試験研究に該当するものを除く。） 当該研究開発施設の所在する場所</u></p> <p><u>(2) 主として研究開発施設を利用して行われるものでない試験研究で、研究員、調査員、作業員、技術者等の試験研究従事者により行われるもの 当該試験研究が行われる時において当該試験研究従事者が当該試験研究に従事する場所</u></p> <p><u>(注) 1 試験研究が国内及び国外の双方で行われるものである場合には、当該試験研究に係る試験研究費の額を実施場所ごとに合理的に区分する必要がある。この場合、当該委託に係る契約内容、取引慣行その他の事情に照らし通常知り得る情報に基づき判断することに留意する。</u></p> <p><u>2 注書 1 により試験研究に係る試験研究費の額を実施場所ごとに合理的に区分することがその性質上著しく困難であると認められる場合には、当該試験研究は、その全部を国外において行われるものとして取り扱うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 款 試験研究費の額</p> <p>（試験研究費の額の統一的計算）</p> <p>42 の 4 (2) -2 措置法第 42 条の 4 の規定の適用上、<u>対象事業年度</u>（同条第 19 項第 5 号に規定する<u>対象事業年度</u>をいう。以下同じ。）及び比較年度（<u>対象事業年度開始</u>の日の 3 年前の日から<u>対象事業年度開始</u>の日の前日までの期間内に開始した各事業年度をいう。以下同じ。）の試験研究費の額を計算する場合の共通経費の配賦基準等については、継続して同一の方法によることに留意する。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 款 試験研究費の額</p> <p>（試験研究費の額の統一的計算）</p> <p>42 の 4 (2) -2 措置法第 42 条の 4 の規定の適用上、<u>適用年度</u>（同条第 19 項第 3 号に規定する<u>適用年度</u>をいう。）及び比較年度（<u>同項第 5 号の適用年度開始</u>の日の 3 年前の日から<u>同項第 3 号に規定する適用年度開始</u>の日の前日までの期間内に開始した各事業年度をいう。以下同じ。）の試験研究費の額を計算する場合の共通経費の配賦基準等については、継続して同一の方法によることに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(試験研究費の額に含まれる人件費の額)</p> <p>42の4(2)－3 試験研究費の額に含まれる人件費の額は、専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者（措置法令第27条の4第7項に規定する試験研究にあつては、措置法規則第20条第2項に規定する情報解析専門家でその専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者）に係るものであるから、たとえ研究所等に専属する者に係るものであつても、例えば事務職員、守衛、運転手等のように試験研究に直接従事していない者に係るものは、これに含まれないことに留意する。</p> <p>(試験研究用資産の減価償却費)</p> <p>42の4(2)－4 試験研究費の額には、法人が自ら行う製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究又は対価を得て提供する新たな役務の開発を目的として措置法令第27条の4第7項各号に掲げるものの全てが行われる場合における当該各号に掲げるもの（当該役務の開発を目的として、同項第1号イの方法によって情報を収集し、又は同号イの情報を取得する場合には、その収集又は取得を含む。）の用に供する減価償却資産に係る減価償却費の額は含まれるが、措置法第52条の3の規定による特別償却準備金の積立額は含まれない。</p> <p style="text-align: center;">第3款 中小企業者</p> <p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>42の4(3)－1 次に掲げる判定（以下「中小判定」という。）は、それぞれ次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 措置法第42条の4第4項から第6項までの規定の適用上、法人が中小企</p>	<p>(試験研究費の額に含まれる人件費の額)</p> <p>42の4(2)－3 試験研究費の額に含まれる人件費の額は、専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者（措置法令第27条の4第6項に規定する試験研究にあつては、措置法規則第20条第2項に規定する情報解析専門家でその専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者）に係るものであるから、たとえ研究所等に専属する者に係るものであつても、例えば事務職員、守衛、運転手等のように試験研究に直接従事していない者に係るものは、これに含まれないことに留意する。</p> <p>(試験研究用資産の減価償却費)</p> <p>42の4(2)－4 試験研究費の額には、法人が自ら行う製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究又は対価を得て提供する新たな役務の開発を目的として措置法令第27条の4第6項各号に掲げるものの全てが行われる場合における当該各号に掲げるもの（当該役務の開発を目的として、同項第1号イの方法によって情報を収集し、又は同号イの情報を取得する場合には、その収集又は取得を含む。）の用に供する減価償却資産に係る減価償却費の額は含まれるが、措置法第52条の3の規定による特別償却準備金の積立額は含まれない。</p> <p style="text-align: center;">第3款 中小企業者</p> <p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>42の4(3)－1 次に掲げる判定（以下「中小判定」という。）は、それぞれ次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 措置法第42条の4第4項から第6項までの規定の適用上、法人が中小企</p>

改 正 後	改 正 前
<p>業者（同条第 19 項第 7 号に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に該当するかどうかの判定 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによる。</p> <p>イ 通算法人以外の法人 当該法人の当該事業年度終了の時の現況による。</p> <p>ロ 通算法人 当該通算法人及び他の通算法人（当該通算法人の同条第 4 項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下「適用事業年度」という。）終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の当該適用事業年度終了の時の現況による。</p> <p>(2) 措置法規則第 20 条の 2 第 1 項又は第 9 項の規定の適用上、法人が中小企業者に該当するかどうかの判定 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによる。</p> <p>イ 通算法人以外の法人 当該法人の措置法令第 27 条の 5 第 2 項第 2 号又は第 8 号に規定する契約又は協定の締結時の現況による。</p> <p>ロ 通算法人 当該通算法人及び他の通算法人（次の(イ)の時及び(ロ)の日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の当該(イ)の時の現況による。</p> <p>(イ) 当該通算法人に係る措置法令第 27 条の 5 第 2 項第 2 号又は第 8 号に規定する契約又は協定の締結時</p> <p>(ロ) 当該通算法人の措置法第 42 条の 4 の 2 第 1 項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日</p> <p><u>注 1</u> (1)ロ及び(2)ロの取扱いは、通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。</p> <p><u>2</u> 措置法第 42 条の 4 第 7 項の規定の適用に当たっては、同項の規定の適用を受ける事業年度において中小企業者に該当する必要はないが、同条第</p>	<p>業者（同条第 19 項第 7 号に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に該当するかどうかの判定 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによる。</p> <p>イ 通算法人以外の法人 当該法人の当該事業年度終了の時の現況による。</p> <p>ロ 通算法人 当該通算法人及び他の通算法人（当該通算法人の同条第 4 項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下「適用事業年度」という。）終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の当該適用事業年度終了の時の現況による。</p> <p>(2) 措置法規則第 20 条第 6 項又は第 14 項の規定の適用上、法人が中小企業者に該当するかどうかの判定 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによる。</p> <p>イ 通算法人以外の法人 当該法人の措置法令第 27 条の 4 第 24 項第 2 号又は第 8 号に規定する契約又は協定の締結時の現況による。</p> <p>ロ 通算法人 当該通算法人及び他の通算法人（次の(イ)の時及び(ロ)の日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の当該(イ)の時の現況による。</p> <p>(イ) 当該通算法人に係る措置法令第 27 条の 4 第 24 項第 2 号又は第 8 号に規定する契約又は協定の締結時</p> <p>(ロ) 当該通算法人の措置法第 42 条の 4 第 7 項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日</p> <p><u>注</u> (1)ロ及び(2)ロの取扱いは、通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>19 項第 10 号に規定する繰越税額控除限度超過額の生じた事業年度終了の時において中小企業者に該当する必要があることに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 款 その他</p> <p>(事業年度の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p><u>42 の 4(4)－1 措置法令第 27 条の 5 第 2 項第 3 号から第 5 号まで又は第 9 号から第 13 号までの規定の適用上、</u>法人と共同し若しくは法人から委託を受けて試験研究を行う者又は法人から同号に規定する知的財産権(以下「知的財産権」という。)の使用料の支払を受ける者が、当該法人の事業年度の中途において同項第 3 号若しくは第 10 号に規定する特定新事業開拓事業者(以下「特定新事業開拓事業者」という。)、同項第 4 号若しくは第 11 号に規定する成果活用促進事業者(以下「成果活用促進事業者」という。)、同項第 5 号若しくは第 12 号に規定する他の者(以下「他の者」という。)又は同項第 9 号若しくは第 13 号に規定する特定中小企業者等(以下「特定中小企業者等」という。)のいずれにも該当しないこととなった場合には、当該法人のその該当しないこととなった日以後の期間に係る当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の額は、<u>措置法第 42 条の 4 の 2 第 3 項第 1 号</u>に規定する特別試験研究費の額(以下「特別試験研究費の額」という。)に該当しないことに留意する。</p> <p>㊦ 法人と共同し若しくは法人から委託を受けて試験研究を行う者又は法人から知的財産権の使用料の支払を受ける者が、当該試験研究に係る契約又は協定の締結時において特定新事業開拓事業者、成果活用促進事業者、他の者又は特定中小企業者等のいずれにも該当しない場合には、たとえその後これらの者に該当することとなったときであっても、当該法人の当該試験研究</p>	<p style="text-align: center;">第 4 款 その他</p> <p>(事業年度の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p><u>42 の 4(4)－1 措置法令第 27 条の 4 第 24 項第 3 号から第 5 号まで又は第 9 号から第 13 号までの規定の適用上、</u>法人と共同し若しくは法人から委託を受けて試験研究を行う者又は法人から同号に規定する知的財産権(以下「知的財産権」という。)の使用料の支払を受ける者が、当該法人の事業年度の中途において同項第 3 号若しくは第 10 号に規定する特定新事業開拓事業者(以下「特定新事業開拓事業者」という。)、同項第 4 号若しくは第 11 号に規定する成果活用促進事業者(以下「成果活用促進事業者」という。)、同項第 5 号若しくは第 12 号に規定する他の者(以下「他の者」という。)又は同項第 9 号若しくは第 13 号に規定する特定中小企業者等(以下「特定中小企業者等」という。)のいずれにも該当しないこととなった場合には、当該法人のその該当しないこととなった日以後の期間に係る当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の額は、<u>措置法第 42 条の 4 第 19 項第 10 号</u>に規定する特別試験研究費の額(以下「特別試験研究費の額」という。)に該当しないことに留意する。</p> <p>㊦ 法人と共同し若しくは法人から委託を受けて試験研究を行う者又は法人から知的財産権の使用料の支払を受ける者が、当該試験研究に係る契約又は協定の締結時において特定新事業開拓事業者、成果活用促進事業者、他の者又は特定中小企業者等のいずれにも該当しない場合には、たとえその後これらの者に該当することとなったときであっても、当該法人の当該試験研究</p>

改 正 後	改 正 前
<p>のために要する費用又は知的財産権の使用料の全額が、特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。</p> <p>(知的財産権の使用料及び新規高度研究業務従事者に対する人件費)</p> <p>42 の 4(4) -2 法人が特定中小企業者等からその有する知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究に係る試験研究費の額（措置法規則第 20 条の 2 第 20 項又は第 21 項の試験研究費の額に該当するものを除く。）のうち同条第 22 項の試験研究費の額に該当する知的財産権の使用料の額以外のものについては、措置法第 42 条の 4 の 2 第 1 項の規定の適用はないが、措置法第 42 条の 4 第 1 項又は第 4 項の規定の適用はあることに留意する。</p> <p>法人が行う措置法令第 27 条の 5 第 2 項第 15 号の要件を満たす試験研究に係る試験研究費の額（措置法規則第 20 条の 2 第 20 項又は第 21 項の試験研究費の額に該当するものを除く。）のうち措置法規則第 20 条の 2 第 23 項の試験研究費の額に該当する人件費の額以外のものについても、同様とする。</p> <p>(特別の技術による生産方式その他これに準ずるものの意義)</p> <p>42 の 4(4) -3 措置法規則第 20 条の 2 第 15 項の「特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの」とは、知的財産権以外で、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作、すなわち、特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等をいう。したがって、ノウハウはもちろん、機械、設備等の設計及び図面等に化体された生産方式、デザインもこれに含まれるが、技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等は、これに該当しない。</p>	<p>のために要する費用又は知的財産権の使用料の全額が、特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。</p> <p>(知的財産権の使用料及び新規高度研究業務従事者に対する人件費)</p> <p>42 の 4(4) -2 法人が特定中小企業者等からその有する知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究に係る試験研究費の額（措置法規則第 20 条第 25 項又は第 26 項の試験研究費の額に該当するものを除く。）のうち同条第 27 項の試験研究費の額に該当する知的財産権の使用料の額以外のものについては、措置法第 42 条の 4 第 7 項の規定の適用はないが、同条第 1 項又は第 4 項の規定の適用はあることに留意する。</p> <p>法人が行う措置法令第 27 条の 4 第 24 項第 15 号の要件を満たす試験研究に係る試験研究費の額（措置法規則第 20 条第 25 項又は第 26 項の試験研究費の額に該当するものを除く。）のうち措置法規則第 20 条第 28 項の試験研究費の額に該当する人件費の額以外のものについても、同様とする。</p> <p>(特別の技術による生産方式その他これに準ずるものの意義)</p> <p>42 の 4(4) -3 措置法規則第 20 条第 20 項の「特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの」とは、知的財産権以外で、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作、すなわち、特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等をいう。したがって、ノウハウはもちろん、機械、設備等の設計及び図面等に化体された生産方式、デザインもこれに含まれるが、技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等は、これに該当しない。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(学位の意義)</p> <p>42 の 4(4) - 3 の 2 措置法令第 27 条の 5 第 2 項第 15 号イ(1)又は(2)の学位は、その学位を授与された者が、その学位を得るための研究活動の過程で習得した専門的知識をもって同号ハの試験研究に従事する場合における当該学位をいうのであるから留意する。</p> <p>(被合併法人等において募集が行われていた場合の取扱い)</p> <p>42 の 4(4) - 3 の 3 措置法令第 27 条の 5 第 2 項第 15 号ハ(1)の「募集」は、広く一般に又は広く当該法人の試験研究に専ら従事する当該法人の使用人に対して行われたものでなければならないのであるが、例えば、法人が他の法人から合併、分割又は現物出資により当該他の法人が行っていた試験研究に関する事業の移転を受ける場合において、当該他の法人において当該試験研究の内容に関する提案が広く当該他の法人の試験研究に専ら従事する当該他の法人の使用人に募集されていたときは、同号ハ(1)に該当するものとする。</p> <p>同号ハ(3)の「募集」についても、同様とする。</p> <p>(新規高度研究業務従事者であることを明らかにする書類)</p> <p>42 の 4(4) - 3 の 4 措置法規則第 20 条の 2 第 23 項に規定する「第 3 号に規定する者が……新規高度研究業務従事者……であることを明らかにする書類」には、当該法人の役員又は使用人が次に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ、例えば、次に定めるような書類が該当する。</p> <p>(1) 措置法令第 27 条の 5 第 2 項第 15 号イ(1)又は(2)の博士の学位を授与された者 当該学位に係る学位記の写し</p> <p>(2) 同号イ(3)の他の者の役員又は使用人として 10 年以上専ら研究業務に従事</p>	<p>(学位の意義)</p> <p>42 の 4(4) - 3 の 2 措置法令第 27 条の 4 第 24 項第 15 号イ(1)の学位は、その学位を授与された者が、その学位を得るための研究活動の過程で習得した専門的知識をもって同号ハの試験研究に従事する場合における当該学位をいうのであるから留意する。</p> <p>(被合併法人等において募集が行われていた場合の取扱い)</p> <p>42 の 4(4) - 3 の 3 措置法令第 27 条の 4 第 24 項第 15 号ハ(1)の「募集」は、広く一般に又は広く当該法人の使用人に対して行われたものでなければならないのであるが、例えば、法人が他の法人から合併、分割又は現物出資により当該他の法人が行っていた試験研究に関する事業の移転を受ける場合において、当該他の法人において当該試験研究の内容に関する提案が広く当該他の法人の使用人に募集されていたときは、同号ハ(1)に該当するものとする。</p> <p>同号ハ(3)の「募集」についても、同様とする。</p> <p>(新規高度研究業務従事者であることを明らかにする書類)</p> <p>42 の 4(4) - 3 の 4 措置法規則第 20 条第 28 項に規定する「第 3 号に規定する者が……新規高度研究業務従事者……であることを明らかにする書類」には、当該法人の役員又は使用人が次に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ、例えば、次に定めるような書類が該当する。</p> <p>(1) 措置法令第 27 条の 4 第 24 項第 15 号イ(1)の博士の学位を授与された者 当該学位に係る学位記の写し</p> <p>(2) 同号イ(2)の他の者の役員又は使用人として 10 年以上専ら研究業務に従事</p>

改 正 後	改 正 前
<p>していた者 その者により作成された職務経歴書(当該他の者の名称並びに当該他の者において従事していた研究業務の内容及びその従事期間が記載されているものに限る。)</p> <p>(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)</p> <p>42 の 4 (4) -4 移転事業 (措置法令第 27 条の 4 第 16 項第 1 号に規定する移転事業をいう。以下同じ。) と移転事業以外の事業とに共通して生じた試験研究費の額がある場合における同号の合理的な方法とは、当該試験研究費の額をその試験研究の内容、性質等に応じた合理的な基準により、それぞれの事業に配分する方法をいうのであるから、留意する。</p> <p>移転事業と移転事業以外の事業とに共通して生じた売上金額がある場合における同条第 30 項の合理的な方法についても、同様とする。</p> <p>㊦ 分割又は現物出資の時に、分割法人又は現物出資法人において現に営まれていない事業に係る試験研究費の額は、移転事業に係る試験研究費の額に該当しないことに留意する。</p> <p>(通算親法人が合併以外の事由による解散をした場合の通算子法人の適用関係)</p> <p>42 の 4 (4) -5 通算親法人が解散 (合併による解散を除く。) をした場合における当該通算親法人に係る通算子法人の当該解散の日の属する事業年度については、措置法第 42 条の 4 第 8 項 (措置法第 42 条の 4 の 2 第 2 項において準用する場合を含む。) の規定の適用はなく、措置法第 42 条の 4 第 1 項、第 4 項若しくは第 7 項又は第 42 条の 4 の 2 第 1 項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(試験研究費の額又は特別試験研究費の額を有しない通算法人に係る適用関係)</p>	<p>していた者 その者により作成された職務経歴書(当該他の者の名称並びに当該他の者において従事していた研究業務の内容及びその従事期間が記載されているものに限る。)</p> <p>(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)</p> <p>42 の 4 (4) -4 移転事業 (措置法令第 27 条の 4 第 16 項第 1 号に規定する移転事業をいう。以下同じ。) と移転事業以外の事業とに共通して生じた試験研究費の額がある場合における同号の合理的な方法とは、当該試験研究費の額をその試験研究の内容、性質等に応じた合理的な基準により、それぞれの事業に配分する方法をいうのであるから、留意する。</p> <p>移転事業と移転事業以外の事業とに共通して生じた売上金額がある場合における同条第 32 項の合理的な方法についても、同様とする。</p> <p>㊦ 分割又は現物出資の時に、分割法人又は現物出資法人において現に営まれていない事業に係る試験研究費の額は、移転事業に係る試験研究費の額に該当しないことに留意する。</p> <p>(通算親法人が合併以外の事由による解散をした場合の通算子法人の適用関係)</p> <p>42 の 4 (4) -5 通算親法人が解散 (合併による解散を除く。) をした場合における当該通算親法人に係る通算子法人の当該解散の日の属する事業年度については、措置法第 42 条の 4 第 8 項 (同条第 18 項において準用する場合を含む。) の規定の適用はなく、同条第 1 項若しくは第 4 項又は第 7 項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(試験研究費の額又は特別試験研究費の額を有しない通算法人に係る適用関係)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>42 の 4(4)－6 通算法人の措置法第 42 条の 4 第 8 項第 2 号 (措置法第 42 条の 4 の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)</u>に規定する適用対象事業年度又は措置法第 42 条の 4 第 8 項第 12 号に規定する繰越適用対象事業年度における同条又は措置法第 42 条の 4 の 2 の規定の適用に当たっては、それぞれ次のことに留意する。</p> <p>(1) 当該通算法人に措置法第 42 条の 4 第 19 項第 1 号に規定する試験研究費の額がない場合であっても、同条第 8 項第 2 号又は第 12 号に定めるところにより、同条第 1 項、第 4 項又は第 7 項の規定の適用がある。</p> <p>(2) 当該通算法人に措置法第 42 条の 4 の 2 第 1 項に規定する特別試験研究費の額がない場合であっても、同条第 2 項において準用する措置法第 42 条の 4 第 8 項第 2 号に定めるところにより、措置法第 42 条の 4 の 2 第 1 項の規定の適用がある。</p> <p><u>(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)</u></p> <p><u>42 の 4(4)－7 措置法第 42 条の 4 第 7 項の繰越税額控除限度超過額を有している法人が、当該法人を被合併法人等 (被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。) とする合併等 (合併、分割、現物出資又は現物分配をいう。以下同じ。) を行った場合には、当該合併等が適格合併等 (適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。) に該当するときであっても、当該繰越税額控除限度超過額を合併法人等 (合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。) に引き継ぐことは認められないのであるから留意する。</u></p>	<p>42 の 4(4)－6 通算法人の措置法第 42 条の 4 第 8 項第 2 号に規定する適用対象事業年度における同条の規定の適用に当たっては、それぞれ次のことに留意する。</p> <p>(1) 当該通算法人に同条第 19 項第 1 号に規定する試験研究費の額がない場合であっても、同条第 8 項第 2 号に定めるところにより、同条第 1 項又は第 4 項の規定の適用がある。</p> <p>(2) 当該通算法人に同条第 7 項に規定する特別試験研究費の額がない場合であっても、同条第 18 項において準用する同条第 8 項第 2 号に定めるところにより、同条第 7 項の規定の適用がある。</p> <p>(新 設)</p>

四 第 42 条の 6～第 47 条《共通事項》関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 42 条の 6 ～ 第 47 条（共通事項）関係</p> <p>（特別償却対象資産の特別償却の計算）</p> <p>42の6～47(共)－1 措置法第42条の6第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項、第42条の11の2第1項、<u>第42条の12第1項</u>、第42条の12の4第1項、第42条の12の6第1項及び第43条から<u>第47条</u>までの規定による特別償却等は、当該特別償却等の対象となる機械設備等について認められているのであるから、機械設備等で特別償却等の対象とならないものがあるときはもちろん、当該特別償却等の対象となる機械設備等と種類及び耐用年数を同じくする他の機械設備等があっても、それぞれ各別に償却限度額を計算することに留意する。</p> <p>（特別償却等の適用を受けたものの意義）</p> <p>42の6～47(共)－2 法人が、その有する減価償却資産について、措置法第42条の6第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項、第42条の11の2第1項、<u>第42条の12第1項</u>、第42条の12の4第1項、第42条の12の6第1項及び第43条から<u>第47条</u>までの規定による特別償却等に係る償却を実施していない場合においても、当該特別償却等に関する明細書においてその特別償却限度額の計算を行い、措置法第52条の2第1項に規定する特別償却不足額若しくは同条第4項に規定する合併等特別償却不足額として記載しているとき又はこれらの特別償却等に係る措置法第52条の3の規定による特別償却準備金の積立不足額若しくは合併等特別償却準備金積立不足額として処理したときは、当該減価償却資産は、当該特別償却限度額に係る特別償却等の適用を受けたものに該当することに留意する。</p>	<p style="text-align: center;">第 42 条の 5 ～ 第 48 条（共通事項）関係</p> <p>（特別償却対象資産の特別償却の計算）</p> <p>42の5～48(共)－1 措置法第42条の6第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項、第42条の11の2第1項、<u>第42条の11の3第1項</u>、第42条の12の4第1項、第42条の12の6第1項及び第43条から<u>第48条</u>までの規定による特別償却等は、当該特別償却等の対象となる機械設備等について認められているのであるから、機械設備等で特別償却等の対象とならないものがあるときはもちろん、当該特別償却等の対象となる機械設備等と種類及び耐用年数を同じくする他の機械設備等があっても、それぞれ各別に償却限度額を計算することに留意する。</p> <p>（特別償却等の適用を受けたものの意義）</p> <p>42の5～48(共)－2 法人が、その有する減価償却資産について、措置法第42条の6第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項、第42条の11の2第1項、<u>第42条の11の3第1項</u>、第42条の12の4第1項、第42条の12の6第1項及び第43条から<u>第48条</u>までの規定による特別償却等に係る償却を実施していない場合においても、当該特別償却等に関する明細書においてその特別償却限度額の計算を行い、措置法第52条の2第1項に規定する特別償却不足額若しくは同条第4項に規定する合併等特別償却不足額として記載しているとき又はこれらの特別償却等に係る措置法第52条の3の規定による特別償却準備金の積立不足額若しくは合併等特別償却準備金積立不足額として処理したときは、当該減価償却資産は、当該特別償却限度額に係る特別償却等の適用を受けたものに該当することに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>42の6～47(共)－3 措置法第42条の6、第42条の10から第42条の12まで、第42条の12の4、第42条の12の6及び第43条から第47条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第52条の3第1項の規定は、減価償却資産を事業の用に供した場合に適用があるのであるから、適格合併等（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。以下同じ。）による移転に係る減価償却資産についてこれらの規定の適用があるかどうかは、当該減価償却資産を事業の用に供した日の現況において、これらの規定に規定する適用要件（適用対象法人、適用期間、適用対象事業等に関する要件をいう。以下同じ。）を満たすかどうかにより判定することに留意する。</p> <p>㊦1 例えば、中小企業者等（措置法第42条の6第1項に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。）に該当する被合併法人が減価償却資産を適格合併により中小企業者等に該当しない合併法人に移転する場合の同項の規定の適用については、次のようになる。</p> <p>(1) 被合併法人が当該減価償却資産を事業の用に供した場合は、他の適用要件を満たせば、被合併法人において同項の規定の適用を受けることができる。</p> <p>(2) 被合併法人が当該減価償却資産を事業の用に供しないで合併法人が事業の用に供した場合は、被合併法人又は合併法人のいずれの法人においても、同項の規定の適用を受けることができない。</p> <p>2 合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下同じ。）が適格合併等により移転を受けた減価償却資産につき当該移転を受けた日を含む事業年度において合併等特別償却不足額（措置法第52条の2第5項に規定する合併等特別償却不足額をいう。）がある場合には、当該合併法人等については、同条第1項に規定する特別</p>	<p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>42の5～48(共)－3 措置法第42条の6、第42条の10から第42条の11の3まで、第42条の12の4、第42条の12の6及び第43条から第48条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第52条の3第1項の規定は、減価償却資産を事業の用に供した場合に適用があるのであるから、適格合併等（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。以下同じ。）による移転に係る減価償却資産についてこれらの規定の適用があるかどうかは、当該減価償却資産を事業の用に供した日の現況において、これらの規定に規定する適用要件（適用対象法人、適用期間、適用対象事業等に関する要件をいう。以下同じ。）を満たすかどうかにより判定することに留意する。</p> <p>㊦1 例えば、中小企業者等（措置法第42条の6第1項に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。）に該当する被合併法人が減価償却資産を適格合併により中小企業者等に該当しない合併法人に移転する場合の同項の規定の適用については、次のようになる。</p> <p>(1) 被合併法人が当該減価償却資産を事業の用に供した場合は、他の適用要件を満たせば、被合併法人において同項の規定の適用を受けることができる。</p> <p>(2) 被合併法人が当該減価償却資産を事業の用に供しないで合併法人が事業の用に供した場合は、被合併法人又は合併法人のいずれの法人においても、同項の規定の適用を受けることができない。</p> <p>2 合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下同じ。）が適格合併等により移転を受けた減価償却資産につき当該移転を受けた日を含む事業年度において合併等特別償却不足額（措置法第52条の2第5項に規定する合併等特別償却不足額をいう。）がある場合には、当該合併法人等については、同条第1項に規定する特別</p>

改 正 後	改 正 前
<p>償却に関する規定に規定する適用要件を満たすかどうかにかかわらず、同条第4項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>措置法第52条の3第3項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額がある場合における合併法人等の同項の規定の適用についても、同様とする。</p> <p>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</p> <p>42の6～47(共)－3の2 措置法第42条の6第2項、第42条の9第1項、第42条の10第2項、第42条の11第2項、第42条の11の2第2項、<u>第42条の12第2項</u>、第42条の12の4第2項又は第42条の12の6第2項に規定する税額控除限度額(以下「税額控除限度額」という。)の計算の基礎となる措置法第42条の6第1項に規定する特定機械装置等、措置法第42条の9第1項に規定する工業用機械等、措置法第42条の10第1項に規定する特定機械装置等、措置法第42条の11第1項に規定する特定機械装置等、措置法第42条の11の2第1項に規定する特定事業用機械等、措置法<u>第42条の12第1項</u>に規定する特定建物等、措置法第42条の12の4第1項に規定する特定経営力向上設備等又は措置法第42条の12の6第1項に規定する生産工程効率化等設備(以下「税額控除対象機械装置等」という。)の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</p> <p>(1) 法人が取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をした税額控除対象機械装置等につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度(以下「供用年度」という。)において法第42条から第49条までの規定の適用を受ける場合 令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされる金額</p> <p>(2) 法人が取得等をした税額控除対象機械装置等につき、供用年度後の事業年</p>	<p>償却に関する規定に規定する適用要件を満たすかどうかにかかわらず、同条第4項の規定の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>措置法第52条の3第3項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額がある場合における合併法人等の同項の規定の適用についても、同様とする。</p> <p>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</p> <p>42の5～48(共)－3の2 措置法第42条の6第2項、第42条の9第1項、第42条の10第2項、第42条の11第2項、第42条の11の2第2項、<u>第42条の11の3第2項</u>、第42条の12の4第2項又は第42条の12の6第2項に規定する税額控除限度額(以下「税額控除限度額」という。)の計算の基礎となる措置法第42条の6第1項に規定する特定機械装置等、措置法第42条の9第1項に規定する工業用機械等、措置法第42条の10第1項に規定する特定機械装置等、措置法第42条の11第1項に規定する特定機械装置等、措置法第42条の11の2第1項に規定する特定事業用機械等、措置法<u>第42条の11の3第1項</u>に規定する特定建物等、措置法第42条の12の4第1項に規定する特定経営力向上設備等又は措置法第42条の12の6第1項に規定する生産工程効率化等設備(以下「税額控除対象機械装置等」という。)の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</p> <p>(1) 法人が取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をした税額控除対象機械装置等につき、当該取得等をして事業の用に供した事業年度(以下「供用年度」という。)において法第42条から第49条までの規定の適用を受ける場合 令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされる金額</p> <p>(2) 法人が取得等をした税額控除対象機械装置等につき、供用年度後の事業年</p>

改 正 後	改 正 前
<p>度において法第42条から第49条までの規定の適用を受けることが予定されている場合 令第54条第1項各号に定める金額から当該供用年度後の事業年度において法第42条から第49条までの規定の適用を受けるとしたならば、令第54条第3項に規定する「損金の額に算入された金額（……金額を加算した金額）」となることが見込まれる金額（以下「損金算入見込額」という。）を控除した金額</p> <p>㊦1 (2)の損金算入見込額は、当該供用年度終了の日において、法第42条第1項に規定する国庫補助金等若しくは法第45条第1項の金銭の交付を受け、法第46条第1項の賦課に基づいて納付され、又は法第47条第1項に規定する保険金等の支払を受けることが見込まれる金額（法第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、法第42条第1項に規定する国庫補助金等の交付を受けた金額で返還を要しないことが供用年度終了の日までに確定していないものを含む。）とすることができる。</p> <p>2 法人が税額控除対象機械装置等の供用年度において税額控除限度額の計算の基礎となる税額控除対象機械装置等の取得価額を(2)に定める金額によることなく令第54条第1項各号に定める金額に基づき税額控除限度額を計算して申告をしている場合において、供用年度後の事業年度に法第42条から第49条までの規定の適用を受けるときは、令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされる金額に基づき供用年度の税額控除限度額を修正することに留意する。</p> <p>（被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額）</p> <p>42の6～47(共)－4 繰越税額控除限度超過額（措置法第42条の6第4項、第42条の9第3項、第42条の12の4第4項又は第42条の12の6第5項若しくは第8項に規定する繰越税額控除限度超過額をいう。以下同じ。）を有してい</p>	<p>度において法第42条から第49条までの規定の適用を受けることが予定されている場合 令第54条第1項各号に定める金額から当該供用年度後の事業年度において法第42条から第49条までの規定の適用を受けるとしたならば、令第54条第3項に規定する「損金の額に算入された金額（……金額を加算した金額）」となることが見込まれる金額（以下「損金算入見込額」という。）を控除した金額</p> <p>㊦1 (2)の損金算入見込額は、当該供用年度終了の日において、法第42条第1項に規定する国庫補助金等若しくは法第45条第1項の金銭の交付を受け、法第46条第1項の賦課に基づいて納付され、又は法第47条第1項に規定する保険金等の支払を受けることが見込まれる金額（法第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、法第42条第1項に規定する国庫補助金等の交付を受けた金額で返還を要しないことが供用年度終了の日までに確定していないものを含む。）とすることができる。</p> <p>2 法人が税額控除対象機械装置等の供用年度において税額控除限度額の計算の基礎となる税額控除対象機械装置等の取得価額を(2)に定める金額によることなく令第54条第1項各号に定める金額に基づき税額控除限度額を計算して申告をしている場合において、供用年度後の事業年度に法第42条から第49条までの規定の適用を受けるときは、令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされる金額に基づき供用年度の税額控除限度額を修正することに留意する。</p> <p>（被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額）</p> <p>42の5～48(共)－4 繰越税額控除限度超過額（措置法第42条の6第4項、第42条の9第3項、第42条の12の4第4項又は第42条の12の6第5項若しくは第8項に規定する繰越税額控除限度超過額をいう。以下同じ。）を有してい</p>

改 正 後	改 正 前
<p>る法人が、当該法人を被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。）とする合併等（合併、分割、現物出資又は現物分配をいう。以下同じ。）を行った場合には、当該合併等が適格合併等に該当し、当該繰越税額控除限度超過額の基となった資産をこれにより移転したときであっても、当該繰越税額控除限度超過額を合併法人等に引き継ぐことは認められないのであるから留意する。</p> <p>（信託財産に属する減価償却資産の特別償却等に係る証明書類等の添付又は保存）</p> <p>42の6～47(共)－5 受益者等課税信託（法第12条第1項に規定する受益者（同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下「受益者等」という。）がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。）の受益者等である法人が、その信託財産に属する減価償却資産について措置法第3章第1節の2の規定による特別償却等の適用を受ける場合において、これらの規定に関する規定により、所定の証明書類等をその確定申告書等に添付し、又は保存する必要があるときには、その添付又は保存に当たっては、これらの書類が当該法人の有する信託財産に属する減価償却資産に係るものである旨の受託者の証明を受けるものとする。</p>	<p>る法人が、当該法人を被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。）とする合併等（合併、分割、現物出資又は現物分配をいう。以下同じ。）を行った場合には、当該合併等が適格合併等に該当し、当該繰越税額控除限度超過額の基となった資産をこれにより移転したときであっても、当該繰越税額控除限度超過額を合併法人等に引き継ぐことは認められないのであるから留意する。</p> <p>（信託財産に属する減価償却資産の特別償却等に係る証明書類等の添付又は保存）</p> <p>42の5～48(共)－5 受益者等課税信託（法第12条第1項に規定する受益者（同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下「受益者等」という。）がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。）の受益者等である法人が、その信託財産に属する減価償却資産について措置法第3章第1節の2の規定による特別償却等の適用を受ける場合において、これらの規定に関する規定により、所定の証明書類等をその確定申告書等に添付し、又は保存する必要があるときには、その添付又は保存に当たっては、これらの書類が当該法人の有する信託財産に属する減価償却資産に係るものである旨の受託者の証明を受けるものとする。</p>

五 第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定）</p> <p>42の6－3 措置法令第27条の6第5項第1号から第3号までに掲げる機械及び</p>	<p>（圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定）</p> <p>42の6－3 措置法令第27条の6第5項第1号から第3号までに掲げる機械及び</p>

改 正 後	改 正 前
<p>装置、工具又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具又はソフトウェアが法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき <u>42の6～47(共)－3の2(2)</u>中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第27条の6第5項第1号から第3号までに掲げる機械及び装置、工具並びにソフトウェア」と読み替えた場合における<u>42の6～47(共)－3の2(2)</u>に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額(上記の<u>42の6～47(共)－3の2(2)</u>に掲げる場合にあつては、<u>42の6～47(共)－3の2(2)</u>に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>42の6-8 法人が、その取得等をした特定機械装置等を<u>委託先</u>に貸与した場合において、当該特定機械装置等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該法人の営む事業の用に供したものととして取り扱う。</p>	<p>装置、工具又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具又はソフトウェアが法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき <u>42の5～48(共)－3の2(2)</u>中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第27条の6第5項第1号から第3号までに掲げる機械及び装置、工具並びにソフトウェア」と読み替えた場合における<u>42の5～48(共)－3の2(2)</u>に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額(上記の<u>42の5～48(共)－3の2(2)</u>に掲げる場合にあつては、<u>42の5～48(共)－3の2(2)</u>に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>42の6-8 法人が、その取得等をした特定機械装置等を<u>自己の下請業者</u>に貸与した場合において、当該特定機械装置等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該法人の営む事業の用に供したものととして取り扱う。</p>

六 第42条の9《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の減価償却資産の取得価額要件の判定)</p> <p>42の9-2 措置法令第27条の9第2項第1号の一の設備で、これを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうかを判定する場合において、その一の設備を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうちに法又は措置法の</p>	<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の減価償却資産の取得価額要件の判定)</p> <p>42の9-2 措置法令第27条の9第2項第1号の一の設備で、これを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうかを判定する場合において、その一の設備を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうちに法又は措置法の</p>

改 正 後	改 正 前
<p>規定による圧縮記帳の適用を受けたものがあるとき <u>42 の 6～47(共)－3 の 2(2)</u>中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第 27 条の 9 第 2 項第 1 号の一の設備で、これを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物」と、「予定されている」とあるのを「予定されているものがある」と読み替えた場合における <u>42 の 6～47(共)－3 の 2(2)</u>に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額 (上記の <u>42 の 6～47(共)－3 の 2(2)</u>に掲げる場合にあっては、<u>42 の 6～47(共)－3 の 2(2)</u>に定める金額) に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>同項第 2 号イ若しくは第 3 号イの一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円若しくは 500 万円を超えるかどうか又は同項第 2 号ロ若しくは第 3 号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で一 の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円若しくは 50 万円を超えるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p> <p>(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>42 の 9－11 認定事業者である法人が、<u>委託先</u>で沖縄の特定地域内において指定事業を営む者に対し、その指定事業の用に供する工業用機械等を貸し付けている場合において、当該工業用機械等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該法人が<u>委託先</u>の当該沖縄の特定地域内において営む指定事業と同種の事業を営むものである場合に限り、その貸し付けている工業用機械等は当該法人の営む指定事業の用に供したものと取り扱う。</p> <p>㊦ 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って加工を<u>委託し</u>完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、措置法第 42 条の 9 第 1 項の表の第 3 号又は第 4 号の第 3 欄に掲げる製造業に該当しな</p>	<p>規定による圧縮記帳の適用を受けたものがあるとき <u>42 の 5～48(共)－3 の 2(2)</u>中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第 27 条の 9 第 2 項第 1 号の一の設備で、これを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物」と、「予定されている」とあるのを「予定されているものがある」と読み替えた場合における <u>42 の 5～48(共)－3 の 2(2)</u>に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額 (上記の <u>42 の 5～48(共)－3 の 2(2)</u>に掲げる場合にあっては、<u>42 の 5～48(共)－3 の 2(2)</u>に定める金額) に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>同項第 2 号イ若しくは第 3 号イの一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円若しくは 500 万円を超えるかどうか又は同項第 2 号ロ若しくは第 3 号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で一 の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円若しくは 50 万円を超えるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p> <p>(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>42 の 9－11 認定事業者である法人が、<u>自己の下請業者</u>で沖縄の特定地域内において指定事業を営む者に対し、その指定事業の用に供する工業用機械等を貸し付けている場合において、当該工業用機械等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該法人が<u>下請業者</u>の当該沖縄の特定地域内において営む指定事業と同種の事業を営むものである場合に限り、その貸し付けている工業用機械等は当該法人の営む指定事業の用に供したものと取り扱う。</p> <p>㊦ 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って<u>下請加工させて</u>完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、措置法第 42 条の 9 第 1 項の表の第 3 号又は第 4 号の第 3 欄に掲げる製造業に該当しな</p>

改 正 後	改 正 前
い。	い。

七 第 42 条の 10 《国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</p> <p>42 の 10-2 措置法令第 27 条の 10 第 2 項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の取得価額が 2,000 万円以上又は 1,000 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置又は器具及び備品が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき (42 の 6～47(共)－3 の 2(2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第 27 条の 10 第 2 項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品」と読み替えた場合における 42 の 6～47(共)－3 の 2(2)に掲げる場合を含む。) は、その圧縮記帳後の金額 (上記の 42 の 6～47(共)－3 の 2(2)に掲げる場合にあつては、42 の 6～47(共)－3 の 2(2)に定める金額) に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>同項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 1 億円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p> <p>(特定事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>42 の 10-4 措置法第 42 条の 10 第 1 項に規定する実施法人 (以下「実施法人」という。) が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定機械装置等を委託先に貸与した場合において、当該特定機械装置等が同項に規定する国家戦略特別区域内において専ら当該実施法人の同項に規定する特定事業</p>	<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</p> <p>42 の 10-2 措置法令第 27 条の 10 第 2 項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の取得価額が 2,000 万円以上又は 1,000 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置又は器具及び備品が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき (42 の 5～48(共)－3 の 2(2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第 27 条の 10 第 2 項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品」と読み替えた場合における 42 の 5～48(共)－3 の 2(2)に掲げる場合を含む。) は、その圧縮記帳後の金額 (上記の 42 の 5～48(共)－3 の 2(2)に掲げる場合にあつては、42 の 5～48(共)－3 の 2(2)に定める金額) に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>同項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 1 億円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p> <p>(特定事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>42 の 10-4 措置法第 42 条の 10 第 1 項に規定する実施法人 (以下「実施法人」という。) が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定機械装置等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定機械装置等が同項に規定する国家戦略特別区域内において専ら当該実施法人の同項に規定する</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(以下「特定事業」という。)のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該実施法人の営む特定事業の用に供したものととして同条の規定を適用する。</p>	<p>特定事業(以下「特定事業」という。)のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該実施法人の営む特定事業の用に供したものととして同条の規定を適用する。</p>

八 第 42 条の 11《国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</p> <p>42 の 11-2 措置法令第 27 条の 11 第 2 項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の取得価額が 2,000 万円以上又は 1,000 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置又は器具及び備品が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき(42 の 6～47(共)－3 の 2(2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第 27 条の 11 第 2 項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品」と読み替えた場合における 42 の 6～47(共)－3 の 2(2)に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額(上記の 42 の 6～47(共)－3 の 2(2)に掲げる場合にあつては、42 の 6～47(共)－3 の 2(2)に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>同項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 1 億円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p> <p>(特定国際戦略事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>42 の 11-4 措置法第 42 条の 11 第 1 項に規定する指定法人(以下「指定法人」という。)が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定機械</p>	<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</p> <p>42 の 11-2 措置法令第 27 条の 11 第 2 項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の取得価額が 2,000 万円以上又は 1,000 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置又は器具及び備品が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき(42 の 5～48(共)－3 の 2(2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第 27 条の 11 第 2 項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品」と読み替えた場合における 42 の 5～48(共)－3 の 2(2)に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額(上記の 42 の 5～48(共)－3 の 2(2)に掲げる場合にあつては、42 の 5～48(共)－3 の 2(2)に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>同項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 1 億円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p> <p>(特定国際戦略事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>42 の 11-4 措置法第 42 条の 11 第 1 項に規定する指定法人(以下「指定法人」という。)が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定機械</p>

改 正 後	改 正 前
<p>装置等を<u>委託先</u>に貸与した場合において、当該特定機械装置等が同項に規定する国際戦略総合特別区域内において専ら当該指定法人の同項に規定する特定国際戦略事業（以下「特定国際戦略事業」という。）のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該指定法人の営む特定国際戦略事業の用に供したもとして同条の規定を適用する。</p>	<p>装置等を<u>自己の下請業者</u>に貸与した場合において、当該特定機械装置等が同項に規定する国際戦略総合特別区域内において専ら当該指定法人の同項に規定する特定国際戦略事業（以下「特定国際戦略事業」という。）のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該指定法人の営む特定国際戦略事業の用に供したもとして同条の規定を適用する。</p>

九 第 42 条の 11 の 2 《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>（圧縮記帳の適用を受けた場合の特定地域経済牽引事業施設等の取得価額要件の判定）</p> <p>42の11の2-1 措置法令第27条の11の2第1項の一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する令第13条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が1億円以上であるかどうかを判定する場合において、その一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する同条各号に掲げる資産のうち法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがあるとき <u>42の6～47(共)－3の2(2)</u>中「税額控除対象機械装置等につき」とあるのを「措置法令第27条の11の2第1項の一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する令第13条各号に掲げる資産のうち」と、「予定されている」とあるのを「予定されているものがある」と読み替えた場合における<u>42の6～47(共)－3の2(2)</u>に掲げる場合を含む。）は、その圧縮記帳後の金額（上記の<u>42の6～47(共)－3の2(2)</u>に掲げる場合にあつては、<u>42の6～47(共)－3の2(2)</u>に定める金額）に基づいてその判定を行うものとする。</p>	<p>（圧縮記帳の適用を受けた場合の特定地域経済牽引事業施設等の取得価額要件の判定）</p> <p>42の11の2-1 措置法令第27条の11の2第1項の一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する令第13条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が1億円以上であるかどうかを判定する場合において、その一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する同条各号に掲げる資産のうち法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがあるとき <u>42の5～48(共)－3の2(2)</u>中「税額控除対象機械装置等につき」とあるのを「措置法令第27条の11の2第1項の一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する令第13条各号に掲げる資産のうち」と、「予定されている」とあるのを「予定されているものがある」と読み替えた場合における<u>42の5～48(共)－3の2(2)</u>に掲げる場合を含む。）は、その圧縮記帳後の金額（上記の<u>42の5～48(共)－3の2(2)</u>に掲げる場合にあつては、<u>42の5～48(共)－3の2(2)</u>に定める金額）に基づいてその判定を行うものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(承認地域経済牽引事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>42 の 11 の 2-4 措置法第 42 条の 11 の 2 第 1 項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）が、その取得等をした同項に規定する特定事業用機械等（以下「特定事業用機械等」という。）を<u>委託先に貸与</u>した場合において、当該特定事業用機械等が同項に規定する促進区域内において専ら当該承認地域経済牽引事業者の同項に規定する承認地域経済牽引事業（以下「承認地域経済牽引事業」という。）のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定事業用機械等は当該承認地域経済牽引事業者の営む承認地域経済牽引事業の用に供したもものとして同条の規定を適用する。</p>	<p style="text-align: center;">(承認地域経済牽引事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>42 の 11 の 2-4 措置法第 42 条の 11 の 2 第 1 項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）が、その取得等をした同項に規定する特定事業用機械等（以下「特定事業用機械等」という。）を<u>自己の下請業者に貸与</u>した場合において、当該特定事業用機械等が同項に規定する促進区域内において専ら当該承認地域経済牽引事業者の同項に規定する承認地域経済牽引事業（以下「承認地域経済牽引事業」という。）のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定事業用機械等は当該承認地域経済牽引事業者の営む承認地域経済牽引事業の用に供したもものとして同条の規定を適用する。</p>

十 第 42 条の 12《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第 42 条の 12</u>《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p style="text-align: center;">(特別償却等の対象となる建物の附属設備)</p> <p>42 の 12-1 措置法第 42 条の 12 第 1 項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設（取得（その建設の後事業の用に供されたことのない<u>ものの取得を除く。</u>）に伴って行う改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）<u>のための工事による取得又は建設を含む。</u>以下「取得等」という。）をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 42 条の 11 の 3</u>《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p style="text-align: center;">(特別償却等の対象となる建物の附属設備)</p> <p>42 の 11 の 3-1 措置法第 42 条の 11 の 3 第 1 項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設（以下「取得等」という。）をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>42 の 12-2 措置法令第 27 条の 12 の規定の適用上、法人が措置法第 42 条の 4 第 19 項第 7 号に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定 (以下「中小判定」という。) は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによるものとする。</p> <p>(1) 通算法人以外の法人 当該法人の措置法第 42 条の 12 第 1 項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした日並びに当該建物及びその附属設備並びに構築物を事業の用に供した日の現況による。</p> <p>(2) 通算法人 当該通算法人及び他の通算法人 (次のイ又はロの日及び次のハの日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。) の当該イ及びロの日の現況による。</p> <p>イ 当該通算法人が同項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした日</p> <p>ロ 当該通算法人が当該建物及びその附属設備並びに構築物を事業の用に供した日</p> <p>ハ 当該通算法人の同項又は同条第 2 項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日</p> <p>(注) 通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。</p> <p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の判定)</p> <p>42 の 12-3 措置法令第 27 条の 12 第 1 項に規定する一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が <u>4,500 万円</u>以上 (同項に規定する中小企業者にあつては 1,000 万円以上) であるかどうかを判定する場合において、そ</p>	<p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>42 の 11 の 3-2 措置法令第 27 条の 11 の 3 の規定の適用上、法人が措置法第 42 条の 4 第 19 項第 7 号に規定する中小企業者に該当するかどうかの判定 (以下「中小判定」という。) は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによるものとする。</p> <p>(1) 通算法人以外の法人 当該法人の措置法第 42 条の 11 の 3 第 1 項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした日並びに当該建物及びその附属設備並びに構築物を事業の用に供した日の現況による。</p> <p>(2) 通算法人 当該通算法人及び他の通算法人 (次のイ又はロの日及び次のハの日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。) の当該イ及びロの日の現況による。</p> <p>イ 当該通算法人が同項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした日</p> <p>ロ 当該通算法人が当該建物及びその附属設備並びに構築物を事業の用に供した日</p> <p>ハ 当該通算法人の同項又は同条第 2 項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日</p> <p>(注) 通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。</p> <p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の判定)</p> <p>42 の 11 の 3-3 措置法令第 27 条の 11 の 3 に規定する一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が <u>3,500 万円</u>以上 (同条に規定する中小企業者にあつては 1,000 万円以上) であるかどうかを判定する場合において、そ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>の一の建物及びその附属設備並びに構築物が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき (42 の 6～47(共)－3 の 2 (2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第 27 条の 12 第 1 項に規定する一の建物及びその附属設備並びに構築物」と読み替えた場合における 42 の 6～47(共)－3 の 2(2)に掲げる場合を含む。) は、その圧縮記帳後の金額 (上記の 42 の 6～47(共)－3 の 2(2)に掲げる場合にあつては、42 の 6～47(共)－3 の 2(2)に定める金額) に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>(取得価額の合計額が 80 億円を超えるかどうか等の判定)</p> <p>42 の 12-4 措置法第 42 条の 12 の規定の適用上、一の特定業務施設 (同条第 1 項に規定する特定業務施設をいう。以下同じ。) を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 80 億円を超えるかどうか又は 10 億円以上であるかどうかは、その特定業務施設が記載された同項又は同条第 2 項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画ごとに判定することに留意する。</p> <p>(2 以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)</p> <p>42 の 12-5 措置法第 42 条の 12 第 1 項に規定する特定建物等 (以下「特定建物等」という。) に係る一の特定業務施設を構成する建物及びその附属設備並びに構築物でその取得価額の合計額が 80 億円を超えるものを 2 以上の事業年度において事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて 80 億円を超えることとなる事業年度 (以下「超過事業年度」という。) における同項の規定による特別償却限度額又は同条第 2 項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる個々の特定建物等の取得価額は、次の算式による。</p>	<p>その一の建物及びその附属設備並びに構築物が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき (42 の 5～48(共)－3 の 2(2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第 27 条の 11 の 3 に規定する一の建物及びその附属設備並びに構築物」と読み替えた場合における 42 の 5～48(共)－3 の 2(2)に掲げる場合を含む。) は、その圧縮記帳後の金額 (上記の 42 の 5～48(共)－3 の 2(2)に掲げる場合にあつては、42 の 5～48(共)－3 の 2(2)に定める金額) に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>(取得価額の合計額が 80 億円を超えるかどうかの判定)</p> <p>42 の 11 の 3-4 措置法第 42 条の 11 の 3 の規定の適用上、一の特定業務施設 (同条第 1 項に規定する特定業務施設をいう。以下同じ。) を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 80 億円を超えるかどうかは、その特定業務施設が記載された同項又は同条第 2 項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画ごとに判定することに留意する。</p> <p>(2 以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算)</p> <p>42 の 11 の 3-5 措置法第 42 条の 11 の 3 第 1 項に規定する特定建物等 (以下「特定建物等」という。) に係る一の特定業務施設を構成する建物及びその附属設備並びに構築物でその取得価額の合計額が 80 億円を超えるものを 2 以上の事業年度において事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて 80 億円を超えることとなる事業年度 (以下「超過事業年度」という。) における同項の規定による特別償却限度額又は同条第 2 項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる個々の特定建物等の取得価額は、次の算式による。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(算式)</p> $\left[80 \text{ 億円} - \frac{\text{超過事業年度前の各事業年度において事業の用に供した特定建物等の取得価額の合計額 (注)}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した個々の特定建物等の取得価額}} \right] \times \frac{\text{超過事業年度において事業の用に供した特定建物等の取得価額の合計額}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した個々の特定建物等の取得価額}}$ <p>② 超過事業年度前の各事業年度において事業の用に供した個々の特定建物等については、その取得価額の調整は行わないことに留意する。</p> <p>(特定建物等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>42の12-6 法人が特定建物等を事業の用に供した日を含む事業年度（以下「供用年度」という。）後の事業年度においてその特定建物等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定建物等に係る措置法第42条の12第2項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p>	<p>(算式)</p> $\left[80 \text{ 億円} - \frac{\text{超過事業年度前の各事業年度において事業の用に供した特定建物等の取得価額の合計額 (注)}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した個々の特定建物等の取得価額}} \right] \times \frac{\text{超過事業年度において事業の用に供した特定建物等の取得価額の合計額}}{\text{超過事業年度において事業の用に供した個々の特定建物等の取得価額}}$ <p>② 超過事業年度前の各事業年度において事業の用に供した個々の特定建物等については、その取得価額の調整は行わないことに留意する。</p> <p>(特定建物等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>42の11の3-6 法人が特定建物等を事業の用に供した日を含む事業年度（以下「供用年度」という。）後の事業年度においてその特定建物等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定建物等に係る措置法第42条の11の3第2項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p>

十一 第42条の12の4《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42の12の4-4 措置法令第27条の12の4第2項第1号イ若しくはロ又は第2号イ若しくはロに掲げる機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は<u>40万円</u>以上であるかどうかについては、通常<u>1単位</u>として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と</p>	<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42の12の4-4 措置法令第27条の12の4第2項第1号イ若しくはロ又は第2号イ若しくはロに掲げる機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は<u>30万円</u>以上であるかどうかについては、通常<u>1単位</u>として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と</p>

改 正 後	改 正 前
<p>一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</p> <p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定経営力向上設備等の取得価額要件の判定)</p> <p>42の12の4-5 措置法令第27条の12の4第2項第1号イからニまでに掲げる機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、<u>40万円</u>以上、60万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき(42の6～47(共)－3の2(2)中「<u>税額控除対象機械装置等</u>」とあるのを「措置法令第27条の12の4第2項第1号イからニまでに掲げる機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェア」と読み替えた場合における42の6～47(共)－3の2(2)に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額(上記の42の6～47(共)－3の2(2)に掲げる場合にあっては、<u>42の6～47(共)－3の2(2)</u>に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>同項第2号イからニまでに掲げる機械及び装置、工具、器具及び備品、建物及びその附属設備又はソフトウェアの取得価額(建物及びその附属設備にあっては、取得価額の合計額)が160万円以上、<u>40万円</u>以上、1,000万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合についても、同様とする。</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>42の12の4-8 法人が、その取得等をした特定経営力向上設備等を<u>委託先</u>に貸与した場合において、当該特定経営力向上設備等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定経営力向</p>	<p>一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</p> <p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定経営力向上設備等の取得価額要件の判定)</p> <p>42の12の4-5 措置法令第27条の12の4第2項第1号イからニまでに掲げる機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、<u>30万円</u>以上、60万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき(42の5～48(共)－3の2(2)中「<u>税額控除対象機械装置等</u>」とあるのを「措置法令第27条の12の4第2項第1号イからニまでに掲げる機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェア」と読み替えた場合における42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額(上記の42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合にあっては、<u>42の5～48(共)－3の2(2)</u>に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>同項第2号イからニまでに掲げる機械及び装置、工具、器具及び備品、建物及びその附属設備又はソフトウェアの取得価額(建物及びその附属設備にあっては、取得価額の合計額)が160万円以上、<u>30万円</u>以上、1,000万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合についても、同様とする。</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>42の12の4-8 法人が、その取得等をした特定経営力向上設備等を<u>自己の下請業者</u>に貸与した場合において、当該特定経営力向上設備等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定</p>

改 正 後	改 正 前
上設備等は当該法人の営む事業の用に供したものととして取り扱う。	経営力向上設備等は当該法人の営む事業の用に供したものととして取り扱う。

十二 第 42 条の 12 の 5（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（常時使用する従業員の範囲）</p> <p>42 の 12 の 5-1 措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項及び第 4 項第 4 号の「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除く。）の総数によって判定することに留意する。この場合において、法人が繁忙期に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。</p> <p>（公益法人等の従業員の範囲）</p> <p>42 の 12 の 5-1 の 2 公益法人等について、措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項の規定により常時使用する従業員の数が 1,000 人以上であるかどうかを判定する場合又は同条第 4 項第 4 号の規定により常時使用する従業員の数が 2,000 人以下であるかどうか若しくは常時使用する従業員の数の合計数が 10,000 人を超えるかどうかを判定する場合には、収益事業に従事する従業員数だけでなくその全部の従業員数によって行うものとする。</p>	<p>（常時使用する従業員の範囲）</p> <p>42 の 12 の 5-1 措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項、第 2 項及び第 5 項第 10 号の「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除く。）の総数によって判定することに留意する。この場合において、法人が繁忙期に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。</p> <p>（公益法人等の従業員の範囲）</p> <p>42 の 12 の 5-1 の 2 公益法人等について、措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により常時使用する従業員の数が 1,000 人以上であるかどうかを判定する場合、同条第 1 項の規定により常時使用する従業員の数が 2,000 人を超えるかどうかを判定する場合又は同条第 5 項第 10 号の規定により常時使用する従業員の数が 2,000 人以下であるかどうか若しくは常時使用する従業員の数の合計数が 10,000 人を超えるかどうかを判定する場合には、収益事業に従事する従業員数だけでなくその全部の従業員数によって行うものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>42 の 12 の 5-1 の 3 措置法第 42 条の 12 の 5 第 2 項の規定の適用上、法人が措置法第 42 条の 4 第 19 項第 7 号に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）に該当するかどうかの判定（以下「中小判定」という。）は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによるものとする。</p> <p>(1) 通算法人以外の法人 当該法人の措置法第 42 条の 12 の 5 第 2 項の規定の適用を受ける事業年度終了の時の現況による。</p> <p>(2) 通算法人 当該通算法人及び他の通算法人(当該通算法人の同項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下「適用事業年度」という。）終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。)の適用事業年度終了の時の現況による。</p> <p>② 1 (2)の取扱いは、通算親法人の事業年度の間において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。</p> <p>2 措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項の規定の適用に当たっては、同項の規定の適用を受ける事業年度において中小企業者に該当する必要はないが、同条第 4 項第 10 号に規定する繰越税額控除限度超過額の生じた事業年度終了の時に中小企業者に該当する必要があることに留意する。</p>	<p>(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p>42 の 12 の 5-1 の 3 措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項の規定の適用上、法人が措置法第 42 条の 4 第 19 項第 7 号に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）に該当するかどうかの判定（以下「中小判定」という。）は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによるものとする。</p> <p>(1) 通算法人以外の法人 当該法人の措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項の規定の適用を受ける事業年度終了の時の現況による。</p> <p>(2) 通算法人 当該通算法人及び他の通算法人(当該通算法人の同項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下「適用事業年度」という。）終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。)の適用事業年度終了の時の現況による。</p> <p>② 1 (2)の取扱いは、通算親法人の事業年度の間において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。</p> <p>2 措置法第 42 条の 12 の 5 第 4 項の規定の適用に当たっては、同項の規定の適用を受ける事業年度終了の時に中小企業者に該当する必要はないが、同条第 5 項第 12 号に規定する繰越税額控除限度超過額の生じた事業年度終了の時に中小企業者に該当する必要があることに留意する。</p>
<p>(給与等の範囲)</p> <p>42 の 12 の 5-1 の 4 措置法第 42 条の 12 の 5 第 4 項第 3 号の給与等とは、所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等（以下「給与等」という。）をいうのであるが、例えば、労働基準法第 108 条に規定する賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）に記載された支給額（措置法第 42 条の 12 の 5 第 4 項第 2 号の国内</p>	<p>(給与等の範囲)</p> <p>42 の 12 の 5-1 の 4 措置法第 42 条の 12 の 5 第 5 項第 3 号の給与等とは、所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等（以下「給与等」という。）をいうのであるが、例えば、労働基準法第 108 条に規定する賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）に記載された支給額（措置法第 42 条の 12 の 5 第 5 項第 2 号の国内</p>

改 正 後	改 正 前
<p>雇用者において所得税法上課税されない通勤手当等の額を含む。)のみを対象として措置法第42条の12の5第4項第5号及び第6号並びに第8号及び第9号の「給与等の支給額」を計算するなど、合理的な方法により継続して給与等の支給額を計算している場合には、これを認める。</p> <p>(補填額の範囲)</p> <p>42の12の5-2 措置法第42条の12の5第4項第5号から第9号までの規定の適用上、給与等の支給額から控除する「補填額」には、補助金等(補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに類する性質を有するものをいい、国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものを除く。以下同じ。)のうち次に掲げるものの交付額が該当する。</p> <p>(1) 補助金等の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける法人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされているもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか、補助金等の交付額の算定方法が給与等の支給実績又は支給単価(雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給与等の支給額をいう。)を基礎として定められているもの</p> <p>(注) 1 補助金等には、役務の提供に対する対価の性質を有するものは含まれないことに留意する。</p> <p>2 例えば、次の(1)の金額は本文の「補填額」に該当し、次の(2)の額は役務の提供に対する対価の性質を有するため本文の「補填額」に該当しない。</p> <p>(1) 法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人(以下「出向者」という。)に対する給与を出向元法人(出向者を出向させている法人をいう。以下同じ。)が支給することとしているとき</p>	<p>雇用者において所得税法上課税されない通勤手当等の額を含む。)のみを対象として措置法第42条の12の5第5項第4号及び第5号並びに第9号及び第11号の「給与等の支給額」を計算するなど、合理的な方法により継続して給与等の支給額を計算している場合には、これを認める。</p> <p>(補填額の範囲)</p> <p>42の12の5-2 措置法第42条の12の5第5項第4号から第6号まで、第9号及び第11号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「補填額」には、補助金等(補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに類する性質を有するものをいい、国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものを除く。以下同じ。)のうち次に掲げるものの交付額が該当する。</p> <p>(1) 補助金等の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける法人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされているもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか、補助金等の交付額の算定方法が給与等の支給実績又は支給単価(雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給与等の支給額をいう。)を基礎として定められているもの</p> <p>(注) 1 補助金等には、役務の提供に対する対価の性質を有するものは含まれないことに留意する。</p> <p>2 例えば、次の(1)の金額は本文の「補填額」に該当し、次の(2)の額は役務の提供に対する対価の性質を有するため本文の「補填額」に該当しない。</p> <p>(1) 法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人(以下「出向者」という。)に対する給与を出向元法人(出向者を出向させている法人をいう。以下同じ。)が支給することとしているとき</p>

改 正 後	改 正 前
<p>に、出向元法人が出向先法人（出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下同じ。）から支払を受けた出向先法人の負担すべき給与に相当する金額（以下「給与負担金の額」という。）</p> <p>(2) 看護職員処遇改善評価料の額及び介護職員処遇改善加算の額のように、イからハまでに掲げる報酬の額その他これらに類する公定価格（法令又は法令に基づく行政庁の命令、許可、認可その他の処分に基づく価格をいう。）が設定されている取引における取引金額に含まれる額</p> <p>イ 健康保険法その他法令の規定に基づく診療報酬の額</p> <p>ロ 介護保険法その他法令の規定に基づく介護報酬の額</p> <p>ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他法令の規定に基づく障害福祉サービス等報酬の額</p> <p>（雇用安定助成金額の範囲）</p> <p>42 の 12 の 5-2 の 2 措置法第 42 条の 12 の 5 第 4 項第 5 号及び第 7 号イの「国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第 62 条第 1 項第 1 号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額」には、次のものが該当する。</p> <p>(1) 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金又は緊急雇用安定助成金の額</p> <p>(2) (1)に上乗せして支給される助成金の額その他の(1)に準じて地方公共団体から支給される助成金の額</p> <p>（出向先法人が支出する給与負担金）</p> <p>42 の 12 の 5-3 出向先法人が出向元法人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合において、当該出向先法人の国内に所在する事業所につき作成された貸金台帳に当該出向者を記載しているときには、当該給与負担金の額は、措</p>	<p>に、出向元法人が出向先法人（出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下同じ。）から支払を受けた出向先法人の負担すべき給与に相当する金額（以下「給与負担金の額」という。）</p> <p>(2) 看護職員処遇改善評価料の額及び介護職員処遇改善加算の額のように、イからハまでに掲げる報酬の額その他これらに類する公定価格（法令又は法令に基づく行政庁の命令、許可、認可その他の処分に基づく価格をいう。）が設定されている取引における取引金額に含まれる額</p> <p>イ 健康保険法その他法令の規定に基づく診療報酬の額</p> <p>ロ 介護保険法その他法令の規定に基づく介護報酬の額</p> <p>ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他法令の規定に基づく障害福祉サービス等報酬の額</p> <p>（雇用安定助成金額の範囲）</p> <p>42 の 12 の 5-2 の 2 措置法第 42 条の 12 の 5 第 5 項第 4 号及び第 6 号イの「国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第 62 条第 1 項第 1 号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額」には、次のものが該当する。</p> <p>(1) 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金又は緊急雇用安定助成金の額</p> <p>(2) (1)に上乗せして支給される助成金の額その他の(1)に準じて地方公共団体から支給される助成金の額</p> <p>（出向先法人が支出する給与負担金）</p> <p>42 の 12 の 5-3 出向先法人が出向元法人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合において、当該出向先法人の国内に所在する事業所につき作成された貸金台帳に当該出向者を記載しているときには、当該給与負担金の額は、措</p>

改 正 後	改 正 前
<p>置法第 42 条の 12 の 5 第 4 項第 5 号及び第 6 号並びに第 8 号及び第 9 号の「給与等の支給額」に含まれる。この場合において、当該出向者が当該出向元法人において雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する一般被保険者（以下「一般被保険者」という。）に該当するときは、当該出向者は当該出向先法人において一般被保険者に該当するものとして、措置法第 42 条の 12 の 5 第 4 項第 5 号の継続雇用者給与等支給額及び同項第 6 号の継続雇用者比較給与等支給額を算定する。</p> <p>（資産の取得価額に算入された給与等）</p> <p>42 の 12 の 5-4 措置法第 42 条の 12 の 5 第 4 項第 5 号及び第 6 号並びに第 8 号及び第 9 号の「給与等の支給額」は、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものが対象になるのであるが、例えば、自己の製造等に係る棚卸資産の取得価額に算入された給与等の額や自己の製作に係るソフトウェアの取得価額に算入された給与等の額について、法人が継続してその給与等を支給した日の属する事業年度の「給与等の支給額」に含めて計算することとしている場合には、その計算を認める。</p> <p>（被合併法人等有する繰越税額控除限度超過額）</p> <p>42 の 12 の 5-5 措置法第 42 条の 12 の 5 第 4 項第 10 号に規定する繰越税額控除限度超過額（以下「繰越税額控除限度超過額」という。）を有している法人が、当該法人を被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。）とする合併等（合併、分割、現物出資又は現物分配をいう。以下同じ。）を行った場合には、当該合併等が適格合併等（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。）に該当するときであっても、当該繰越税額控除限度超過額を合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出</p>	<p>置法第 42 条の 12 の 5 第 5 項第 4 号及び第 5 号並びに第 9 号及び第 11 号の「給与等の支給額」に含まれる。この場合において、当該出向者が当該出向元法人において雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する一般被保険者（以下「一般被保険者」という。）に該当するときは、当該出向者は当該出向先法人において一般被保険者に該当するものとして、措置法第 42 条の 12 の 5 第 5 項第 4 号の継続雇用者給与等支給額及び同項第 5 号の継続雇用者比較給与等支給額を算定する。</p> <p>（資産の取得価額に算入された給与等）</p> <p>42 の 12 の 5-4 措置法第 42 条の 12 の 5 第 5 項第 4 号及び第 5 号並びに第 9 号及び第 11 号の「給与等の支給額」は、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものが対象になるのであるが、例えば、自己の製造等に係る棚卸資産の取得価額に算入された給与等の額や自己の製作に係るソフトウェアの取得価額に算入された給与等の額について、法人が継続してその給与等を支給した日の属する事業年度の「給与等の支給額」に含めて計算することとしている場合には、その計算を認める。</p> <p>（被合併法人等有する繰越税額控除限度超過額）</p> <p>42 の 12 の 5-5 措置法第 42 条の 12 の 5 第 5 項第 12 号に規定する繰越税額控除限度超過額（以下「繰越税額控除限度超過額」という。）を有している法人が、当該法人を被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。）とする合併等（合併、分割、現物出資又は現物分配をいう。以下同じ。）を行った場合には、当該合併等が適格合併等（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。）に該当するときであっても、当該繰越税額控除限度超過額を合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出</p>

改 正 後	改 正 前
資法人又は被現物分配法人をいう。)に引き継ぐことは認められないのであるから留意する。	資法人又は被現物分配法人をいう。)に引き継ぐことは認められないのであるから留意する。

十三 第 42 条の 12 の 6 《生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>42の12の6-1 措置法第42条の12の6第1項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者が、その取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）をした同項に規定する生産工程効率化等設備（以下「生産工程効率化等設備」という。）を委託先に貸与した場合において、当該生産工程効率化等設備が専ら当該認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該生産工程効率化等設備は当該認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者の営む事業の用に供したものととして取り扱う。</p>	<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>42の12の6-1 措置法第42条の12の6第1項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者が、その取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）をした同項に規定する生産工程効率化等設備（以下「生産工程効率化等設備」という。）を自己の下請業者に貸与した場合において、当該生産工程効率化等設備が専ら当該認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該生産工程効率化等設備は当該認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者の営む事業の用に供したものととして取り扱う。</p>

十四 第 42 条の 13 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p>42の13-3 措置法第42条の13第5項第1号イの「常時使用する従業員の数は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除く。）の総数によって判定することに留意する。この場合において、法人が繁忙期に数か月程度の期間その労務に</p>	<p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p>42の13-3 措置法第42条の13第5項第1号イ(1)の「常時使用する従業員の数は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除く。）の総数によって判定することに留意する。この場合において、法人が繁忙期に数か月程度の期間その労</p>

改 正 後	改 正 前
<p>従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。</p> <p><u>同条第7項第3号イ</u>に規定する「常時使用する従業員の数」についても、同様とする。</p> <p>(公益法人等の従業員の範囲)</p> <p>42の13-4 公益法人等について、措置法第42条の13第5項第1号イの規定により常時使用する従業員の数が1,000人以上であるかどうかを判定する場合又は同号イの規定により常時使用する従業員の数が2,000人を超えるかどうかを判定する場合には、収益事業に従事する従業員数だけでなくその全部の従業員数によって行うものとする。</p> <p>(国内資産の内外判定)</p> <p>42の13-5 措置法第42条の13第5項第2号イに規定する国内資産（以下「国内資産」という。）に該当するかどうかは、その資産が法人の事業の用に供される場所が国内であるかどうかにより判定するのであるが、例えば次に掲げる無形固定資産が事業の用に供される場所については、原則として、それぞれ次に定める場所による。</p> <p>(1) 鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利（(2)に掲げる無形固定資産を除く。）を含む。以下同じ。） 鉱業権に係る鉱区又は採石場の所在する場所</p> <p>(2) <u>貯留権</u>（二酸化炭素の貯留事業に関する法律第2条第8項に規定する試掘権を含む。以下同じ。） <u>貯留権に係る貯留区域又は試掘区域の所在する場所</u></p> <p>(3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは育成者権（これらの権利を</p>	<p>務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。</p> <p><u>同条第7項第3号</u>に規定する「常時使用する従業員の数」についても、同様とする。</p> <p>(公益法人等の従業員の範囲)</p> <p>42の13-4 公益法人等について、措置法第42条の13第5項第1号イ(1)の規定により常時使用する従業員の数が1,000人以上であるかどうかを判定する場合又は同号イ(1)の規定により常時使用する従業員の数が2,000人を超えるかどうかを判定する場合には、収益事業に従事する従業員数だけでなくその全部の従業員数によって行うものとする。</p> <p>(国内資産の内外判定)</p> <p>42の13-5 措置法第42条の13第5項第2号イに規定する国内資産（以下「国内資産」という。）に該当するかどうかは、その資産が法人の事業の用に供される場所が国内であるかどうかにより判定するのであるが、例えば次に掲げる無形固定資産が事業の用に供される場所については、原則として、それぞれ次に定める場所による。</p> <p>(1) 鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利（(2)に掲げる無形固定資産を除く。<u>以下「採石権等」という。</u>）を含む。以下同じ。） 鉱業権に係る鉱区又は採石場の所在する場所</p> <p>(2) 二酸化炭素の貯留事業に関する法律第2条第8項に規定する試掘権 <u>試掘区域の所在する場所</u></p> <p>(3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは育成者権（これらの権利を</p>

改 正 後	改 正 前
<p>利用する権利を含む。)又は営業権 これらの権利が使用される場所</p> <p>(4) ソフトウェア そのソフトウェアが組み込まれている資産の所在する場所</p> <p>④ 一の資産について、国内及び国外のいずれの事業の用にも供されている場合には、当該一の資産は国内資産に該当するものとして取り扱う。</p>	<p>利用する権利を含む。)又は営業権 これらの権利が使用される場所</p> <p>(4) ソフトウェア そのソフトウェアが組み込まれている資産の所在する場所</p> <p>④ 一の資産について、国内及び国外のいずれの事業の用にも供されている場合には、当該一の資産は国内資産に該当するものとして取り扱う。</p>

十五 第 43 条の 2 《被災代替資産等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>43 の 2-5 法人が、その取得等をした機械及び装置を委託先に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該法人の営む事業の用に供したものであるとして措置法第 43 条の 2 の規定を適用する。</p>	<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>43 の 2-5 法人が、その取得等をした機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該法人の営む事業の用に供したものであるとして措置法第 43 条の 2 の規定を適用する。</p>

十六 第 44 条 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の研究施設の取得価額要件の判定)</p> <p>44-7 機械及び装置の取得価額が400万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき(42の6～47(共)－3の2(2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「機械及び装置」と読み替えた場合における42の6～47(共)－3の2(2)に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額(上記の</p>	<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の研究施設の取得価額要件の判定)</p> <p>44-7 機械及び装置の取得価額が400万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき(42の5～48(共)－3の2(2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「機械及び装置」と読み替えた場合における42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額(上記の</p>

改 正 後	改 正 前
42の6～47(共)－3の2(2)に掲げる場合にあっては、 <u>42の6～47(共)－3の2(2)</u> に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。	42の5～48(共)－3の2(2)に掲げる場合にあっては、 <u>42の5～48(共)－3の2(2)</u> に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。

十七 第44条の2《特定事業継続力強化設備等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>44の2-3 措置法令第28条の5第2項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の1台又は1基の取得価額が100万円以上又は<u>40万円</u>以上であるかどうかについては、通常<u>1単位</u>として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</p> <p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定事業継続力強化設備等の取得価額要件の判定)</p> <p>44の2-4 措置法令第28条の5第2項に規定する機械及び装置、器具及び備品又は建物附属設備の取得価額が100万円以上、<u>40万円</u>以上又は60万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、器具及び備品又は建物附属設備が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき (<u>42の6～47(共)－3の2(2)</u>中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第28条の5第2項に規定する機械及び装置、器具及び備品並びに建物附属設備」と読み替えた場合における <u>42の6～47(共)－3の2(2)</u>に掲げる場合を含む。) は、その圧縮記帳後の金額 (上記の <u>42の</u></p>	<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>44の2-3 措置法令第28条の5第2項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の1台又は1基の取得価額が100万円以上又は<u>30万円</u>以上であるかどうかについては、通常<u>1単位</u>として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</p> <p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定事業継続力強化設備等の取得価額要件の判定)</p> <p>44の2-4 措置法令第28条の5第2項に規定する機械及び装置、器具及び備品又は建物附属設備の取得価額が100万円以上、<u>30万円</u>以上又は60万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、器具及び備品又は建物附属設備が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき (<u>42の5～48(共)－3の2(2)</u>中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第28条の5第2項に規定する機械及び装置、器具及び備品並びに建物附属設備」と読み替えた場合における <u>42の5～48(共)－3の2(2)</u>に掲げる場合を含む。) は、その圧縮記帳後の金額 (上記の <u>42の</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>6～47(共)－3の2(2)</u>に掲げる場合にあつては、<u>42の6～47(共)－3の2(2)</u>に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。</p>	<p><u>5～48(共)－3の2(2)</u>に掲げる場合にあつては、<u>42の5～48(共)－3の2(2)</u>に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。</p>

十八 第44条の3《共同利用施設の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の共同利用施設の取得価額要件の判定)</p> <p>44の3-1 措置法令第28条の6の「一の共同利用施設の取得価額(……)が400万円(建物にあつては、650万円)以上」であるかどうかを判定する場合において、その共同利用施設が法第42条から第45条まで及び第47条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき(<u>42の6～47(共)－3の2(2)</u>中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第28条の6の一の共同利用施設」と読み替えた場合における<u>42の6～47(共)－3の2(2)</u>に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額(上記の<u>42の6～47(共)－3の2(2)</u>に掲げる場合にあつては、<u>42の6～47(共)－3の2(2)</u>に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。</p>	<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の共同利用施設の取得価額要件の判定)</p> <p>44の3-1 措置法令第28条の6の「一の共同利用施設の取得価額(……)が400万円(建物にあつては、650万円)以上」であるかどうかを判定する場合において、その共同利用施設が法第42条から第45条まで及び第47条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき(<u>42の5～48(共)－3の2(2)</u>中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第28条の6の一の共同利用施設」と読み替えた場合における<u>42の5～48(共)－3の2(2)</u>に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額(上記の<u>42の5～48(共)－3の2(2)</u>に掲げる場合にあつては、<u>42の5～48(共)－3の2(2)</u>に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。</p>

十九 第44条の4《環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の環境負荷低減事業活動用資産の取得価額要件の判定)</p> <p>44の4-1 措置法令第28条の7第2項の一の設備等を構成する機械その他の減価償却資産の取得価額の合計額が100万円以上であるかどうかを判定する</p>	<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の環境負荷低減事業活動用資産の取得価額要件の判定)</p> <p>44の4-1 措置法令第28条の7第2項の一の設備等を構成する機械その他の減価償却資産の取得価額の合計額が100万円以上であるかどうかを判定する</p>

改 正 後	改 正 前
<p>場合において、当該一の設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうちに法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものがあるとき <u>42 の 6～47(共)－3 の 2(2)</u>中「税額控除対象機械装置等につき」とあるのを「措置法令第 28 条の 7 第 2 項の一の設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうちに」と、「予定されている」とあるのを「予定されているものがある」と読み替えた場合における <u>42 の 6～47(共)－3 の 2(2)</u>に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額（上記の <u>42 の 6～47(共)－3 の 2(2)</u>に掲げる場合にあつては、<u>42 の 6～47(共)－3 の 2(2)</u>に定める金額）に基づいてその判定を行うものとする。</p>	<p>場合において、当該一の設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうちに法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものがあるとき <u>42 の 5～48(共)－3 の 2(2)</u>中「税額控除対象機械装置等につき」とあるのを「措置法令第 28 条の 7 第 2 項の一の設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうちに」と、「予定されている」とあるのを「予定されているものがある」と読み替えた場合における <u>42 の 5～48(共)－3 の 2(2)</u>に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額（上記の <u>42 の 5～48(共)－3 の 2(2)</u>に掲げる場合にあつては、<u>42 の 5～48(共)－3 の 2(2)</u>に定める金額）に基づいてその判定を行うものとする。</p>

二十 第 44 条の 6（再資源化事業等高度化設備の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（圧縮記帳の適用を受けた場合の再資源化事業等高度化設備の取得価額要件の判定）</p> <p>44 の 6-2 措置法令第 28 条の 8 の 2 第 2 項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の取得価額が 2,000 万円以上又は 200 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置又は器具及び備品が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき <u>42 の 6～47(共)－3 の 2(2)</u>中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第 28 条の 8 の 2 第 2 項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品」と読み替えた場合における <u>42 の 6～47(共)－3 の 2(2)</u>に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額（上記の <u>42 の 6～47(共)－3 の 2(2)</u>に掲げる場合にあつては、<u>42 の 6～47(共)－3 の 2(2)</u>に定める金額）に基づいてその判定を行うものとする。</p>	<p>（圧縮記帳の適用を受けた場合の再資源化事業等高度化設備の取得価額要件の判定）</p> <p>44 の 6-2 措置法令第 28 条の 8 の 2 第 2 項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の取得価額が 2,000 万円以上又は 200 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置又は器具及び備品が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき <u>42 の 5～48(共)－3 の 2(2)</u>中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第 28 条の 8 の 2 第 2 項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品」と読み替えた場合における <u>42 の 5～48(共)－3 の 2(2)</u>に掲げる場合を含む。)は、その圧縮記帳後の金額（上記の <u>42 の 5～48(共)－3 の 2(2)</u>に掲げる場合にあつては、<u>42 の 5～48(共)－3 の 2(2)</u>に定める金額）に基づいてその判定を行うものとする。</p>

改 正 後	改 正 前

二十一 第 45 条（特定地域における工業用機械等の特別償却）関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（圧縮記帳の適用を受けた場合の減価償却資産の取得価額要件の判定）</p> <p>45-3 措置法令第 28 条の 9 第 2 項第 1 号イ又は第 2 号イの一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円又は 500 万円を超えるかどうかを判定する場合において、当該一の生産等設備を構成する減価償却資産のうちに法又は措置法による圧縮記帳の適用を受けたものがあるとき（<u>42 の 6～47(共)－3 の 2(2)</u>中「税額控除対象機械装置等につき」とあるのを「措置法令第 28 条の 9 第 2 項第 1 号イ又は第 2 号イの一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産のうち」と、「予定されている」とあるのを「予定されているものがある」と読み替えた場合における <u>42 の 6～47(共)－3 の 2(2)</u>に掲げる場合を含む。）は、その圧縮記帳後の金額（上記の <u>42 の 6～47(共)－3 の 2(2)</u>に掲げる場合にあつては、<u>42 の 6～47(共)－3 の 2(2)</u>に定める金額）に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>同項第 1 号ロ若しくは第 2 号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円若しくは 50 万円を超えるかどうか、同条第 10 項の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうか又は同条第 20 項各号、第 22 項各号若しくは第 24 項各号の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p>	<p style="text-align: center;">（圧縮記帳の適用を受けた場合の減価償却資産の取得価額要件の判定）</p> <p>45-3 措置法令第 28 条の 9 第 2 項第 1 号イ又は第 2 号イの一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円又は 500 万円を超えるかどうかを判定する場合において、当該一の生産等設備を構成する減価償却資産のうちに法又は措置法による圧縮記帳の適用を受けたものがあるとき（<u>42 の 5～48(共)－3 の 2(2)</u>中「税額控除対象機械装置等につき」とあるのを「措置法令第 28 条の 9 第 2 項第 1 号イ又は第 2 号イの一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産のうち」と、「予定されている」とあるのを「予定されているものがある」と読み替えた場合における <u>42 の 5～48(共)－3 の 2(2)</u>に掲げる場合を含む。）は、その圧縮記帳後の金額（上記の <u>42 の 5～48(共)－3 の 2(2)</u>に掲げる場合にあつては、<u>42 の 5～48(共)－3 の 2(2)</u>に定める金額）に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>同項第 1 号ロ若しくは第 2 号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円若しくは 50 万円を超えるかどうか、同条第 10 項の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうか又は同条第 20 項各号、第 22 項各号若しくは第 24 項各号の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円、1,000 万円若しくは 2,000 万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(製造業等の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>45-12 法人（措置法第 45 条第 1 項の規定を適用する場合にあっては、認定事業者であるものに限る。）が、<u>委託先</u>で同項の表の各号の第 2 欄に掲げる区域又は同条第 3 項の表の各号の上欄に掲げる地区内において製造業等を営む者に対し、その製造業等の用に供する工業用機械等又は産業振興機械等を貸し付けている場合において、当該工業用機械等又は産業振興機械等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該法人が<u>委託先</u>の当該区域又は地区内において営む製造業等と同種の事業を営むものである場合に限り、その貸し付けている工業用機械等又は産業振興機械等は当該法人の営む製造業等の用に供したものととして取り扱う。</p> <p>(㊦) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って加工を<u>委託し</u>完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、同条第 1 項の表の第 1 号若しくは第 2 号の第 3 欄又は第 3 項の表の各号の中欄に掲げる製造業に該当しない。</p>	<p>(製造業等の用に供したものとされる資産の貸与)</p> <p>45-12 法人（措置法第 45 条第 1 項の規定を適用する場合にあっては、認定事業者であるものに限る。）が、<u>自己の下請業者</u>で同項の表の各号の第 2 欄に掲げる区域又は同条第 3 項の表の各号の上欄に掲げる地区内において製造業等を営む者に対し、その製造業等の用に供する工業用機械等又は産業振興機械等を貸し付けている場合において、当該工業用機械等又は産業振興機械等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該法人が<u>下請業者</u>の当該区域又は地区内において営む製造業等と同種の事業を営むものである場合に限り、その貸し付けている工業用機械等又は産業振興機械等は当該法人の営む製造業等の用に供したものととして取り扱う。</p> <p>(㊦) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って<u>下請加工させて</u>完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、同条第 1 項の表の第 1 号若しくは第 2 号の第 3 欄又は第 3 項の表の各号の中欄に掲げる製造業に該当しない。</p>

二十二 第 45 条の 2 《医療用機器等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の減価償却資産の取得価額要件の判定)</p> <p>45 の 2-2 措置法令第 28 条の 10 第 1 項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額が 500 万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置並びに器具及び備品が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき (42 の 6～47(共) - 3 の 2(2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第 28 条の 10 第 1 項に規定する</p>	<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の減価償却資産の取得価額要件の判定)</p> <p>45 の 2-2 措置法令第 28 条の 10 第 1 項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額が 500 万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置並びに器具及び備品が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき (42 の 5～48(共) - 3 の 2(2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第 28 条の 10 第 1 項に規定する</p>

改 正 後	改 正 前
<p>機械及び装置並びに器具及び備品」と読み替えた場合における <u>42 の 6 ～ 47(共) - 3 の 2(2)</u>に掲げる場合を含む。) は、その圧縮記帳後の金額 (上記の <u>42 の 6 ～ 47(共) - 3 の 2(2)</u>に掲げる場合にあつては、<u>42 の 6 ～ 47(共) - 3 の 2(2)</u>に定める金額) に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>措置法令第 28 条の 10 第 3 項に規定する器具及び備品並びにソフトウェアの取得価額が 30 万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p>	<p>機械及び装置並びに器具及び備品」と読み替えた場合における <u>42 の 5 ～ 48(共) - 3 の 2(2)</u>に掲げる場合を含む。) は、その圧縮記帳後の金額 (上記の <u>42 の 5 ～ 48(共) - 3 の 2(2)</u>に掲げる場合にあつては、<u>42 の 5 ～ 48(共) - 3 の 2(2)</u>に定める金額) に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p>措置法令第 28 条の 10 第 3 項に規定する器具及び備品並びにソフトウェアの取得価額が 30 万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。</p>

二十三 旧第 48 条《倉庫用建物等の割増償却》関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	第 48 条《倉庫用建物等の割増償却》関係
(廃 止)	<p><u>(公共上屋の上に建設した倉庫業用倉庫)</u></p> <p><u>48-1 法人が公共上屋の上に倉庫を建設した場合には、その建設した倉庫について措置法令第 29 条の 3 第 2 項括弧書に規定する階数が 2 以上のものに該当するかどうかを判定することに留意する。</u></p> <p><u>(注) 公共上屋の上に 1 階の倉庫を建設した場合には、階数が 2 以上の倉庫には該当しない。</u></p>

二十四 第 57 条の 9 《中小企業者等の貸倒引当金の特例》関係

改 正 後	改 正 前
(いわゆる製造問屋の繰入率)	(いわゆる製造問屋の繰入率)

改 正 後	改 正 前
<p>57 の 9-5 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って加工を委託し完成品として販売するいわゆる製造問屋の事業は、措置法令第 33 条の 7 第 4 項第 2 号の製造業に該当する。</p>	<p>57 の 9-5 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品として販売するいわゆる製造問屋の事業は、措置法令第 33 条の 7 第 4 項の製造業に該当する。</p>

二十五 第 61 条の 3 《農用地等を取得した場合の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定農業用機械等の取得価額要件の判定)</p> <p>61 の 3-1 の 3 措置法令第 37 条の 3 第 2 項に規定する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェアの取得価額が 30 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェアが法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき (42 の 6 ~ 47(共) - 3 の 2(2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第 37 条の 3 第 2 項に規定する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェア」と読み替えた場合における 42 の 6 ~ 47(共) - 3 の 2(2)に掲げる場合を含む。) は、その圧縮記帳後の金額 (上記の 42 の 6 ~ 47(共) - 3 の 2(2)に掲げる場合にあつては、42 の 6 ~ 47(共) - 3 の 2(2)に定める金額) に基づいてその判定を行うものとする。</p>	<p>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定農業用機械等の取得価額要件の判定)</p> <p>61 の 3-1 の 3 措置法令第 37 条の 3 第 2 項に規定する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェアの取得価額が 30 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェアが法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき (42 の 5 ~ 48(共) - 3 の 2(2)中「税額控除対象機械装置等」とあるのを「措置法令第 37 条の 3 第 2 項に規定する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェア」と読み替えた場合における 42 の 5 ~ 48(共) - 3 の 2(2)に掲げる場合を含む。) は、その圧縮記帳後の金額 (上記の 42 の 5 ~ 48(共) - 3 の 2(2)に掲げる場合にあつては、42 の 5 ~ 48(共) - 3 の 2(2)に定める金額) に基づいてその判定を行うものとする。</p>

二十六 第 61 条の 4 《交際費等の損金不算入》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等)</p>	<p>(災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>61 の 4 (1) - 10 の 2 法人が、災害を受けた得意先等の取引先（以下 61 の 4 (1) - 10 の 3 までにおいて「取引先」という。）に対してその復旧を支援することを目的として災害発生後相当の期間（災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間をいう。以下 61 の 4 (1) - 10 の 3 において同じ。）内に売掛金、未収請負金、貸付金その他これらに準ずる債権の全部又は一部を免除した場合には、その免除したことによる損失は、交際費等に該当しないものとする。</p> <p>既に契約で定められたリース料、貸付利息、割賦販売に係る賦払金等で災害発生後に授受するものの全部又は一部の免除を行うなど契約で定められた従前の取引条件を変更する場合及び災害発生後に新たに行う取引につき従前の取引条件を変更する場合も、同様とする。</p> <p>㊦1 「得意先等の取引先」には、得意先、仕入先、<u>委託先</u>、特約店、代理店等のほか、商社等を通じた取引であっても価格交渉等を直接行っている場合の商品納入先など、実質的な取引関係にあると認められる者が含まれる。</p> <p>2 本文の取扱いは、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法</u>の規定の適用を受ける同法第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等が発生し、入国制限又は外出自粛の要請など自己の責めに帰すことのできない事情が生じたことにより、売上の減少等に伴い資金繰りが困難となった取引先に対する支援として行う債権の免除又は取引条件の変更についても、同様とする。</p> <p>(交際費等に含まれる費用の例示)</p> <p>61 の 4 (1) - 15 次のような費用は、原則として交際費等の金額に含まれるものとする。ただし、措置法第 61 条の 4 第 6 項第 2 号の規定の適用を受ける費用</p>	<p>61 の 4 (1) - 10 の 2 法人が、災害を受けた得意先等の取引先（以下 61 の 4 (1) - 10 の 3 までにおいて「取引先」という。）に対してその復旧を支援することを目的として災害発生後相当の期間（災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間をいう。以下 61 の 4 (1) - 10 の 3 において同じ。）内に売掛金、未収請負金、貸付金その他これらに準ずる債権の全部又は一部を免除した場合には、その免除したことによる損失は、交際費等に該当しないものとする。</p> <p>既に契約で定められたリース料、貸付利息、割賦販売に係る賦払金等で災害発生後に授受するものの全部又は一部の免除を行うなど契約で定められた従前の取引条件を変更する場合及び災害発生後に新たに行う取引につき従前の取引条件を変更する場合も、同様とする。</p> <p>㊦1 「得意先等の取引先」には、得意先、仕入先、<u>下請工場</u>、特約店、代理店等のほか、商社等を通じた取引であっても価格交渉等を直接行っている場合の商品納入先など、実質的な取引関係にあると認められる者が含まれる。</p> <p>2 本文の取扱いは、<u>新型インフルエンザ等特別措置法</u>の規定の適用を受ける同法第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等が発生し、入国制限又は外出自粛の要請など自己の責めに帰すことのできない事情が生じたことにより、売上の減少等に伴い資金繰りが困難となった取引先に対する支援として行う債権の免除又は取引条件の変更についても、同様とする。</p> <p>(交際費等に含まれる費用の例示)</p> <p>61 の 4 (1) - 15 次のような費用は、原則として交際費等の金額に含まれるものとする。ただし、措置法第 61 条の 4 第 6 項第 2 号の規定の適用を受ける費用</p>

改 正 後	改 正 前
<p>を除く。</p> <p>(1) 会社の何周年記念又は社屋新築記念における宴会費、交通費及び記念品代並びに新船建造又は土木建築等における進水式、起工式、落成式等におけるこれらの費用（これらの費用が主として61の4(1)－10に該当するものである場合の費用を除く。）</p> <p>④ 進水式、起工式、落成式等の式典の祭事のために通常要する費用は、交際費等に該当しない。</p> <p>(2) <u>委託先</u>、特約店、代理店等となるため、又はするための運動費等の費用</p> <p>④ これらの取引関係を結ぶために相手方である事業者に対して金銭又は事業用資産を交付する場合のその費用は、交際費等に該当しない。</p> <p>(3) 得意先、仕入先等社外の者の慶弔、禍福に際し支出する金品等の費用（61の4(1)－10の2から61の4(1)－11まで、61の4(1)－13の(3)及び61の4(1)－18の(1)に該当する費用を除く。）</p> <p>(4) 得意先、仕入先その他事業に関係のある者（製造業者又はその卸売業者と直接関係のないその製造業者の製品又はその卸売業者の扱う商品を取り扱う販売業者を含む。）等を旅行、観劇等に招待する費用（卸売業者が製造業者又は他の卸売業者から受け入れる(5)の負担額に相当する金額を除く。）</p> <p>(5) 製造業者又は卸売業者がその製品又は商品の卸売業者に対し、当該卸売業者が小売業者等を旅行、観劇等に招待する費用の全部又は一部を負担した場合のその負担額</p> <p>(6) いわゆる総会対策等のために支出する費用で総会屋等に対して会費、賛助金、寄附金、広告料、購読料等の名目で支出する金品に係るもの</p> <p>(7) 建設業者等が高層ビル、マンション等の建設に当たり、周辺の住民の同意を得るために、当該住民又はその関係者を旅行、観劇等に招待し、又はこれらの者に酒食を提供した場合におけるこれらの行為のために要した費用</p>	<p>を除く。</p> <p>(1) 会社の何周年記念又は社屋新築記念における宴会費、交通費及び記念品代並びに新船建造又は土木建築等における進水式、起工式、落成式等におけるこれらの費用（これらの費用が主として61の4(1)－10に該当するものである場合の費用を除く。）</p> <p>④ 進水式、起工式、落成式等の式典の祭事のために通常要する費用は、交際費等に該当しない。</p> <p>(2) <u>下請工場</u>、特約店、代理店等となるため、又はするための運動費等の費用</p> <p>④ これらの取引関係を結ぶために相手方である事業者に対して金銭又は事業用資産を交付する場合のその費用は、交際費等に該当しない。</p> <p>(3) 得意先、仕入先等社外の者の慶弔、禍福に際し支出する金品等の費用（61の4(1)－10の2から61の4(1)－11まで、61の4(1)－13の(3)及び61の4(1)－18の(1)に該当する費用を除く。）</p> <p>(4) 得意先、仕入先その他事業に関係のある者（製造業者又はその卸売業者と直接関係のないその製造業者の製品又はその卸売業者の扱う商品を取り扱う販売業者を含む。）等を旅行、観劇等に招待する費用（卸売業者が製造業者又は他の卸売業者から受け入れる(5)の負担額に相当する金額を除く。）</p> <p>(5) 製造業者又は卸売業者がその製品又は商品の卸売業者に対し、当該卸売業者が小売業者等を旅行、観劇等に招待する費用の全部又は一部を負担した場合のその負担額</p> <p>(6) いわゆる総会対策等のために支出する費用で総会屋等に対して会費、賛助金、寄附金、広告料、購読料等の名目で支出する金品に係るもの</p> <p>(7) 建設業者等が高層ビル、マンション等の建設に当たり、周辺の住民の同意を得るために、当該住民又はその関係者を旅行、観劇等に招待し、又はこれらの者に酒食を提供した場合におけるこれらの行為のために要した費用</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(㉔) 周辺の住民が受ける日照妨害、風害、電波障害等による損害を補償するために当該住民に交付する金品は、交際費等に該当しない。</p> <p>(8) スーパーマーケット業、百貨店業等を営む法人が既存の商店街等に進出するに当たり、周辺の商店等の同意を得るために支出する運動費等（営業補償等の名目で支出するものを含む。）の費用</p> <p>(㉕) その進出に関連して支出するものであっても、主として地方公共団体等に対する寄附金の性質を有するもの及び令第14条第1項第6号イに掲げる費用の性質を有するものは、交際費等に該当しない。</p> <p>(9) 得意先、仕入先等の従業員等に対して取引の謝礼等として支出する金品の費用（61の4(1)－14に該当する費用を除く。）</p> <p>(10) 建設業者等が工事の入札等に際して支出するいわゆる談合金その他これに類する費用</p> <p>(11) (1)から(10)までに掲げるもののほか、得意先、仕入先等社外の者に対する接待、供応に要した費用で61の4(1)－1の(1)から(5)までに該当しない全ての費用</p>	<p>(㉔) 周辺の住民が受ける日照妨害、風害、電波障害等による損害を補償するために当該住民に交付する金品は、交際費等に該当しない。</p> <p>(8) スーパーマーケット業、百貨店業等を営む法人が既存の商店街等に進出するに当たり、周辺の商店等の同意を得るために支出する運動費等（営業補償等の名目で支出するものを含む。）の費用</p> <p>(㉕) その進出に関連して支出するものであっても、主として地方公共団体等に対する寄附金の性質を有するもの及び令第14条第1項第6号イに掲げる費用の性質を有するものは、交際費等に該当しない。</p> <p>(9) 得意先、仕入先等の従業員等に対して取引の謝礼等として支出する金品の費用（61の4(1)－14に該当する費用を除く。）</p> <p>(10) 建設業者等が工事の入札等に際して支出するいわゆる談合金その他これに類する費用</p> <p>(11) (1)から(10)までに掲げるもののほか、得意先、仕入先等社外の者に対する接待、供応に要した費用で61の4(1)－1の(1)から(5)までに該当しない全ての費用</p>
<p>（委託先の従業員等のために支出する費用）</p>	<p>（下請企業の従業員等のために支出する費用）</p>
<p>61の4(1)－18 次に掲げる費用は、業務委託のために要する費用等として交際費等に該当しないものとする。</p> <p>(1) 法人の工場内、工事現場等において、<u>委託先</u>の従業員等がその業務の遂行に関連して災害を受けたことに伴い、その災害を受けた<u>委託先</u>の従業員等に対し自己の従業員等に準じて見舞金品を支出するために要する費用</p> <p>(2) 法人の工場内、工事現場等において、無事故等の記録が達成されたことに伴い、その工場内、工事現場等において経常的に業務に従事している<u>委託先</u>の従業員等に対し、自己の従業員等とおおむね同一の基準により表彰金品を</p>	<p>61の4(1)－18 次に掲げる費用は、業務委託のために要する費用等として交際費等に該当しないものとする。</p> <p>(1) 法人の工場内、工事現場等において、<u>下請企業</u>の従業員等がその業務の遂行に関連して災害を受けたことに伴い、その災害を受けた<u>下請企業</u>の従業員等に対し自己の従業員等に準じて見舞金品を支出するために要する費用</p> <p>(2) 法人の工場内、工事現場等において、無事故等の記録が達成されたことに伴い、その工場内、工事現場等において経常的に業務に従事している<u>下請企業</u>の従業員等に対し、自己の従業員等とおおむね同一の基準により表彰金品を</p>

改 正 後	改 正 前
<p>支給するために要する費用</p> <p>(3) 法人が自己の業務の特定部分を継続的に請け負っている企業の従業員等で専属的に当該業務に従事している者（例えば、検針員、集金員等）の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用を負担する場合のその負担額</p> <p>(4) 法人が自己の従業員等と同等の事情にある<u>専属委託先</u>の従業員等又はその親族等の慶弔、禍福に際し、一定の基準に従って支給する金品の費用</p> <p>㊦ 本文(1)の取扱いは、61 の 4 (1)－10 の 2 ㊦2 の取引先に該当する<u>委託先</u>に対する支援として、その従業員等に対し支出する見舞金品についても、同様とする。</p>	<p>を支給するために要する費用</p> <p>(3) 法人が自己の業務の特定部分を継続的に請け負っている企業の従業員等で専属的に当該業務に従事している者（例えば、検針員、集金員等）の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用を負担する場合のその負担額</p> <p>(4) 法人が自己の従業員等と同等の事情にある<u>専属下請先</u>の従業員等又はその親族等の慶弔、禍福に際し、一定の基準に従って支給する金品の費用</p> <p>㊦ 本文(1)の取扱いは、61 の 4 (1)－10 の 2 ㊦2 の取引先に該当する<u>下請企業</u>に対する支援として、その従業員等に対し支出する見舞金品についても、同様とする。</p>

二十七 第 62 条の 3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（収用換地等による譲渡）</p> <p>62 の 3 (5)－14 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 4 号に規定する「土地等の譲渡で第 65 条の 2 第 1 項に規定する収用換地等（第 65 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する権利変換を除く。）によるもの」については、当該収用換地等による譲渡につき措置法第 64 条又は第 65 条若しくは第 65 条の 2 の規定の適用を受けたかどうかにかかわらず、措置法第 62 条の 3 第 4 項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>㊦ 当該収用換地等による譲渡が措置法第 65 条の 2 第 3 項各号に掲げる場合に該当する場合であっても、当該譲渡は措置法第 62 条の 3 第 4 項第 4 号に規定する「土地等の譲渡で第 65 条の 2 第 1 項に規定する収用換地等（第 65</p>	<p>（収用換地等による譲渡）</p> <p>62 の 3 (5)－14 措置法第 62 条の 3 第 4 項第 3 号に規定する「土地等の譲渡で第 65 条の 2 第 1 項に規定する収用換地等（第 65 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する権利変換を除く。）によるもの」については、当該収用換地等による譲渡につき措置法第 64 条又は第 65 条若しくは第 65 条の 2 の規定の適用を受けたかどうかにかかわらず、措置法第 62 条の 3 第 4 項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>㊦ 当該収用換地等による譲渡が措置法第 65 条の 2 第 3 項各号に掲げる場合に該当する場合であっても、当該譲渡は措置法第 62 条の 3 第 4 項第 3 号に規定する「土地等の譲渡で第 65 条の 2 第 1 項に規定する収用換地等（第 65</p>

改 正 後	改 正 前
<p>条第1項第6号及び第7号に規定する権利変換を除く。)によるもの」に該当する。</p> <p>(建築面積等の意義)</p> <p>62の3(5)－15 措置法第62条の3第4項第7号及び第12号に規定する建築面積、同項第10号に規定する延べ面積並びに措置法令第38条の4第21項第2号ロに規定する敷地面積は、それぞれ建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積、同項第4号に規定する延べ面積及び同項第1号に規定する敷地面積によるものとする。</p> <p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)</p> <p>62の3(5)－21 措置法規則第21条の19第2項第14号の土地区画整理法第2条第3項に規定する施行者又は同法第25条第1項に規定する組合員である個人又は法人(同号に規定する個人又は法人をいう。)には、土地区画整理法による土地区画整理事業の施行の認可や土地区画整理組合の設立の認可前において当該施行者又は当該組合員となることが確実と認められる個人又は法人(土地区画整理事業として行われる宅地造成事業につき、措置法規則第21条の19第10項第2号イ及びロに該当する旨の証明を受けた者に限る。)が含まれるものとする。</p> <p>(床面積の4分の3以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定)</p> <p>62の3(5)－25 措置法令第38条の4第28項第3号に規定する「建築物の床面積の4分の3以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるもの」であるかどうかは、当該建築物の床面積の4分の3以上に相当する部分が専ら居住の用に</p>	<p>条第1項第6号及び第7号に規定する権利変換を除く。)によるもの」に該当する。</p> <p>(建築面積等の意義)</p> <p>62の3(5)－15 措置法第62条の3第4項第7号及び第12号に規定する建築面積、同項第10号に規定する延べ面積並びに措置法令第38条の4第23項第2号ロに規定する敷地面積は、それぞれ建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積、同項第4号に規定する延べ面積及び同項第1号に規定する敷地面積によるものとする。</p> <p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)</p> <p>62の3(5)－21 措置法規則第21条の19第2項第14号の土地区画整理法第2条第3項に規定する施行者又は同法第25条第1項に規定する組合員である個人又は法人(同号に規定する個人又は法人をいう。)には、土地区画整理法による土地区画整理事業の施行の認可や土地区画整理組合の設立の認可前において当該施行者又は当該組合員となることが確実と認められる個人又は法人(土地区画整理事業として行われる宅地造成事業につき、措置法規則第21条の19第9項第2号イ及びロに該当する旨の証明を受けた者に限る。)が含まれるものとする。</p> <p>(床面積の4分の3以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定)</p> <p>62の3(5)－25 措置法令第38条の4第30項第3号に規定する「建築物の床面積の4分の3以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるもの」であるかどうかは、当該建築物の床面積の4分の3以上に相当する部分が専ら居住の用に</p>

改 正 後	改 正 前
<p>供される構造になっているかどうかにより判定する。</p> <p>(一の住宅の意義等)</p> <p>62の3(5)-29 措置法令第38条の4第30項に規定する「一の住宅」とは、一棟の家屋がその構造上区分された数個の部分を独立して住居の用途に供することができるものである場合にあっては、それぞれその区分された住居の用途に供することができる部分（以下62の3(5)-29において「独立住居部分」という。）をいうことに留意する。この場合において、当該一の住宅の床面積が同項第1号に規定する「200平方メートル以下で、かつ、50平方メートル以上である」かどうかは、それぞれその区分された独立住居部分の床面積（共用部分の床面積を各独立住居部分の床面積に応じてあん分した面積を含む。）により判定する。</p> <p>同項第2号に定める一の住宅の用に供される土地等の面積基準の判定についても、同様とする。</p> <p>㊦ 一の独立住居部分が同項第1号の床面積基準又は同項第2号の土地等の面積基準に該当しない場合には、当該独立住居部分を含む一棟の家屋の敷地の用に供される全ての土地等の譲渡は、措置法第62条の3第4項第16号に掲げる土地等の譲渡に該当しないものとする。</p> <p>同号に規定する中高層の耐火共同住宅の一の独立住居部分が当該中高層の耐火共同住宅に係る床面積基準に該当しない場合における同項の規定の適用についても、同様とする。</p> <p>(併用住宅の場合)</p> <p>62の3(5)-30 併用住宅（一戸の住宅のうちに、店舗、事務所等の住居の用途以外の用に供する部分を有するものをいう。以下62の3(5)-30において同</p>	<p>供される構造になっているかどうかにより判定する。</p> <p>(一の住宅の意義等)</p> <p>62の3(5)-29 措置法令第38条の4第32項に規定する「一の住宅」とは、一棟の家屋がその構造上区分された数個の部分を独立して住居の用途に供することができるものである場合にあっては、それぞれその区分された住居の用途に供することができる部分（以下62の3(5)-29において「独立住居部分」という。）をいうことに留意する。この場合において、当該一の住宅の床面積が同項第1号に規定する「200平方メートル以下で、かつ、50平方メートル以上である」かどうかは、それぞれその区分された独立住居部分の床面積（共用部分の床面積を各独立住居部分の床面積に応じてあん分した面積を含む。）により判定する。</p> <p>同項第2号に定める一の住宅の用に供される土地等の面積基準の判定についても、同様とする。</p> <p>㊦ 一の独立住居部分が同項第1号の床面積基準又は同項第2号の土地等の面積基準に該当しない場合には、当該独立住居部分を含む一棟の家屋の敷地の用に供される全ての土地等の譲渡は、措置法第62条の3第4項第16号に掲げる土地等の譲渡に該当しないものとする。</p> <p>同号に規定する中高層の耐火共同住宅の一の独立住居部分が当該中高層の耐火共同住宅に係る床面積基準に該当しない場合における同項の規定の適用についても、同様とする。</p> <p>(併用住宅の場合)</p> <p>62の3(5)-30 併用住宅（一戸の住宅のうちに、店舗、事務所等の住居の用途以外の用に供する部分を有するものをいう。以下62の3(5)-30において同</p>

改 正 後	改 正 前
<p>じ。)のうち住居の用途に供する部分の床面積（建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。）が延べ面積（同項第4号に規定する延べ面積をいう。以下62の3(5)－30において同じ。）の2分の1以上であるものは、措置法第62条の3第4項第16号に規定する「住宅」に該当するものとする。</p> <p>㊦ 当該「住宅」に該当する併用住宅についての措置法令第38条の4第30項に規定する床面積基準及び土地等の面積基準の判定は、当該併用住宅の延べ面積及び当該併用住宅の用に供される土地等の面積により行う。</p> <p>（床面積の意義）</p> <p>62の3(5)－31 措置法第62条の3第4項第15号ロ、措置法令第38条の4第28項第3号、同項第4号、同条第30項第1号及び措置法規則第21条の19第2項第16号に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。</p> <p>（国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合）</p> <p>62の3(5)－32 措置法規則第21条の19第10項第1号イ(1)に規定する「国土利用計画法第14条第1項の規定による許可を受けて当該土地等が買い取られる場合」とは、同項の規定による許可を受けた後において当該許可に係る内容に従って締結した売買契約に基づいて買い取られる場合をいうのであるから、土地等の譲渡が当該許可の内容と異なる事項を約した売買契約（その買い取り価額が当該許可に係る予定対価の額未満である売買契約を除く。）に基づいて行われているときは、たとえ確定申告書等に同号イ(1)に掲げる書類を添付している場合であっても、当該売買契約に基づく土地等の譲渡は、措置法第62条の3第5項に掲げる土地等の譲渡に該当しないことに留意する。</p>	<p>じ。)のうち住居の用途に供する部分の床面積（建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。）が延べ面積（同項第4号に規定する延べ面積をいう。以下62の3(5)－30において同じ。）の2分の1以上であるものは、措置法第62条の3第4項第16号に規定する「住宅」に該当するものとする。</p> <p>㊦ 当該「住宅」に該当する併用住宅についての措置法令第38条の4第32項に規定する床面積基準及び土地等の面積基準の判定は、当該併用住宅の延べ面積及び当該併用住宅の用に供される土地等の面積により行う。</p> <p>（床面積の意義）</p> <p>62の3(5)－31 措置法第62条の3第4項第15号ロ、措置法令第38条の4第30項第3号、同項第4号、同条第32項第1号及び措置法規則第21条の19第2項第16号に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。</p> <p>（国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合）</p> <p>62の3(5)－32 措置法規則第21条の19第9項第1号イ(1)に規定する「国土利用計画法第14条第1項の規定による許可を受けて当該土地等が買い取られる場合」とは、同項の規定による許可を受けた後において当該許可に係る内容に従って締結した売買契約に基づいて買い取られる場合をいうのであるから、土地等の譲渡が当該許可の内容と異なる事項を約した売買契約（その買い取り価額が当該許可に係る予定対価の額未満である売買契約を除く。）に基づいて行われているときは、たとえ確定申告書等に同号イ(1)に掲げる書類を添付している場合であっても、当該売買契約に基づく土地等の譲渡は、措置法第62条の3第5項に掲げる土地等の譲渡に該当しないことに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合)</p> <p>62 の 3 (5) -33 措置法規則第 21 条の 19 第 10 項第 1 号イ(2)に規定する「国土利用計画法第 27 条の 4 第 1 項 (同法第 27 条の 7 第 1 項において準用する場合を含む。) の規定による届出をして当該土地等が買い取られる場合」とは、同法第 27 条の 4 第 1 項 (同法第 27 条の 7 第 1 項において準用する場合を含む。) の規定による届出をした日から起算して 6 週間を経過した日 (同日前に都道府県知事 (地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあつては、当該指定都市の長) から国土利用計画法第 27 条の 5 第 3 項 (同法第 27 条の 8 第 2 項において準用する場合を含む。) に規定する勧告をしない旨の通知を受けた場合には、当該通知を受けた日。以下(1)において同じ。) 以後において当該届出に係る内容に従って締結した売買契約に基づいて買い取られる場合をいうのであるから、土地等の譲渡が次に掲げる売買契約に基づき行われているときは、たとえ確定申告書等に措置法規則第 21 条の 19 第 10 項第 1 号イ(2)に掲げる書類を添付している場合であっても、当該売買契約に基づく土地等の譲渡は、措置法第 62 条の 3 第 5 項に掲げる土地等の譲渡に該当しないことに留意する。</p> <p>(1) 当該届出をした日から起算して 6 週間を経過した日の前日までの間に締結した売買契約</p> <p>(2) 当該届出の内容と異なる事項を約した売買契約 (その買取価額が当該届出に係る予定対価の額未満である売買契約を除く。)</p> <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>62 の 3 (6) -6 法人の有する一筆の土地等のうちに、措置法令第 38 条の 4 第 37 項第 2 号から第 5 号までの規定による取得の日の引継ぎの特例の適用を受け</p>	<p>(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合)</p> <p>62 の 3 (5) -33 措置法規則第 21 条の 19 第 9 項第 1 号イ(2)に規定する「国土利用計画法第 27 条の 4 第 1 項 (同法第 27 条の 7 第 1 項において準用する場合を含む。) の規定による届出をして当該土地等が買い取られる場合」とは、同法第 27 条の 4 第 1 項 (同法第 27 条の 7 第 1 項において準用する場合を含む。) の規定による届出をした日から起算して 6 週間を経過した日 (同日前に都道府県知事 (地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあつては、当該指定都市の長) から国土利用計画法第 27 条の 5 第 3 項 (同法第 27 条の 8 第 2 項において準用する場合を含む。) に規定する勧告をしない旨の通知を受けた場合には、当該通知を受けた日。以下(1)において同じ。) 以後において当該届出に係る内容に従って締結した売買契約に基づいて買い取られる場合をいうのであるから、土地等の譲渡が次に掲げる売買契約に基づき行われているときは、たとえ確定申告書等に措置法規則第 21 条の 19 第 9 項第 1 号イ(2)に掲げる書類を添付している場合であっても、当該売買契約に基づく土地等の譲渡は、措置法第 62 条の 3 第 5 項に掲げる土地等の譲渡に該当しないことに留意する。</p> <p>(1) 当該届出をした日から起算して 6 週間を経過した日の前日までの間に締結した売買契約</p> <p>(2) 当該届出の内容と異なる事項を約した売買契約 (その買取価額が当該届出に係る予定対価の額未満である売買契約を除く。)</p> <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>62 の 3 (6) -6 法人の有する一筆の土地等のうちに、措置法令第 38 条の 4 第 39 項第 2 号から第 5 号までの規定による取得の日の引継ぎの特例の適用を受け</p>

改 正 後	改 正 前
<p>る部分とその適用を受けない部分とがある場合において、当該土地等の一部を譲渡したときは、当該規定の適用を受ける部分とその適用を受けない部分とが平均的に譲渡されたものとして取り扱う。</p>	<p>る部分とその適用を受けない部分とがある場合において、当該土地等の一部を譲渡したときは、当該規定の適用を受ける部分とその適用を受けない部分とが平均的に譲渡されたものとして取り扱う。</p>
<p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p>	<p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p>
<p>62 の 3(6)－7 法人の有する土地等が措置法令第 38 条の 4 第 37 項第 3 号から第 5 号までの規定の適用を受けた代替資産又は交換取得資産（以下「代替資産等」という。）である場合において、当該代替資産等に係る譲渡資産のうち土地等以外の資産があるときは、まず譲渡資産に含まれている土地等の取得の日をこれらの号に掲げる代替資産等の取得の日として取り扱う。</p>	<p>62 の 3(6)－7 法人の有する土地等が措置法令第 38 条の 4 第 39 項第 3 号から第 5 号までの規定の適用を受けた代替資産又は交換取得資産（以下「代替資産等」という。）である場合において、当該代替資産等に係る譲渡資産のうち土地等以外の資産があるときは、まず譲渡資産に含まれている土地等の取得の日をこれらの号に掲げる代替資産等の取得の日として取り扱う。</p>
<p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p>	<p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p>
<p>62 の 3(6)－8 法人の有する土地等が措置法令第 38 条の 4 第 37 項第 3 号から第 5 号までの規定の適用を受けた代替資産等である場合において、当該代替資産等に係る譲渡資産の取得の日が 2 以上あるときは、その取得の日の異なる譲渡資産が平均的に対応するものとして取り扱う。</p>	<p>62 の 3(6)－8 法人の有する土地等が措置法令第 38 条の 4 第 39 項第 3 号から第 5 号までの規定の適用を受けた代替資産等である場合において、当該代替資産等に係る譲渡資産の取得の日が 2 以上あるときは、その取得の日の異なる譲渡資産が平均的に対応するものとして取り扱う。</p>
<p>㊦ この場合、平均的に対応する部分の計算は 62 の 3(6)－7 により、まず、譲渡資産に含まれる土地等の取得の日によるものとその他の譲渡資産の取得の日によるものとに区分し、その区分ごとに次による。</p>	<p>㊦ この場合、平均的に対応する部分の計算は 62 の 3(6)－7 により、まず、譲渡資産に含まれる土地等の取得の日によるものとその他の譲渡資産の取得の日によるものとに区分し、その区分ごとに次による。</p>
$\begin{array}{l} \text{当該区分ごとの} \\ \text{代替資産等} \\ \text{の帳簿価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{取得日の異なるごとの譲} \\ \text{渡資産の譲渡対価の額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{当該区分ごとの譲渡資産} \\ \text{の譲渡対価の額の合計額} \end{array}} = \begin{array}{l} \text{その譲渡資産の取得} \\ \text{日に取得したものと} \\ \text{みなされる代替資産} \\ \text{等の帳簿価額} \end{array}$	$\begin{array}{l} \text{当該区分ごとの} \\ \text{代替資産等} \\ \text{の帳簿価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{取得日の異なるごとの譲} \\ \text{渡資産の譲渡対価の額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{当該区分ごとの譲渡資産} \\ \text{の譲渡対価の額の合計額} \end{array}} = \begin{array}{l} \text{その譲渡資産の取得} \\ \text{日に取得したものと} \\ \text{みなされる代替資産} \\ \text{等の帳簿価額} \end{array}$
<p>(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)</p> <p>62 の 3(6)－10 措置法令第 38 条の 4 第 32 項から第 34 項までに規定する「開</p>	<p>(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)</p> <p>62 の 3(6)－10 措置法令第 38 条の 4 第 34 項から第 36 項までに規定する「開</p>

改 正 後	改 正 前
<p>発許可等を受けることができると見込まれる日」は、一の事業ごとに所轄税務署長が認定するのであるから、当該認定した日（以下 62 の 3 (6)－10 において「認定日」という。）は、<u>同条第 31 項</u>に規定する確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人に対する当該一の事業に係る全ての土地等の譲渡について同一となることに留意する。</p> <p>㊦ 当該認定日の属する年の 12 月 31 日において当該土地等の譲渡が措置法第 62 条の 3 第 4 項第 13 号から第 16 号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなったときは、同条第 5 項の規定の適用を受けた当該一の事業に係る全ての土地等の譲渡について、同条第 9 項の規定を適用することに留意する。</p> <p>（証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の除外規定の適用）</p> <p>62 の 3(6)－12 法人が、措置法第 62 条の 3 第 4 項又は第 5 項の規定の適用を受ける旨の確定申告書等に措置法規則第 21 条の 19 第 2 項各号又は<u>第 10 項各号</u>に掲げる書類を添付していない場合であっても、当該確定申告書等の提出後にこれらの書類が提出され、かつ、その添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認められるときは、措置法第 62 条の 3 第 4 項又は第 5 項の規定の適用を認めて差し支えない。</p> <p>（信託財産に属する土地等の譲渡に係る証明書類の添付）</p> <p>62 の 3(6)－13 受益者等課税信託（法第 12 条第 1 項に規定する受益者（同条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下 62 の 3 (6)－13 において「受益者等」という。）がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。）の受益者等である法人が、信</p>	<p>発許可等を受けることができると見込まれる日」は、一の事業ごとに所轄税務署長が認定するのであるから、当該認定した日（以下 62 の 3 (6)－10 において「認定日」という。）は、<u>同条第 33 項</u>に規定する確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人に対する当該一の事業に係る全ての土地等の譲渡について同一となることに留意する。</p> <p>㊦ 当該認定日の属する年の 12 月 31 日において当該土地等の譲渡が措置法第 62 条の 3 第 4 項第 13 号から第 16 号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなったときは、同条第 5 項の規定の適用を受けた当該一の事業に係る全ての土地等の譲渡について、同条第 9 項の規定を適用することに留意する。</p> <p>（証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の除外規定の適用）</p> <p>62 の 3(6)－12 法人が、措置法第 62 条の 3 第 4 項又は第 5 項の規定の適用を受ける旨の確定申告書等に措置法規則第 21 条の 19 第 2 項各号又は<u>第 9 項各号</u>に掲げる書類を添付していない場合であっても、当該確定申告書等の提出後にこれらの書類が提出され、かつ、その添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認められるときは、措置法第 62 条の 3 第 4 項又は第 5 項の規定の適用を認めて差し支えない。</p> <p>（信託財産に属する土地等の譲渡に係る証明書類の添付）</p> <p>62 の 3(6)－13 受益者等課税信託（法第 12 条第 1 項に規定する受益者（同条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下 62 の 3 (6)－13 において「受益者等」という。）がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。）の受益者等である法人が、信</p>

改 正 後	改 正 前
<p>託財産に属する土地等の譲渡について措置法第 62 条の 3 第 4 項又は第 5 項の規定の適用を受ける場合には、これらの項の規定により、措置法規則第 21 条の 19 第 2 項各号又は第 10 項各号に掲げる書類をその確定申告書等に添付する必要があるのであるが、その添付に当たっては、これらの書類が当該法人の有する信託財産に属する土地等の譲渡に係るものである旨の受託者の証明を受けるものとする。</p>	<p>託財産に属する土地等の譲渡について措置法第 62 条の 3 第 4 項又は第 5 項の規定の適用を受ける場合には、これらの項の規定により、措置法規則第 21 条の 19 第 2 項各号又は第 9 項各号に掲げる書類をその確定申告書等に添付する必要があるのであるが、その添付に当たっては、これらの書類が当該法人の有する信託財産に属する土地等の譲渡に係るものである旨の受託者の証明を受けるものとする。</p>

二十八 第 63 条《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係

改 正 後	改 正 前
<p>63(5)-13 <u>削 除</u></p>	<p><u>(公募要件に該当する事実を明らかにする書類の書式)</u> 63(5)-13 <u>措置法規則第 22 条第 4 号ハに規定する公募要件に該当する事実を明らかにする書類は、付表の書式（これに準ずる書式を含む。）による。</u></p>

改正後		改正前				
		課税除外とされる土地等の譲渡が公募要件に該当する事実を証する明細書		事業年度	法人名	
		譲渡資産の明細	土地の譲渡等の内容	1	措置法第63条第3項第 号該当	措置法第63条第3項第 号該当
			土地等の種類	2		
			土地等の所在地	3		
			一団の宅地の面積	4	平方メートル	平方メートル
			同上のうち当期において譲渡等をする事とした土地等の面積	5	外 件	外 件
			同上のうち当期において公募の対象とした土地等の面積	6	外 件	外 件
			同上のうち当期において譲渡等をした土地等の面積	7	外 件	外 件
			「5」のうち当期において公募をしないで譲渡等をした土地等の面積	8	外 件	外 件
		公募要件に該当する事実等	公募の方法	9		
			公募年月日又は期間	10	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・
			公募を実施した地域	11		
			売出期間	12	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・
			応募者の範囲	13		
			一部の土地等につき公募をしなかった理由	14		
	措置法令第38条の5第23項に該当する土地の譲渡等の場合	15				
備考						

改 正 後	改 正 前
<p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>63(6)－6 法人の有する一筆の土地等のうちに、措置法令第 38 条の 5 第 24 項の規定により準用される措置法令第 38 条の 4 第 37 項第 2 号から第 5 号までの規定による取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける部分とその適用を受け</p>	<p>課税除外とされる土地等の譲渡が公募要件に該当する事実を証する明細書の記載の仕方</p> <p>1 この明細書は、措置法第63条第3項第4号から第6号までに規定する土地の譲渡について、公募要件を満たしている事実を明らかにする場合に記載します。</p> <p>2 この明細書は、その譲渡等に係る土地等が属する一団の宅地で、当期において譲渡等を行うこととした土地等の区分ごとに別行で記載します。</p> <p>3 「土地の譲渡等の内容1」には、その譲渡等に係る土地等が、措置法第63条第3項第4号から第6号までのいずれの号に該当するものであるかを記載します。</p> <p>4 「土地等の種類2」には、その譲渡等に係る土地等の種類を「土地」又は「借地権」のように記載します。</p> <p>5 「一団の宅地の面積4」には、措置法第63条第3項第4号から第6号までに規定する開発許可、認定等に係る一団の宅地の合計面積を記載します。</p> <p>6 「同上のうち当期において譲渡等を行うこととした土地等の面積5」の「外書」には、「4」の一団の宅地のうち当期において譲渡等を行うこととした土地等の区画数を記載します。</p> <p>7 「同上のうち当期において公募の対象とした土地等の面積6」の「外書」には、「5」の土地等のうち公募の対象とした土地等の区画数を記載します。</p> <p>8 「同上のうち当期において譲渡等をした土地等の面積7」の「外書」には、「6」の土地等のうち当期において譲渡等をした土地等の区画数を記載します。</p> <p>9 「5」のうち当期において公募をしないで譲渡等をした土地等の面積8」の「外書」には、「5」の土地等のうち当期において公募をしないで譲渡等をした土地等の区画数を記載します。</p> <p>10 「公募の方法9」には、その土地の譲渡等につき行った公募の方法を、例えば「テレビ広告」、「ラジオ広告」、「新聞広告」、「雑誌広告」、「車内広告」、「折込広告」のように記載します。</p> <p>11 「公募を実施した地域11」には、その土地の譲渡等につき行った公募の対象地域を、例えば「東京都特別区域内」、「〇〇県内全域」のように記載します。</p> <p>12 「応募者の範囲13」には、応募者の範囲につき制限をしている場合に、その制限の内容を記載するとともに、その制限をしている理由を「備考」欄に記載します。</p> <p>13 「一部の土地等につき公募をしなかった理由14」には、その土地の譲渡等のうち公募をしないで譲渡等をした部分がある場合に、その理由を具体的に記載します。</p> <p>14 「措置法令第38条の5第23項に該当する土地の譲渡等の場合15」には、その土地の譲渡等が措置法令第38条の5第23項(公募要件に該当する土地の譲渡等)に該当する場合は、その土地等の譲渡対象者を決定した方法を例えば「全組合員のうちから募集して抽選により決定」のように記載してください。</p> <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>63(6)－6 法人の有する一筆の土地等のうちに、措置法令第 38 条の 5 第 24 項の規定により準用される措置法令第 38 条の 4 第 39 項第 2 号から第 5 号までの規定による取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける部分とその適用を受け</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ない部分とがある場合において、当該土地等の一部を譲渡したときは、当該規定の適用を受ける部分とその適用を受けない部分とが平均的に譲渡されたものとして取り扱う。</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>63(6)－7 法人の有する土地等が措置法令第 38 条の 5 第 24 項の規定により準用される措置法令第 38 条の 4 第 37 項第 3 号から第 5 号までの規定の適用を受けた代替資産又は交換取得資産（以下「代替資産等」という。）である場合において、当該代替資産等に係る譲渡資産のうちに土地等以外の資産があるときは、まず譲渡資産に含まれている土地等の取得の日をこれらの号に掲げる代替資産等の取得の日として取り扱う。</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>63(6)－8 法人の有する土地等が措置法令第 38 条の 5 第 24 項の規定により準用される措置法令第 38 条の 4 第 37 項第 3 号から第 5 号までの規定の適用を受けた代替資産等である場合において、当該代替資産等に係る譲渡資産の取得の日が 2 以上あるときは、その取得の日の異なる譲渡資産が平均的に対応するものとして取り扱う。</p> <p>㊦ この場合、平均的に対応する部分の計算は 63(6)－7 により、まず、譲渡資産に含まれる土地等の取得の日によるものとその他の譲渡資産の取得の日によるものとに区分し、その区分ごとに次による。</p> $\text{当該区分ごとの代替資産等の帳簿価額} \times \frac{\text{取得日の異なるごとの譲渡資産の譲渡対価の額}}{\text{当該区分ごとの譲渡資産の譲渡対価の額の合計額}} = \text{その譲渡資産の取得日に取得したものとみなされる代替資産等の帳簿価額}$	<p>ない部分とがある場合において、当該土地等の一部を譲渡したときは、当該規定の適用を受ける部分とその適用を受けない部分とが平均的に譲渡されたものとして取り扱う。</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>63(6)－7 法人の有する土地等が措置法令第 38 条の 5 第 24 項の規定により準用される措置法令第 38 条の 4 第 39 項第 3 号から第 5 号までの規定の適用を受けた代替資産又は交換取得資産（以下「代替資産等」という。）である場合において、当該代替資産等に係る譲渡資産のうちに土地等以外の資産があるときは、まず譲渡資産に含まれている土地等の取得の日をこれらの号に掲げる代替資産等の取得の日として取り扱う。</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>63(6)－8 法人の有する土地等が措置法令第 38 条の 5 第 24 項の規定により準用される措置法令第 38 条の 4 第 39 項第 3 号から第 5 号までの規定の適用を受けた代替資産等である場合において、当該代替資産等に係る譲渡資産の取得の日が 2 以上あるときは、その取得の日の異なる譲渡資産が平均的に対応するものとして取り扱う。</p> <p>㊦ この場合、平均的に対応する部分の計算は 63(6)－7 により、まず、譲渡資産に含まれる土地等の取得の日によるものとその他の譲渡資産の取得の日によるものとに区分し、その区分ごとに次による。</p> $\text{当該区分ごとの代替資産等の帳簿価額} \times \frac{\text{取得日の異なるごとの譲渡資産の譲渡対価の額}}{\text{当該区分ごとの譲渡資産の譲渡対価の額の合計額}} = \text{その譲渡資産の取得日に取得したものとみなされる代替資産等の帳簿価額}$

二十九 第 64 条～第 66 条《共通事項》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(信託財産に属する資産の譲渡に係る証明書類の添付又は保存)</p> <p>64～66 (共)－2 62 の 3 (6)－13 の取扱いは、受益者等課税信託（法第 12 条第 1 項に規定する受益者（同条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下「受益者等」という。）がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。）の受益者等である法人が、その信託財産に属する資産の譲渡につき措置法第 3 章第 6 節の規定の適用を受ける場合について準用する。この場合において、62 の 3 (6)－13 中「これらの項の規定により、措置法規則第 21 条の 19 第 2 項各号又は第 10 項各号に掲げる書類をその確定申告書等に添付する必要があるのであるが、その添付に当たっては」とあるのは、「これらの規定に関する規定により、所定の証明書類等をその確定申告書等に添付し、又は保存する必要があるときには、その添付又は保存に当たっては」とする。</p>	<p>(信託財産に属する資産の譲渡に係る証明書類の添付又は保存)</p> <p>64～66 (共)－2 62 の 3 (6)－13 の取扱いは、受益者等課税信託（法第 12 条第 1 項に規定する受益者（同条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下「受益者等」という。）がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。）の受益者等である法人が、その信託財産に属する資産の譲渡につき措置法第 3 章第 6 節の規定の適用を受ける場合について準用する。この場合において、62 の 3 (6)－13 中「これらの項の規定により、措置法規則第 21 条の 19 第 2 項各号又は第 9 項各号に掲げる書類をその確定申告書等に添付する必要があるのであるが、その添付に当たっては」とあるのは、「これらの規定に関する規定により、所定の証明書類等をその確定申告書等に添付し、又は保存する必要があるときには、その添付又は保存に当たっては」とする。</p>

三十 第 64 条～第 65 条の 2《取用等の場合の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>64 (3)－18 取用等のあった日を含む事業年度開始の前日に取得した資産につき法人が措置法第 42 条の 6、第 42 条の 9 から第 42 条の 12 まで、第 42 条の 12 の 4、第 42 条の 12 の 6 及び第 43 条から第 47 条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第 52 条の 3 の規定の適用を受けている場合には、当該資産が措置法第 64 条第 3 項（同条第 10 項において準用する場合を含む。）の規定</p>	<p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>64 (3)－18 取用等のあった日を含む事業年度開始の前日に取得した資産につき法人が措置法第 42 条の 6、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 の 3 まで、第 42 条の 12 の 4、第 42 条の 12 の 6 及び第 43 条から第 48 条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第 52 条の 3 の規定の適用を受けている場合には、当該資産が措置法第 64 条第 3 項（同条第 10 項において準用する場合を含む。）の</p>

改 正 後					改 正 前				
<p>に該当するものであっても、同条第3項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>（収用証明書の保存）</p> <p>64(4)－1 措置法第64条から第65条の2までの規定は、原則としてその適用を受けようとする資産について措置法規則第22条の2第4項に規定する書類を保存している場合に限りその適用があるのであるが、この場合の保存すべき書類の内容は、次の表に掲げるものについては同表によるほか、同表に掲げていないものについてはその適用を受けようとする規定に対応する昭和46年8月26日付直資4－5ほか2課共同「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）33－50に係る別表2の区分に応じ同表に準ずる。</p>					<p>規定に該当するものであっても、同条第3項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>（収用証明書の保存）</p> <p>64(4)－1 措置法第64条から第65条の2までの規定は、原則としてその適用を受けようとする資産について措置法規則第22条の2第4項に規定する書類を保存している場合に限りその適用があるのであるが、この場合の保存すべき書類の内容は、次の表に掲げるものについては同表によるほか、同表に掲げていないものについてはその適用を受けようとする規定に対応する昭和46年8月26日付直資4－5ほか2課共同「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）33－50に係る別表2の区分に応じ同表に準ずる。</p>				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
① 都市再開発法による市街地再開発事業の施行に伴い資産の権利変換又は買取り若しくは収用があった場合において、その権利変換又は買取り若しくは収用に係る資産が次に掲げる資産であるとき	(イ)、(ロ)、(ニ)から(ト)までに掲げる資産の場合にあっては、これに該当する資産である旨の証明 (ハ)に掲げる資産の場合にあっては、措置令第39条第8項各号に掲げる場合のいずれか（都市再開発法第71条第1項又は第3項の申出をした者が同	市街地再開発事業の施行者（※）	措置法第64条1項3号の2、65条1項4号、7項 措置法規則第22条の2第4項2号	※ 施行者は個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社である。	① 都市再開発法による市街地再開発事業の施行に伴い資産の権利変換又は買取り若しくは収用があった場合において、その権利変換又は買取り若しくは収用に係る資産が次に掲げる資産であるとき	(イ)、(ロ)、(ニ)から(ト)までに掲げる資産の場合にあっては、これに該当する資産である旨の証明 (ハ)に掲げる資産の場合にあっては、措置令第39条第8項各号に掲げる場合のいずれか（都市再開発法第71条第1項又は第3項の申出をした者が同	市街地再開発事業の施行者（※）	措置法第64条1項3号の2、65条1項4号、7項 措置法規則第22条の2第4項2号	※ 施行者は個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社である。

改 正 後				改 正 前			
<p>は地上権の共有持分(都市再開発法第110条第1項又は第110条の2第1項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築敷地に関する権利又は施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。)</p> <p>又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権が与えられるように定められた資産</p> <p>(ロ) 都市再開発法第79条第3項の規定により施設建築物の一部等若しくは施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められた資産又は同法第111条の規定により読み替えられた同項の規定により建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められた資産</p> <p>(ハ) 都市再開発法第71条第1項又は第3項の申出に基づき同法第87条又は第88条第1項、第</p>	<p>法第70条の2第1項の申出をすることができる場合には、措置法令第39条第8項第1号に掲げる場合に限る。)に該当する旨及び同項に規定する審査委員の同意又は市街地再開発審査会の議決のあった旨の証明</p>			<p>は地上権の共有持分(都市再開発法第110条第1項又は第110条の2第1項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築敷地に関する権利又は施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。)</p> <p>又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権が与えられるように定められた資産</p> <p>(ロ) 都市再開発法第79条第3項の規定により施設建築物の一部等若しくは施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められた資産又は同法第111条の規定により読み替えられた同項の規定により建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められた資産</p> <p>(ハ) 都市再開発法第71条第1項又は第3項の申出に基づき同法第87条又は第88条第1項、第</p>	<p>法第70条の2第1項の申出をすることができる場合には、措置法令第39条第8項第1号に掲げる場合に限る。)に該当する旨及び同項に規定する審査委員の同意又は市街地再開発審査会の議決のあった旨の証明</p>		

改 正 後					改 正 前				
2項若しくは第5項の規定による権利変換を受けなかった資産					2項若しくは第5項の規定による権利変換を受けなかった資産				
(ニ) 都市再開発法第118条の11第1項の規定によりその対償として同項に規定する建築施設の部分の給付(当該給付が同法第118条の25の3第1項の規定により定められた管理処分計画において定められたものである場合には、施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の給付)を受ける権利を取得することとされた資産					(ニ) 都市再開発法第118条の11第1項の規定によりその対償として同項に規定する建築施設の部分の給付(当該給付が同法第118条の25の3第1項の規定により定められた管理処分計画において定められたものである場合には、施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の給付)を受ける権利を取得することとされた資産				
(ホ) 都市再開発法第104条第1項(同法第110条の2第6項又は第111条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)又は第118条の24(同法第118条の25の3第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定によりこれらの規定に規定する差額に相当する金額の交付を受けることとなった資					(ホ) 都市再開発法第104条第1項(同法第110条の2第6項又は第111条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)又は第118条の24(同法第118条の25の3第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定によりこれらの規定に規定する差額に相当する金額の交付を受けることとなった資				

改 正 後					改 正 前				
産 (ハ) 施設建築物の建築工事の完了に伴い、施設建築物の一部又は施設建築物の一部についての借家権(施設建築物に関する権利を含む。)を取得することとなった場合の当該施設建築物の一部を取得する権利又は施設建築物の一部についての借家権を取得する権利(都市再開発法第 110 条第 1 項又は第 110 条の 2 第 1 項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。)					産 (ハ) 施設建築物の建築工事の完了に伴い、施設建築物の一部又は施設建築物の一部についての借家権(施設建築物に関する権利を含む。)を取得することとなった場合の当該施設建築物の一部を取得する権利又は施設建築物の一部についての借家権を取得する権利(都市再開発法第 110 条第 1 項又は第 110 条の 2 第 1 項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。)				
(ト) 建築施設の建築工事の完了に伴い、建築施設の部分(施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を含む。)を取得することとなった場合の当該建築施設の部分の給付を受ける権利					(ト) 建築施設の建築工事の完了に伴い、建築施設の部分(施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を含む。)を取得することとなった場合の当該建築施設の部分の給付を受ける権利				
② 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事	(イ)、(ロ)、(ニ)及び(ホ)に掲げる資産の場合にあつては、これ	防災街区整備事業の施行者(※)	措置法 64 条 1 項 3 号の 3、65	※ 施行者は、個人施行者、防災街区整備事業組合、事	② 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事	(イ)、(ロ)、(ニ)及び(ホ)に掲げる資産の場合にあつては、これ	防災街区整備事業の施行者(※)	措置法 64 条 1 項 3 号の 3、65	※ 施行者は、個人施行者、防災街区整備事業組合、事

改 正 後				改 正 前			
業の施行に伴い資産の権利変換があった場合において、その権利変換に係る資産が次に掲げる資産であるとき (イ) 防災施設建築物の一部を取得する権利若しくは防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利及び防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第255条第1項又は第257条第1項の規定により定められた権利変換計画に係る防災施設建築敷地に関する権利又は防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。)又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権が与えられるように定められた資産 (ロ) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第212条第3項の規定により防	に該当する資産である旨の証明 (ハ)に掲げる資産の場合にあつては、措置法令第39条第11項各号に掲げる場合のいずれか(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第203条第1項又は第3項の申出をした者が同法第202条第1項の申出をすることができる場合には、措置法令第39条第11項第1号に掲げる場合に限る。)に該当する旨及び同項に規定する審査委員の同意又は防災街区整備審査会の議決のあった旨の証明	条 1 項 5 号、8 項 措 置 法 規 則 22 条 の 2 4 項 3 号	業会社、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社である。	業の施行に伴い資産の権利変換があった場合において、その権利変換に係る資産が次に掲げる資産であるとき (イ) 防災施設建築物の一部を取得する権利若しくは防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利及び防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第255条第1項又は第257条第1項の規定により定められた権利変換計画に係る防災施設建築敷地に関する権利又は防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。)又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権が与えられるように定められた資産 (ロ) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第212条第3項の規定により防	に該当する資産である旨の証明 (ハ)に掲げる資産の場合にあつては、措置法令第39条第11項各号に掲げる場合のいずれか(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第203条第1項又は第3項の申出をした者が同法第202条第1項の申出をすることができる場合には、措置法令第39条第11項第1号に掲げる場合に限る。)に該当する旨及び同項に規定する審査委員の同意又は防災街区整備審査会の議決のあった旨の証明	条 1 項 5 号、8 項 措 置 法 規 則 22 条 の 2 4 項 3 号	業会社、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社である。

改 正 後					改 正 前				
<p>災施設建築物の一部等若しくは防災施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められた資産又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第43条の規定により読み替えられた同項の規定により防災建築施設の部分若しくは防災施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められた資産</p> <p>(ハ) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第203条第1項又は第3項の申出に基づき同法第221条又は第222条第1項、第2項若しくは第5項の規定による権利の変換を受けなかった資産</p> <p>(ニ) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第248条第1項(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第43条</p>					<p>災施設建築物の一部等若しくは防災施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められた資産又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第43条の規定により読み替えられた同項の規定により防災建築施設の部分若しくは防災施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められた資産</p> <p>(ハ) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第203条第1項又は第3項の申出に基づき同法第221条又は第222条第1項、第2項若しくは第5項の規定による権利の変換を受けなかった資産</p> <p>(ニ) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第248条第1項(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第43条</p>				

改 正 後					改 正 前				
又は第45条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により同項に規定する差額に相当する金額の交付を受けることとなった資産					又は第45条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により同項に規定する差額に相当する金額の交付を受けることとなった資産				
(ホ) 防災施設建築物の建築工事の完了に伴い、防災施設建築物の一部又は防災施設建築物の一部についての借家権(防災施設建築物に関する権利を含む。)を取得することとなった場合の当該防災施設建築物の一部を取得する権利又は防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第255条第1項又は第257条第1項の規定により定められた権利交換計画に係る防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。)					(ホ) 防災施設建築物の建築工事の完了に伴い、防災施設建築物の一部又は防災施設建築物の一部についての借家権(防災施設建築物に関する権利を含む。)を取得することとなった場合の当該防災施設建築物の一部を取得する権利又は防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第255条第1項又は第257条第1項の規定により定められた権利交換計画に係る防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。)				
③ <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> (以下④までにおいて「 <u>マンション</u>	(イ)又は(ロ)に掲げる資産に該当する資産である旨の証	<u>マンション再生事業</u> の施行者	措置法65条1項6号措置法		③ <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u> (以下④までにおいて「 <u>マンショ</u>	(イ)又は(ロ)に掲げる資産に該当する資産である旨の証	<u>マンション建替事業</u> の施行者	措置法65条1項6号措置法	

改 正 後				改 正 前			
<p>再生円滑化法」とい う。)に規定するマン ション再生事業が施 行された場合におい て、その権利変換に 係る資産が次に掲げ る資産であるとき</p> <p>(i) 再生後マンショ ンに関する権利を 取得する権利又は 当該再生後マンシ ョンに係る敷地利 用権(マンション再 生円滑化法に規定 する敷地利用権を いう。以下同じ。)が 与えられるように 定められた資産</p> <p>(ii) 再生後マンショ ンの建築工事の完 了に伴い、再生後マ ンションに関する 権利を取得するこ ととなった場合に おける再生後マン ションに関する権 利を取得する権利 又は当該再生後マ ンションに係る敷 地利用権</p>	明		規 則 22 条 の 2 4 項 4 号	<p>ン建替円滑化法」と いう。)に規定するマ ンション建替事業が 施行された場合にお いて、その権利変換 に係る資産が次に掲 げる資産であるとき</p> <p>(i) 施行再建マンシ ョンに関する権利 を取得する権利又 は当該施行再建マ ンションに係る敷 地利用権(マンショ ン建替円滑化法に 規定する敷地利用 権をいう。以下同 じ。)が与えられる ように定められた 資産</p> <p>(ii) 施行再建マンシ ョンの建築工事の 完了に伴い、施行再 建マンションに関 する権利を取得す ることとなった場 合における施行再 建マンションに関 する権利を取得す る権利又は当該施 行再建マンション に係る敷地利用権</p>	明		規 則 22 条 の 2 4 項 4 号
④ マンション再生円滑化法に規定する敷地分割事業が実施された場合において、その資産に係るマンション再生円滑化法の敷地権利変換によ	これらに該当する資産である旨の証明	その敷地分割事業を実施する敷地分割組合(マンション再生円滑化法に規定	措置法65条1項7号措置法規則22条の24項5	④ マンション建替円滑化法に規定する敷地分割事業が実施された場合において、その資産に係るマンション建替円滑化法の敷地権利変換によりマンション建替円	これらに該当する資産である旨の証明	その敷地分割事業を実施する分割組合(マンション建替円滑化法に規定する分割組合をい	措置法65条1項7号措置法規則22条の24項5号

改 正 後				改 正 前			
りマンション再生円 滑化法第191条第1 項第2号に規定する 除却敷地持分、同項 第5号に規定する非 除却敷地持分等又は 同項第8号の敷地分 割後の団地共用部分 の共有持分を取得す るとき		する敷地分 割組合をい う。)	号	滑化法第191条第1 項第2号に規定する 除却敷地持分、同項 第5号に規定する非 除却敷地持分等又は 同項第8号の敷地分 割後の団地共用部分 の共有持分を取得す るとき		う。)	

三十一 第65条の7～第65条の9《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係

改 正 後		改 正 前	
<p>(買換資産を当該法人の事業の用に供したことの意義)</p> <p>65の7(2)-1 法人が、その取得した買換資産について措置法第65条の7第1項の規定の適用を受けることができるのは、当該買換資産をその取得の日から1年以内に当該法人の事業の用に供した場合又は供する見込みである場合に限られるのであるが、この場合において当該法人の事業の用に供したかどうかの判定は、次による。</p> <p>同条第9項の規定の適用を受ける場合における分割法人等又は分割承継法人等の事業の用に供したかどうかの判定についても同様とする。</p> <p>(1) 土地の上に当該法人の建物、構築物等の建設等をする場合においても、当該建物、構築物等が当該法人の事業の用に供されないときにおける当該土地は、当該法人の事業の用に供したものに該当しない。</p> <p>(2) 空地(運動場、物品置場、駐車場等として利用している土地であっても、特別の施設を設けていないものを含む。)である土地、空屋である建物等は、当該法人の事業の用に供したものに該当しない。ただし、特別の施設は設け</p>		<p>(買換資産を当該法人の事業の用に供したことの意義)</p> <p>65の7(2)-1 法人が、その取得した買換資産について措置法第65条の7第1項の規定の適用を受けることができるのは、当該買換資産をその取得の日から1年以内に当該法人の事業の用に供した場合又は供する見込みである場合に限られるのであるが、この場合において当該法人の事業の用に供したかどうかの判定は、次による。</p> <p>同条第9項の規定の適用を受ける場合における分割法人等又は分割承継法人等の事業の用に供したかどうかの判定についても同様とする。</p> <p>(1) 土地の上に当該法人の建物、構築物等の建設等をする場合においても、当該建物、構築物等が当該法人の事業の用に供されないときにおける当該土地は、当該法人の事業の用に供したものに該当しない。</p> <p>(2) 空地(運動場、物品置場、駐車場等として利用している土地であっても、特別の施設を設けていないものを含む。)である土地、空屋である建物等は、当該法人の事業の用に供したものに該当しない。ただし、特別の施設は設け</p>	

改 正 後	改 正 前
<p>ていないが、物品置場、駐車場等として常時使用している土地で当該法人の事業の遂行上通常必要なものとして合理的であると認められる程度のもは、この限りでない。</p> <p>(3) 工場等の用地としている土地であっても、当該工場等の生産方式、生産規模等の状況からみて必要なものとして合理的であると認められる部分以外の部分の土地は、当該法人の事業の用に供したものに該当しない。</p> <p>(4) 農場又は牧場等としている土地であっても、当該農場又は牧場等で行っている耕作、牧畜等の行為が社会通念上農業、牧畜業等に至らない程度のもであると認められる場合における当該土地又は耕作能力、牧畜能力等から推定して必要以上に保有されていると認められる場合における当該必要以上に保有されている土地は、当該法人の事業の用に供したものに該当しない。</p> <p>(5) 植林されている山林を相当の面積にわたって取得し、社会通念上林業と認められる程度に至る場合における当該土地は当該法人の事業の用に供したものに該当するが、例えば、雑木林を取得して保有するにすぎず、林業と認められるに至らない場合における当該土地は、当該法人の事業の用に供したものに該当しない。</p> <p>(6) 他に貸し付けている資産は、その貸付けが相当の対価を得て継続的に行われるものに限り、当該法人の事業の用に供したものに該当する。ただし、その貸付けを受けた者が正当な理由なく当該資産をその貸付けの目的に応じて使用していないこと、その貸付けを受けた者における当該資産の使用の状況が(1)、(2)の本文、(3)、(4)及び(5)の後段に該当すること等の事情があるため、その貸付けが専ら圧縮記帳の適用を受けることを目的として行われたと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 次に掲げるものは、相当の対価を得ていないものであっても、継続的に行われるものである限り、(6)にかかわらず、当該法人の事業の用に供したもの</p>	<p>ていないが、物品置場、駐車場等として常時使用している土地で当該法人の事業の遂行上通常必要なものとして合理的であると認められる程度のもは、この限りでない。</p> <p>(3) 工場等の用地としている土地であっても、当該工場等の生産方式、生産規模等の状況からみて必要なものとして合理的であると認められる部分以外の部分の土地は、当該法人の事業の用に供したものに該当しない。</p> <p>(4) 農場又は牧場等としている土地であっても、当該農場又は牧場等で行っている耕作、牧畜等の行為が社会通念上農業、牧畜業等に至らない程度のもであると認められる場合における当該土地又は耕作能力、牧畜能力等から推定して必要以上に保有されていると認められる場合における当該必要以上に保有されている土地は、当該法人の事業の用に供したものに該当しない。</p> <p>(5) 植林されている山林を相当の面積にわたって取得し、社会通念上林業と認められる程度に至る場合における当該土地は当該法人の事業の用に供したものに該当するが、例えば、雑木林を取得して保有するにすぎず、林業と認められるに至らない場合における当該土地は、当該法人の事業の用に供したものに該当しない。</p> <p>(6) 他に貸し付けている資産は、その貸付けが相当の対価を得て継続的に行われるものに限り、当該法人の事業の用に供したものに該当する。ただし、その貸付けを受けた者が正当な理由なく当該資産をその貸付けの目的に応じて使用していないこと、その貸付けを受けた者における当該資産の使用の状況が(1)、(2)の本文、(3)、(4)及び(5)の後段に該当すること等の事情があるため、その貸付けが専ら圧縮記帳の適用を受けることを目的として行われたと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 次に掲げるものは、相当の対価を得ていないものであっても、継続的に行われるものである限り、(6)にかかわらず、当該法人の事業の用に供したもの</p>

改 正 後	改 正 前
<p>に該当する。</p> <p>イ 自己の商品等の<u>加工委託先</u>、販売特約店等に対し、それらが商品等について加工、販売等をするために必要な施設として貸し付けるもの（その貸付けを受けた者がその貸付けの目的に応じて使用しているものに限る。）</p> <p>ロ 工場、事業所等の従業員社宅（役員に貸与しているものを除く。）、売店等として貸し付けているもの</p> <p>Ⓜ 役員に貸与している社宅は、(6)の取扱いを適用することになる。</p> <p>（事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等）</p> <p>65の7(3)－12 法人が買換資産につき措置法第65条の7第4項又は第12項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度以後の事業年度においては、当該買換資産について措置法第42条の6、第42条の9から<u>第42条の12</u>まで、第42条の12の4、第42条の12の6及び第43条から<u>第47条</u>までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第52条の2及び第52条の3の規定による特別償却等を行うことができる。この場合において、次に定めることについては、次によることに留意する。</p> <p>(1) これらの条に規定する取得の日は、当該資産の措置法第65条の7第1項又は第9項に規定する取得の日による。</p> <p>(2) 措置法第45条第3項及び第46条から<u>第47条</u>までの規定の適用を受けることができる期間は、当該益金の額に算入されることとなった日からこれらの規定に規定する供用期間の末日までの間に限られる。</p> <p>Ⓜ1 措置法第42条の6第1項に規定する特定機械装置等（以下「特定機械装置等」という。）につき措置法第65条の7第1項の規定の適用を受けた場合において、それが一旦当該法人の事業の用に供した後その取得の日から1年以内に当該法人の事業の用に供さなくなったため同条第4項の規定</p>	<p>に該当する。</p> <p>イ 自己の商品等の<u>下請工場</u>、販売特約店等に対し、それらが商品等について加工、販売等をするために必要な施設として貸し付けるもの（その貸付けを受けた者がその貸付けの目的に応じて使用しているものに限る。）</p> <p>ロ 工場、事業所等の従業員社宅（役員に貸与しているものを除く。）、売店等として貸し付けているもの</p> <p>Ⓜ 役員に貸与している社宅は、(6)の取扱いを適用することになる。</p> <p>（事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等）</p> <p>65の7(3)－12 法人が買換資産につき措置法第65条の7第4項又は第12項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度以後の事業年度においては、当該買換資産について措置法第42条の6、第42条の9から<u>第42条の11</u>の<u>3</u>まで、第42条の12の4、第42条の12の6及び第43条から<u>第48条</u>までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第52条の2及び第52条の3の規定による特別償却等を行うことができる。この場合において、次に定めることについては、次によることに留意する。</p> <p>(1) これらの条に規定する取得の日は、当該資産の措置法第65条の7第1項又は第9項に規定する取得の日による。</p> <p>(2) 措置法第45条第3項及び第46条から<u>第48条</u>までの規定の適用を受けることができる期間は、当該益金の額に算入されることとなった日からこれらの規定に規定する供用期間の末日までの間に限られる。</p> <p>Ⓜ1 措置法第42条の6第1項に規定する特定機械装置等（以下「特定機械装置等」という。）につき措置法第65条の7第1項の規定の適用を受けた場合において、それが一旦当該法人の事業の用に供した後その取得の日から1年以内に当該法人の事業の用に供さなくなったため同条第4項の規定</p>

改 正 後	改 正 前
<p>により益金の額に算入されたときは、その後においても当該特定機械装置等について措置法第42条の6の規定の適用を受けることはできない。しかし、特定機械装置等をその取得の日から1年を経過する日まで引き続き当該法人の事業の用に供さなかったため措置法第65条の7第4項の規定により益金の額に算入されたときは、その後当該特定機械装置等を当該法人の事業の用に供した日（措置法第42条の6第1項に規定する指定期間内の日に限る。）を含む事業年度において措置法第42条の6の規定の適用を受けることができる。</p> <p>適格合併等により措置法第65条の7第1項又は第9項の規定の適用を受けた買換資産の移転を受けた合併法人等が同条第12項の規定の適用を受ける場合も同様とする。</p> <p>2 措置法第45条第3項に規定する産業振興機械等（以下「産業振興機械等」という。）について措置法第65条の7第1項の規定の適用を受けた場合において、それが一旦当該法人の事業の用に供した後その取得の日から1年以内に当該法人の事業の用に供さなくなったため同条第4項の規定により益金の額に算入されたときはその後産業振興機械等を事業の用に供したときの当初に当該法人の事業の用に供した日以後5年以内の期間のうち再び事業の用に供している期間について、産業振興機械等をその取得の日から1年を経過する日まで引き続き当該法人の事業の用に供さなかったため同項の規定により益金の額に算入されたときはその後当該産業振興機械等を事業の用に供した日以後5年以内の期間のうち事業の用に供している期間について、それぞれ措置法第45条第3項の規定の適用を受けることができる。</p> <p>適格合併等により措置法第65条の7第1項又は第9項の規定の適用を受けた買換資産の移転を受けた合併法人等が同条第12項の規定の適用を</p>	<p>により益金の額に算入されたときは、その後においても当該特定機械装置等について措置法第42条の6の規定の適用を受けることはできない。しかし、特定機械装置等をその取得の日から1年を経過する日まで引き続き当該法人の事業の用に供さなかったため措置法第65条の7第4項の規定により益金の額に算入されたときは、その後当該特定機械装置等を当該法人の事業の用に供した日（措置法第42条の6第1項に規定する指定期間内の日に限る。）を含む事業年度において措置法第42条の6の規定の適用を受けることができる。</p> <p>適格合併等により措置法第65条の7第1項又は第9項の規定の適用を受けた買換資産の移転を受けた合併法人等が同条第12項の規定の適用を受ける場合も同様とする。</p> <p>2 措置法第45条第3項に規定する産業振興機械等（以下「産業振興機械等」という。）について措置法第65条の7第1項の規定の適用を受けた場合において、それが一旦当該法人の事業の用に供した後その取得の日から1年以内に当該法人の事業の用に供さなくなったため同条第4項の規定により益金の額に算入されたときはその後産業振興機械等を事業の用に供したときの当初に当該法人の事業の用に供した日以後5年以内の期間のうち再び事業の用に供している期間について、産業振興機械等をその取得の日から1年を経過する日まで引き続き当該法人の事業の用に供さなかったため同項の規定により益金の額に算入されたときはその後当該産業振興機械等を事業の用に供した日以後5年以内の期間のうち事業の用に供している期間について、それぞれ措置法第45条第3項の規定の適用を受けることができる。</p> <p>適格合併等により措置法第65条の7第1項又は第9項の規定の適用を受けた買換資産の移転を受けた合併法人等が同条第12項の規定の適用を</p>

改 正 後	改 正 前
<p>受ける場合も同様とする。</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65の7(3)－13 譲渡資産の譲渡の日を含む事業年度開始の前日に取得した資産につき法人が措置法第42条の6、第42条の9から第42条の12まで、第42条の12の4、第42条の12の6及び第43条から第47条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第52条の3の規定の適用を受けている場合には、当該資産が措置法第65条の7第3項(同条第10項において準用する場合を含む。)の規定に該当するものであっても、同条第3項(同条第10項において準用する場合を含む。)の規定の適用がないことに留意する。</p>	<p>受ける場合も同様とする。</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65の7(3)－13 譲渡資産の譲渡の日を含む事業年度開始の前日に取得した資産につき法人が措置法第42条の6、第42条の9から第42条の11の3まで、第42条の12の4、第42条の12の6及び第43条から第48条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第52条の3の規定の適用を受けている場合には、当該資産が措置法第65条の7第3項(同条第10項において準用する場合を含む。)の規定に該当するものであっても、同条第3項(同条第10項において準用する場合を含む。)の規定の適用がないことに留意する。</p>

三十二 第66条の6～第66条の9(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(直接及び間接に有する株式)</p> <p>66の6-2 措置法第66条の6第1項、<u>第8項</u>又は<u>第10項</u>の内国法人が直接及び間接に有する外国関係会社(同条第2項第1号に規定する外国関係会社をいう。以下66の9の2-1までにおいて同じ。)の株式には、その株式の払込金額等の全部又は一部について払込み等が行われていないものも含まれるものとする。</p> <p>Ⓒ 名義株は、その実際の権利者が所有するものとして同条第1項、<u>第8項</u>又は<u>第10項</u>の規定を適用することに留意する。</p> <p>(課税対象金額等の円換算)</p>	<p>(直接及び間接に有する株式)</p> <p>66の6-2 措置法第66条の6第1項、<u>第6項</u>又は<u>第8項</u>の内国法人が直接及び間接に有する外国関係会社(同条第2項第1号に規定する外国関係会社をいう。以下66の9の2-1までにおいて同じ。)の株式には、その株式の払込金額等の全部又は一部について払込み等が行われていないものも含まれるものとする。</p> <p>Ⓒ 名義株は、その実際の権利者が所有するものとして同条第1項、<u>第6項</u>又は<u>第8項</u>の規定を適用することに留意する。</p> <p>(課税対象金額等の円換算)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>66 の 6-4 内国法人が措置法第 66 条の 6 第 1 項、<u>第 8 項又は第 10 項</u>の規定により特定外国関係会社若しくは対象外国関係会社に係る課税対象金額、部分対象外国関係会社に係る部分課税対象金額又は外国金融子会社等に係る金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額を益金の額に算入する場合における当該課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額及び<u>同条第 12 項第 2 号</u>に規定する部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額の円換算は、当該外国関係会社の当該事業年度終了の日の翌日から 4 月を経過する日における電信売買相場の仲値（基本通達 13 の 2-1-2 に定める電信売買相場の仲値をいう。以下 66 の 6-21 までにおいて同じ。）による。ただし、継続適用を条件として、当該内国法人の同日を含む事業年度終了の日の電信売買相場の仲値によることができるものとする。</p> <p>(㊦) ただし書による場合において、当該内国法人が 2 以上の外国関係会社を有するときは、その全ての外国関係会社につき、当該電信売買相場の仲値によるものとする。</p> <p>(主たる事業の判定)</p> <p>66 の 6-5 措置法第 66 条の 6 第 2 項第 2 号イ、同項第 3 号、<u>同条第 8 項第 1 号</u>若しくは同項第 2 号又は措置法令第 39 条の 15 第 1 項第 4 号イ若しくは第 39 条の 17 の 2 第 2 項第 5 号イの規定を適用する場合において、外国関係会社が 2 以上の事業を営んでいるときは、そのいずれが主たる事業であるかは、それぞれの事業に属する収入金額又は所得金額の状況、使用人の数、固定施設の状況等を総合的に勘案して判定する。</p> <p>(船舶又は航空機の貸付けの意義)</p> <p>66 の 6-15 措置法第 66 条の 6 第 2 項第 3 号イ又は<u>同条第 8 項第 8 号</u>の規定の</p>	<p>66 の 6-4 内国法人が措置法第 66 条の 6 第 1 項、<u>第 6 項又は第 8 項</u>の規定により特定外国関係会社若しくは対象外国関係会社に係る課税対象金額、部分対象外国関係会社に係る部分課税対象金額又は外国金融子会社等に係る金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額を益金の額に算入する場合における当該課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額及び<u>同条第 10 項第 2 号</u>に規定する部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額の円換算は、当該外国関係会社の当該事業年度終了の日の翌日から 4 月を経過する日における電信売買相場の仲値（基本通達 13 の 2-1-2 に定める電信売買相場の仲値をいう。以下 66 の 6-21 までにおいて同じ。）による。ただし、継続適用を条件として、当該内国法人の同日を含む事業年度終了の日の電信売買相場の仲値によることができるものとする。</p> <p>(㊦) ただし書による場合において、当該内国法人が 2 以上の外国関係会社を有するときは、その全ての外国関係会社につき、当該電信売買相場の仲値によるものとする。</p> <p>(主たる事業の判定)</p> <p>66 の 6-5 措置法第 66 条の 6 第 2 項第 2 号イ、同項第 3 号、<u>同条第 6 項第 1 号</u>若しくは同項第 2 号又は措置法令第 39 条の 15 第 1 項第 4 号イ若しくは第 39 条の 17 の 2 第 2 項第 5 号イの規定を適用する場合において、外国関係会社が 2 以上の事業を営んでいるときは、そのいずれが主たる事業であるかは、それぞれの事業に属する収入金額又は所得金額の状況、使用人の数、固定施設の状況等を総合的に勘案して判定する。</p> <p>(船舶又は航空機の貸付けの意義)</p> <p>66 の 6-15 措置法第 66 条の 6 第 2 項第 3 号イ又は<u>同条第 6 項第 8 号</u>の規定の</p>

改 正 後	改 正 前
<p>適用上、船舶又は航空機の貸付けとは、いわゆる裸用船（機）契約に基づく船舶（又は航空機）の貸付けをいい、いわゆる定期用船（機）契約又は航海用船（機）契約に基づく船舶（又は航空機）の用船（機）は、これに該当しない。</p> <p>（全てに従事していることの範囲）</p> <p>66の6-16 措置法第66条の6第2項第3号イ(3)に規定する「全てに従事している」ことには、外国関係会社の業務の一部の委託（補助業務（広告宣伝、市場調査、専門的知識の提供その他の当該外国関係会社が業務を行う上での補助的な機能を有する業務をいう。）以外の業務の委託にあつては、当該外国関係会社が仕様書等を作成し、又は指揮命令している場合に限る。）が含まれることに留意する。</p> <p>同項第2号イ(4)、措置法令第39条の14の3第1項各号及び第9項第3号イ(1)(ii)、措置法第66条の6第2項第7号、措置法令第39条の17第3項各号及び第8項第2号並びに措置法第66条の6第8項第2号、第5号及び第8号並びに措置法令第39条の17の3第8項第1号から第3号までに規定する「全てに従事している」こと並びに措置法令第39条の14の3第8項第3号、第9項第3号ニ、措置法規則第22条の11第10項第3号及び第20項第3号に規定する「全てが……行われていること」についても、同様とする。</p> <p>（適用対象金額等の計算）</p> <p>66の6-19 措置法第66条の6第2項第4号に規定する適用対象金額、<u>同条第9項</u>に規定する部分適用対象金額及び<u>同条第11項</u>に規定する金融子会社等部分適用対象金額並びに措置法令第39条の15第5項に規定する欠損金額、措置法令第39条の17の3第30項に規定する部分適用対象損失額及び措置法令第39条の17の4第10項に規定する金融子会社等部分適用対象損失額は、外</p>	<p>適用上、船舶又は航空機の貸付けとは、いわゆる裸用船（機）契約に基づく船舶（又は航空機）の貸付けをいい、いわゆる定期用船（機）契約又は航海用船（機）契約に基づく船舶（又は航空機）の用船（機）は、これに該当しない。</p> <p>（全てに従事していることの範囲）</p> <p>66の6-16 措置法第66条の6第2項第3号イ(3)に規定する「全てに従事している」ことには、外国関係会社の業務の一部の委託（補助業務（広告宣伝、市場調査、専門的知識の提供その他の当該外国関係会社が業務を行う上での補助的な機能を有する業務をいう。）以外の業務の委託にあつては、当該外国関係会社が仕様書等を作成し、又は指揮命令している場合に限る。）が含まれることに留意する。</p> <p>同項第2号イ(4)、措置法令第39条の14の3第1項各号及び第9項第3号イ(1)(ii)、措置法第66条の6第2項第7号、措置法令第39条の17第3項各号及び第8項第2号並びに措置法第66条の6第6項第2号、第5号及び第8号並びに措置法令第39条の17の3第10項第1号から第3号までに規定する「全てに従事している」こと並びに措置法令第39条の14の3第8項第3号、第9項第3号ニ、措置法規則第22条の11第10項第3号及び第20項第3号に規定する「全てが……行われていること」についても、同様とする。</p> <p>（適用対象金額等の計算）</p> <p>66の6-19 措置法第66条の6第2項第4号に規定する適用対象金額、<u>同条第7項</u>に規定する部分適用対象金額及び<u>同条第9項</u>に規定する金融子会社等部分適用対象金額並びに措置法令第39条の15第5項に規定する欠損金額、措置法令第39条の17の3第32項に規定する部分適用対象損失額及び措置法令第39条の17の4第10項に規定する金融子会社等部分適用対象損失額は、外</p>

改 正 後	改 正 前
<p>国関係会社が会計帳簿の作成に当たり使用する外国通貨表示の金額により計算するものとする。この場合において、例えば措置法第 61 条の 4 の規定の例に準じて交際費等の損金不算入額を計算する場合における同条に定める 800 万円のように、法令中本邦通貨表示で定められている金額については、66 の 6-4 により内国法人が外国関係会社の課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額の円換算に当たり適用する為替相場により当該本邦通貨表示で定められている金額を当該外国通貨表示の金額に換算した金額によるものとする。</p> <p>(無税国の外国関係会社が企業集団等所得課税規定の適用を受ける場合の所得の金額の計算)</p> <p>66 の 6-21 の 7 措置法令第 39 条の 15 第 6 項第 2 号の法令の規定の適用を受ける外国関係会社(法人の所得に対して課される税が存在しない国又は地域に本店又は主たる事務所を有するものに限る。)にあっては、措置法第 66 条の 6 第 2 項第 4 号に規定する基準所得金額の計算については、措置法令第 39 条の 15 第 2 項の適用はなく同条第 1 項により計算することとなり、措置法第 66 条の 6 第 7 項第 1 号に規定する租税負担割合(以下 66 の 6-25 までにおいて「租税負担割合」という。)を算出する場合の措置法令第 39 条の 17 の 2 第 2 項第 1 号の所得の金額の計算については、同号イの適用はなく同号ロにより計算することとなることに留意する。</p> <p>(外国法人税の範囲)</p> <p>66 の 6-24 措置法令第 39 条の 17 の 2 第 2 項第 1 号イに規定する外国法人税の額には、外国関係会社が法第 138 条第 1 項又は所得税法第 161 条第 1 項に規定する国内源泉所得に係る所得について課された法人税及び所得税、<u>地方</u></p>	<p>国関係会社が会計帳簿の作成に当たり使用する外国通貨表示の金額により計算するものとする。この場合において、例えば措置法第 61 条の 4 の規定の例に準じて交際費等の損金不算入額を計算する場合における同条に定める 800 万円のように、法令中本邦通貨表示で定められている金額については、66 の 6-4 により内国法人が外国関係会社の課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額の円換算に当たり適用する為替相場により当該本邦通貨表示で定められている金額を当該外国通貨表示の金額に換算した金額によるものとする。</p> <p>(無税国の外国関係会社が企業集団等所得課税規定の適用を受ける場合の所得の金額の計算)</p> <p>66 の 6-21 の 7 措置法令第 39 条の 15 第 6 項第 2 号の法令の規定の適用を受ける外国関係会社(法人の所得に対して課される税が存在しない国又は地域に本店又は主たる事務所を有するものに限る。)にあっては、措置法第 66 条の 6 第 2 項第 4 号に規定する基準所得金額の計算については、措置法令第 39 条の 15 第 2 項の適用はなく同条第 1 項により計算することとなり、措置法第 66 条の 6 第 5 項第 1 号に規定する租税負担割合(以下 66 の 6-25 までにおいて「租税負担割合」という。)を算出する場合の措置法令第 39 条の 17 の 2 第 2 項第 1 号の所得の金額の計算については、同号イの適用はなく同号ロにより計算することとなることに留意する。</p> <p>(外国法人税の範囲)</p> <p>66 の 6-24 措置法令第 39 条の 17 の 2 第 2 項第 1 号イに規定する外国法人税の額には、外国関係会社が法第 138 条第 1 項又は所得税法第 161 条第 1 項に規定する国内源泉所得に係る所得について課された法人税及び所得税<u>並びに</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>人税並びに防衛特別法人税及び法第 38 条第 2 項第 2 号に掲げるものの額を含めることができる。</u></p> <p><u>(累進税率の場合の特例の適用)</u></p> <p><u>66 の 6-27 措置法令第 39 条の 17 の 2 第 2 項第 4 号の規定の適用に当たっては、次のことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 同号の規定は、その本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合に適用されるのであるから、法人の所得の区分に応じて税率が異なる場合には、同号の規定は適用されないこと。</u></p> <p><u>(2) 同号ただし書の「当該最も高い税率が適用されることが通常見込まれないこと」には、例えば、その本店所在地国の経済規模を踏まえれば、その本店所在地国内の法人に対して適用されることが想定し難いような高額所得の区分に対し、措置法第 66 条の 6 第 1 項、第 8 項又は第 10 項の規定の適用が免除となる税率が設定されていることが該当すること。</u></p> <p><u>(3) 同号ただし書の「当該最も高い税率が適用される所得の額の区分が適用される所得の金額が極めて限定されていること」には、例えば、その本店所在地国の累進課税制度において、最高税率が適用される所得の金額が少額の金額に限定されているといった特殊な累進課税制度であることが該当すること。</u></p> <p><u>(4) 同号ただし書の「その他の事情」には、例えば、本店所在地国において、形式的には累進課税制度の最高税率が適用されるものの、税額控除、補助金等により、実際の法人税の負担が著しく低くなることにより、実質的には同号ただし書の「当該最も高い税率が適用されることが通常見込まれないこと」と同様の状況となるような制度が設けられていることが該当すること。</u></p>	<p><u>地方法人税及び法第 38 条第 2 項第 2 号に掲げるものの額を含めることができる。</u></p> <p><u>(複数税率の場合の特例の適用)</u></p> <p><u>66 の 6-27</u></p> <p>その本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合に措置法令第 39 条の 17 の 2 第 2 項第 4 号の規定が適用されるのであるから、法人の所得の区分に応じて税率が異なる場合には、同号の規定は適用されないことに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(特定所得の金額に係る源泉税等)</p> <p>66 の 6-28 措置法第 66 条の 6 第 8 項第 1 号から第 4 号まで及び同項第 8 号から第 10 号まで並びに措置法令第 39 条の 17 の 3 第 14 項第 1 号に規定する「直接要した費用の額」には、措置法第 66 条の 6 第 8 項に規定する特定所得の金額に係る源泉税等(令第 141 条第 2 項第 3 号に掲げる税及びこれに附帯して課される法第 2 条第 41 号に規定する附帯税に相当する税その他当該附帯税に相当する税に類する税をいう。)の額が含まれることに留意する。</p> <p>(自ら行った研究開発の意義)</p> <p>66 の 6-29 措置法令第 39 条の 17 の 3 第 20 項第 1 号に規定する「部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発」には、同号の部分対象外国関係会社が他の者に研究開発の全部又は一部を委託などして行う研究開発であっても、当該部分対象外国関係会社が自ら当該研究開発に係る企画、立案、委託先への開発方針の指示、費用負担及びリスク負担を行うものはこれに該当することに留意する。</p>	<p>(特定所得の金額に係る源泉税等)</p> <p>66 の 6-28 措置法第 66 条の 6 第 6 項第 1 号から第 4 号まで及び同項第 8 号から第 10 号まで並びに措置法令第 39 条の 17 の 3 第 16 項第 1 号に規定する「直接要した費用の額」には、措置法第 66 条の 6 第 6 項に規定する特定所得の金額に係る源泉税等(令第 141 条第 2 項第 3 号に掲げる税及びこれに附帯して課される法第 2 条第 41 号に規定する附帯税に相当する税その他当該附帯税に相当する税に類する税をいう。)の額が含まれることに留意する。</p> <p>(自ら行った研究開発の意義)</p> <p>66 の 6-29 措置法令第 39 条の 17 の 3 第 22 項第 1 号に規定する「部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発」には、同号の部分対象外国関係会社が他の者に研究開発の全部又は一部を委託などして行う研究開発であっても、当該部分対象外国関係会社が自ら当該研究開発に係る企画、立案、委託先への開発方針の指示、費用負担及びリスク負担を行うものはこれに該当することに留意する。</p>

三十三 第 66 条の 11 の 2 《特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例》関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<u>第 66 条の 11 の 2 《特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例》関係</u>
(廃 止)	<u>(組合員集会等に類するものの範囲)</u>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>66 の 11 の 2-1</u> 措置法令第 39 条の 22 の 2 第 1 項第 2 号の投資事業有限責任組合の組合員集会その他これに類するものには、例えば外国の法令に基づき組成された当該投資事業有限責任組合に類する事業体の投資家から構成される合議体が該当し、同号の投資事業有限責任組合の組合員その他これに類するものには、例えば当該投資家が該当する。</p>

三十四 第 66 条の 13《特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定株式の評価減をした場合の帳簿価額の減額)</p> <p>66 の 13-2 法人がその有する特定株式について帳簿価額を減額した場合において、措置法第 66 条の 13 第 1 項又は第 13 項第 6 号の規定の適用に当たっては、措置法令第 39 条の 24 の 2 第 23 項各号に掲げる各株式のいずれの帳簿価額からその減額をした金額を減額するかは、法人の計算によるものとする。</p> <p>(特定株式の全部又は一部を有しないこととなった場合の意義)</p> <p>66 の 13-7 措置法第 66 条の 13 第 13 項第 1 号に規定する「特定株式の全部又は一部を有しないこととなった場合」には、特定株式の併合によりその株式数が減少したことは含まれないことに留意する。</p> <p>(特定株式の評価減を否認した場合の特別勘定の取扱い)</p> <p>66 の 13-8 法人が、特別勘定に係る特定株式についてその帳簿価額を減額したため、措置法第 66 条の 13 第 13 項第 6 号の規定により当該特別勘定</p>	<p>(特定株式の評価減をした場合の帳簿価額の減額)</p> <p>66 の 13-2 法人がその有する特定株式について帳簿価額を減額した場合において、措置法第 66 条の 13 第 1 項又は第 11 項第 6 号の規定の適用に当たっては、措置法令第 39 条の 24 の 2 第 20 項各号に掲げる各株式のいずれの帳簿価額からその減額をした金額を減額するかは、法人の計算によるものとする。</p> <p>(特定株式の全部又は一部を有しないこととなった場合の意義)</p> <p>66 の 13-7 措置法第 66 条の 13 第 11 項第 1 号に規定する「特定株式の全部又は一部を有しないこととなった場合」には、特定株式の併合によりその株式数が減少したことは含まれないことに留意する。</p> <p>(特定株式の評価減を否認した場合の特別勘定の取扱い)</p> <p>66 の 13-8 法人が、特別勘定に係る特定株式についてその帳簿価額を減額したため、措置法第 66 条の 13 第 11 項第 6 号の規定により当該特別勘定</p>

改 正 後	改 正 前
<p>の金額を取り崩して益金の額に算入した場合において、当該特定株式に係る当該減額後の帳簿価額が時価を下回るため当該減額が認められないこととなる金額があり、かつ、その取り崩した金額が帳簿価額の減額が認められた金額を基礎として同号の規定により取り崩すべきこととなる金額を超えるときは、その超える部分の金額は、同項第9号の規定により取り崩した金額に該当することに留意する。</p> <p>(換算差損を計上した場合の特別勘定の取崩し)</p> <p>66の13-9 法人が特別勘定を設けている場合において、当該特別勘定に係る特定株式で外貨建てのものにつき当該事業年度終了の時において令第122条の3の規定により換算を行ったため換算差損が生じたときは、当該特別勘定の金額のうち、当該換算差損の金額に相当する金額を取り崩して益金の額に算入することに留意する。</p> <p>この場合において、当該換算差損の金額に相当する金額については、措置法令第39条の24の2第13項第1号の規定により計算することに留意する。</p> <p>(取得の日から3年を経過した増資特定株式に係る特別勘定を取り崩した場合の取扱い)</p> <p>66の13-10 措置法第66条の13第14項第1号に掲げる特別勘定の金額については、同条第2項から第9項まで及び第13項の規定の適用がないのであるから、その後、当該特別勘定の金額を取り崩した場合であっても、その取り崩した金額は益金の額に算入しないことに留意する。</p>	<p>の金額を取り崩して益金の額に算入した場合において、当該特定株式に係る当該減額後の帳簿価額が時価を下回るため当該減額が認められないこととなる金額があり、かつ、その取り崩した金額が帳簿価額の減額が認められた金額を基礎として同号の規定により取り崩すべきこととなる金額を超えるときは、その超える部分の金額は、同項第9号の規定により取り崩した金額に該当することに留意する。</p> <p>(換算差損を計上した場合の特別勘定の取崩し)</p> <p>66の13-9 法人が特別勘定を設けている場合において、当該特別勘定に係る特定株式で外貨建てのものにつき当該事業年度終了の時において令第122条の3の規定により換算を行ったため換算差損が生じたときは、当該特別勘定の金額のうち、当該換算差損の金額に相当する金額を取り崩して益金の額に算入することに留意する。</p> <p>この場合において、当該換算差損の金額に相当する金額については、措置法令第39条の24の2第11項第1号の規定により計算することに留意する。</p> <p>(取得の日から3年を経過した増資特定株式に係る特別勘定を取り崩した場合の取扱い)</p> <p>66の13-10 措置法第66条の13第12項第1号に掲げる特別勘定の金額については、同条第2項から第9項まで及び第11項の規定の適用がないのであるから、その後、当該特別勘定の金額を取り崩した場合であっても、その取り崩した金額は益金の額に算入しないことに留意する。</p>

三十五 第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(少額減価償却資産の取得価額の判定単位)</p> <p>67 の 5-2 措置法第 67 条の 5 第 1 項の規定を適用する場合において、取得価額が <u>40 万円</u>未済であるかどうかは、通常 1 単位として取引されるその単位、例えば機械及び装置については 1 台又は 1 基ごとに、工具、器具及び備品については 1 個、1 組又は 1 そろいごとに判定し、構築物のうち例えば枕木、電柱等単体では機能を発揮できないものについては一の工事等ごとに判定する。</p> <p>(主要な事業として行われる貸付けの例示)</p> <p>67 の 5-2 の 3 措置法規則第 22 条の 18 において読み替えて準用する規則第 27 条の 17 の規定の適用上、次に掲げる貸付けには、例えば、それぞれ次に定めるような行為が該当する。</p> <p>(1) 同条第 1 項第 1 号に掲げる貸付け 企業グループ内の各法人の営む事業の管理運営を行っている中小企業者等が当該各法人で事業の用に供する減価償却資産の調達を一括して行い、当該企業グループ内の他の法人に対してその調達した減価償却資産を貸し付ける行為</p> <p>(2) 同項第 2 号に掲げる貸付け 中小企業者等が<u>委託先</u>に対して、当該<u>委託先</u>の専ら当該中小企業者等のためにする製品の加工等の用に供される減価償却資産を貸し付ける行為</p> <p>(3) 同項第 3 号に掲げる貸付け 小売業を営む中小企業者等がその小売店の駐車場の遊休スペースを活用して自転車その他の減価償却資産を貸し付ける行為</p> <p>(4) 同項第 4 号に掲げる貸付け 不動産貸付業を営む中小企業者等がその貸し付ける建物の賃借人に対して、家具、電気機器その他の減価償却資産を貸し付ける行為</p>	<p>(少額減価償却資産の取得価額の判定単位)</p> <p>67 の 5-2 措置法第 67 条の 5 第 1 項の規定を適用する場合において、取得価額が <u>30 万円</u>未済であるかどうかは、通常 1 単位として取引されるその単位、例えば機械及び装置については 1 台又は 1 基ごとに、工具、器具及び備品については 1 個、1 組又は 1 そろいごとに判定し、構築物のうち例えば枕木、電柱等単体では機能を発揮できないものについては一の工事等ごとに判定する。</p> <p>(主要な事業として行われる貸付けの例示)</p> <p>67 の 5-2 の 3 措置法規則第 22 条の 18 において読み替えて準用する規則第 27 条の 17 の規定の適用上、次に掲げる貸付けには、例えば、それぞれ次に定めるような行為が該当する。</p> <p>(1) 同条第 1 項第 1 号に掲げる貸付け 企業グループ内の各法人の営む事業の管理運営を行っている中小企業者等が当該各法人で事業の用に供する減価償却資産の調達を一括して行い、当該企業グループ内の他の法人に対してその調達した減価償却資産を貸し付ける行為</p> <p>(2) 同項第 2 号に掲げる貸付け 中小企業者等が<u>自己の下請業者</u>に対して、当該<u>下請業者</u>の専ら当該中小企業者等のためにする製品の加工等の用に供される減価償却資産を貸し付ける行為</p> <p>(3) 同項第 3 号に掲げる貸付け 小売業を営む中小企業者等がその小売店の駐車場の遊休スペースを活用して自転車その他の減価償却資産を貸し付ける行為</p> <p>(4) 同項第 4 号に掲げる貸付け 不動産貸付業を営む中小企業者等がその貸し付ける建物の賃借人に対して、家具、電気機器その他の減価償却資産を貸し付ける行為</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注) 本文の(1)から(4)までに定める行為であっても、同条第2項に規定する場合に該当するものは、措置法令第39条の28第2項に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当しないことに留意する。</p>	<p>(注) 本文の(1)から(4)までに定める行為であっても、同条第2項に規定する場合に該当するものは、措置法令第39条の28第2項に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当しないことに留意する。</p>

三十六 第68条の2（認定株式分配に係る課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（認定株式分配の場合の適格株式分配の要件に係る従業者の範囲）</p> <p>68の2-1 措置法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用する法第2条第12号の15の3に規定する「政令で定める要件」に該当するかどうかの判定に当たり、措置法令第39条の34の2第1項第4号の「従業者」については、基本通達1-4-4の取扱いを準用する。</p>	<p>（認定株式分配の場合の適格株式分配の要件に係る従業者の範囲等）</p> <p>68の2-1 措置法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用する法第2条第12号の15の3に規定する「政令で定める要件」に該当するかどうかの判定に当たり、措置法令第39条の34の2第1項第4号の「従業者」<u>及び同項第5号の「主要な事業」</u>については、基本通達1-4-4<u>及び1-4-5</u>の取扱いを準用する。</p>

三十七 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>（経過的取扱い…改正前の措置法等の適用がある場合）</u></p> <p><u>改正法令（所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号）、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第98号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和8年財務省令第21号）をいう。以下同じ。）による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則（改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。）の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通</u></p>	<p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<u>達による改正前の租税特別措置法関係通達（法人税編）の取扱いの例による。</u>	